



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表 1

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人田里友治から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成24年 5月29日

沖縄県監査委員	又	吉	春	三
沖縄県監査委員	幸	地	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	孝	助

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 金城印刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成23年度包括外部監査結果報告書

「沖縄振興計画に基づき沖縄県が実施した事業における
財務事務の執行について」

目 次

第1章 包括外部監査の概要			
1. 監査の種類	1	沖縄県の財政状況	50
2. 特定の事件(テーマ)	1	(7) 現在の沖縄	54
3. 監査の事件(テーマ)を選定した理由	1	6. 振興開発計画及び振興計画から見た今後の沖縄の戦略	56
4. 監査対象	1	7. 沖縄県による新たな振興計画	60
5. 監査の着眼点	2		
6. 主な監査手続	2	第3章 総論 - 監査の結果及び意見 -	65
7. 監査対象年度	2	1. 沖縄県の雇用問題について	65
8. 監査の実施期間	2	(1) 沖縄県の雇用情勢と背後にある本質的な構造	65
9. 包括外部監査人および監査補助者	2	① 改善しない沖縄県の雇用情勢	65
10. 利害関係	2	② 雇用問題に対する沖縄県の取り組み	69
		(2) 監査意見	78
第2章 監査テーマの概要		2. 沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル	79
1. 終戦から復帰までの沖縄県のあゆみ	3	(1) 「事業」についての考察	79
2. 復帰当時の沖縄と沖縄振興の必要性	3	① 「事業」とは	79
3. 沖縄振興計画	8	② 営利を目的とする事業の構造的な特性	79
(1) 振興計画の変遷	10	③ 行政が実施する事業の構造的な特性	80
(2) 沖縄振興計画の概要	10	④ ファイードバック及びCheckの重要性	81
① 目的	11	⑤ 沖縄振興計画に基づき実施した事業の評価について	81
② 沖縄振興計画の策定プロセス及び管理運営体制	11	⑥ 沖縄県が言うところのPDCAサイクルについて	87
③ 沖縄振興計画に関する予算配分	13	(2) 監査結果に基づく指摘事項	90
④ 振興を実現するための措置	14	3. 振興計画における「選択と集中」を可能とするためには	92
復帰後の沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画	15	(1) 「選択と集中」についての考察	92
(1) 第1次沖縄振興開発計画(1972-1981)	15	(2) 監査結果に基づく指摘事項	98
(2) 第2次沖縄振興開発計画(1982-1991)	21	4. 今後の振興計画の方向性についての私見	99
(3) 第3次沖縄振興開発計画(1992-2001)	26		
(4) 沖縄振興計画(2002-2011)	33	第4章 各論 - 監査の結果及び意見 -	101
三次にわたる振興開発計画および振興計画を経た現在の沖縄	43	1. MICE誘致・開催推進事業	102
(1) 社会資本の整備	44	2. コンベンション振興対策事業	106
(2) 人口動態	45	3. 沖縄型ニューツーリズム形成促進事業	109
(3) 雇用	46	4. 医療ツーリズム促進事業	112
(4) 県民総生産及び県民一人当たり所得	47	5. 観光誘致対策事業	114
(5) 産業構造の変化	48	6. ジュニアスタディツアー事業	117
		7. 沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業	120
		8. 文化産業ビジネスモデル支援事業	123
		9. インターネットショップ拡大強化事業	126
		10. 地域巡回マッチングプログラム事業	130

11.	工芸二次加工技術高度化促進事業	133
12.	若年者総合雇用支援事業	136
13.	ワンストップ型雇用相談窓口設置事業	140
14.	物産振興対策事業	142
15.	県産品中国市場拡大戦略構築事業	150
16.	おきなわ新産業創出投資事業	152
17.	子育てママの就職技術力向上支援事業	155
18.	雇用戦略プログラム推進事業	157
19.	離島特産品販売・開発支援事業	160
20.	沖縄離島戦略的情報発信支援事業	162
21.	離島地域着地型観光推進事業	164
22.	園芸モデル産地育成緊急対策事業	166
23.	県産農産物付加価値向上推進事業	169
24.	農産物マーケティング実践強化事業	172
25.	母子家庭等自立支援事業	175
26.	児童健全育成補助事業	181
27.	児童福祉施設等整備事業	186
28.	留学支援事業	189

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定による包括外部監査

2. 監査の事件（テーマ）

沖縄振興開発計画に基づき沖縄県が実施した事業における財務事務の執行について

3. 監査の事件（テーマ）を選定した理由

平成23年度は翌年度に沖縄県が本土復帰して40周年となる平成24年を迎える年でもあり、かつ、平成14年より開始した沖縄振興計画の最後の年度にあたり、かつ、新たな10年間の沖縄振興計画を翌年に控える年でもある。

沖縄県が復帰した1972年より沖縄振興開発計画は開始しており、沖縄県の復帰後40年の歴史は、沖縄振興開発計画および沖縄振興計画40年の歴史と並行している（沖縄振興開発計画より少し遡る1969年にかつてコザと呼ばれた沖縄市で生まれ育った筆者のこれまでの歴史も沖縄振興に関する計画の歴史とほぼ重なっている）。

このように平成23年は沖縄振興計画の節目に当たる年であり、振興計画に基づき実施されてきた事業の有効性、経済性、効率性について監査を実施することは新たな振興計画に向けての方向性を検証する上でも非常に意義があると認識し、今回のテーマを選定した。

4. 監査対象

- ・ 沖縄振興計画に基づき実施される事業の進捗管理
- ・ 沖縄振興計画に基づき沖縄県が平成22年度に重点施策として掲げた199事業のうち、経済振興、雇用対策、人材育成の観点から監査人が抽出した28事業

5. 監査の着眼点

- ・ 個別事業の執行状況は関係法令等に基づき適正に行われているか（合規性の観点）
- ・ 事業の進捗管理に関するPDCAサイクルは有効に機能しているか（3Eの観点）
- ・ 事業の実施結果が沖縄振興計画の理念を十分反映したものであるか（3Eの観点）
- ・ 仮に上記の事業の実施結果が沖縄振興計画の理念を十分に反映したものとっていない場合、適切なフィードバックが行われているか（3Eの観点）

6. 主な監査手続

- (1) 関係者への質問
- (2) 沖縄振興計画に関する資料の査閲
- (3) 稟議書、各種議事録などの閲覧、検証
- (4) 組織図、管理運営マニュアルなどの各種規程類の閲覧、検証
- (5) 関連証憑との突合
- (6) その他監査人が必要と認め、実施した手続

7. 監査対象年度

平成 22 年度。ただし、必要に応じて他の年度も監査の対象とした。

8. 監査の実施期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日まで

9. 包括外部監査人および監査補助者

包括外部監査人	公認会計士・税理士	田里友治
監査補助者	公認会計士・税理士	金沢信昭
	公認会計士・税理士	糸村和哲
	税理士	友利勇栄

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 章 監査テーマの概要

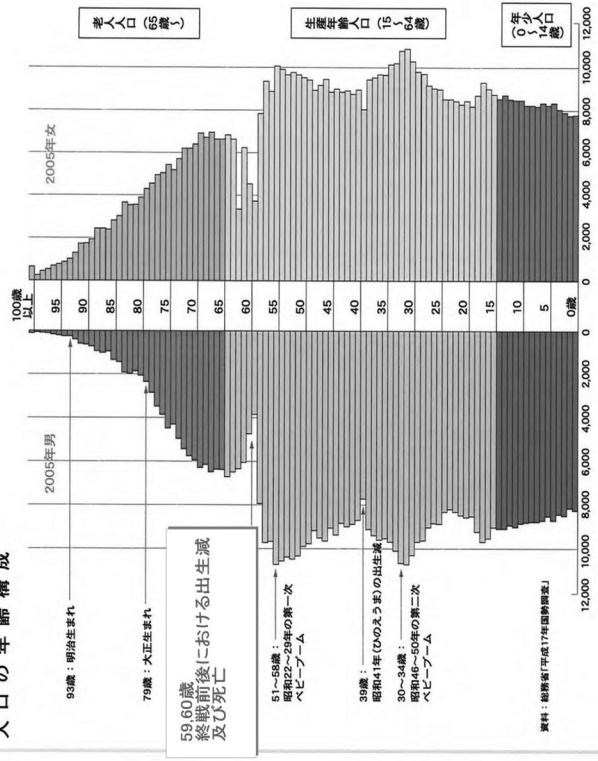
1. 終戦から復帰までの沖縄県のあゆみ

沖縄振興計画は沖縄県の歩んできた特異な歴史がその背景にある。そこで、沖縄県教育委員会がホームページで公表している「沖縄の歴史と文化」を元に終戦から復帰までの沖縄県の歴史を簡単に概観していくことにする（以下この節では断りが無い限り「沖縄の歴史と文化」から引用している）。

沖縄戦は「南北約 130 キロの細長い沖縄本島にうちこまれた砲弾の数だけでも艦砲弾約 60 万発、地上砲弾約 176 万発といわれ、山の形が変わるまでに「鉄の暴風」が 3 カ月以上も吹き荒れた」と表現される程苛烈を極め、これによりかかって軽便と呼ばれた鉄道網が破壊される等社会基盤が大きくダメージを受け、「日本軍将兵（沖縄県人をのぞく）約 7 万 2, 900 人、アメリカ軍将兵約 1 万 4, 000 人が戦死し、軍人や軍属を含む沖縄県人の犠牲者数はまだ不明」であるが、「13~14 万人にのぼるものと推定」されている。

沖縄戦における甚大な被害は例えば人口の年齢別構成に明らかのように現在に至るまで沖縄社会に深い傷跡を残している（「資料で見る沖縄県」より一部加工）。

人口の年齢構成



その後、「1945年(昭和20年)3月、アメリカ軍の上陸と同時に、沖縄諸島の占領地区はミニッツ布告(米海軍政府布告)によってアメリカの軍政のもとにおかれることになる。[4月5日には読谷に軍政府が設立され、やがて全島15カ所の住民収容地区で軍政が]はじまり、沖縄県民は復興に向けた道を歩み始める。

ともあれ、沖縄の「アメリカ世」は中南部の砲声がきこえる収容所のなかから始まりました。学校の第1号が石川収容所に開設されたのが1945年5月7日のこと、教室も教科書もノートもない青空教室で砂のうえに文字をかきながら戦後教育が始まったのです。8月15日には、各地区の住民代表が石川に集められ、軍政府の諮問機関として沖縄諮詢会がもうけられ、46年4月から沖縄民政府に衣替えして一定の住民自治も認められるようになりました。アメリカ軍のキャンペーンが徐々に開放されて、住民の旧村への復帰が45年秋ごろからはじまり50年春ごろにはいちおう完了しますが、軍港や飛行場などのアメリカ軍の軍事施設は鉄条網で囲われたまま帰るべき故郷のない人びともいました

故郷に帰った人びとは、まず遺骨収集と不発弾撤去の作業からはじめ、廃墟のうえにテント小屋をたてて生活の再建にとりくみました。軍作業に通ってB円の給料をもらい、「戦果」と称して軍用物資を様々なルートで手にいれて飢えをしのぐ生活でした。

1950年代になると、中国革命や朝鮮戦争の影響で極東情勢は緊迫し、沖縄の戦略的な位置は「太平洋の要石」として重視されるようになりました。講和条約で永久的な統治権を手にいれたアメリカ政府は、米国民政府(ユースカー)の下請け機関である琉球政府を創設して恒久的な統治機構を整備し、民生の安定と経済の復興をはかりながら、恒久基地の建設のために一方的に布令を出して農民の土地を取り上げ、反対する住民を銃剣とブルドーザーで追い払って集落ごと金網で囲い込んでいきました。基地の面積は総面積の14パーセント、耕地面積の42パーセントに拡張され、とくに巨大基地が集中する沖縄本島の中央部は「基地の中にオキナワがある」という状態となりました。

ここで、改めて終戦から復帰までの日本と世界および沖縄県の歴史を概略すると下記のとおりである(沖縄県教育委員会「沖縄の歴史と文化」より)。

西暦	年号	沖縄県	日本・世界の動き
1944	昭和19	「十・十空襲」。那覇が大空襲を受ける	第二次世界大戦勃発(1939)
1945	20	米軍が沖縄本島に上陸し、沖縄戦が繰り広げられる。	ポツダム宣言受諾終戦
1952	27	琉球政府発足(4月1日) サンフランシスコ平和条約発効により、引き続きアメリカの施政権下におかれる(4月28日)	朝鮮戦争(1950-53)
1956	31	ブライズ勧告発表。島ぐるみ闘争おこる	日本、国際連合加盟(1956)
1959	34	石川市宮森小学校に米軍機が墜落する	
1960	35	祖国復帰協議会が結成される	東京オリンピック開催(1964)
1968	43	初の主席公選がおこなわれる	ベトナム戦争はじまる(1965)
1969	44	佐藤・ニクソン共同声明。沖縄返還さる	
1971	46	沖縄返還協定反対のゼネストおこなわれる	日本万国博覧会開催(1971)
1972	47	沖縄の日本復帰(5月15日)	

1956年の「ブライズ勧告」「島ぐるみ闘争」は沖縄県以外の方には耳慣れない言葉かもしれない。

1950年代、朝鮮戦争の勃発や中華人民共和国の成立、米ソ冷戦時代の背景を受けて、米軍は沖縄への恒久的基地建設を本格化しました。そして「銃剣とブルドーザー」に象徴されるように、強制的な土地接収が行われました。こうしたなか、さらに米民政府は、1954(昭和29)年3月17日、米陸軍省の「軍用地一括払い」の方針を発表しました。一括払いとは、実質的な土地買い上げ政策でした。

これに対して琉球政府立法院は、同年4月30日に全会一致で「軍用地処理に関する請願」を可決しました。それが後に、一括払い反対、適正補償、損害賠償、新規接収反対の「土地を守る四原則」と呼ばれました。

その後、琉球政府行政主席の比嘉秀平ら四者協議会が土地問題折衝のため渡米し、対米交渉を行い、その要請に基づき1955(昭和30)年10月23日、米下院軍事委

員会のブライズ調査団が沖縄に派遣されました。この調査団が議会に提出した報告書が「米国防務下院軍事委員会特別分科委員会報告書」、いわゆるブライズ勧告です。

一括払い反対、新規接収反対などの土地を守る四原則に基づき沖縄側の要求に対し、同勧告は、軍用地料の算定に譲歩したにすぎず、主要な点は聞き入れなかったものでした。

ブライズ勧告の全文が沖縄に届いた6月20日、全沖縄64市町村のうち56市町村で一斉に市町村民大会が開かれ、多くの住民が参加しました。1956(昭和31)年6月以降、沖縄では住民の激しい抗議活動が行われ、やがて島ぐるみ闘争へと発展しました。6月25日に第2回住民大会が那覇とコザ(現沖縄市)で開かれ、計15万人もの人びとが集まりました。四原則貫徹実践本部は、ブライズ勧告に反論しました。

米軍は、軍人の安全を理由にオプミッツ(立ち入り禁止令)を発令しました。米軍相手に商売を営む民間地への立ち入りを禁止することで住民側は経済的窮地に立たされました。しかし住民の抵抗運動はその後も続き、やがて米国側は、軍用地料の一括払いの方針を撤回し、適正価格で土地を借用するとすることで、島ぐるみ闘争を終結に導きました。

土地問題は経済的な妥協によって決着しましたが、米国の政策を一部変更したことは沖縄住民にとって大きな自信となり、祖国復帰運動へとつながりました。

(沖縄県公文書館ホームページより)

その後の祖国復帰運動の経緯について長くなるが、沖縄県教育委員会より再び引用する。

1960年代は島じゅうが祖国復帰運動に明け暮れた10年でした。60年4月28日に祖国復帰協議会(復帰協)が結成されると、それまでタブー視された復帰運動は公然と行われるようになりました。世論の盛り上がりを反映して、琉球政府立法院でも国連の植民地解放宣言を踏まえて、「アメリカの沖縄支配は国連憲章に違反する。すみやかに施政権を返還せよ」と全会一致で決議するまになりました。講和条約発効後の記念日である4月28日には毎年「4・28沖縄デー」の統一行動が行われました。復帰協の運動は「祖国復帰」だけではなく、①反戦平和、②自治権の確立、③人権の確立、④教育権の確立、などを基本方針にかかげ、沖縄大衆の島ぐるみ運動センターの役割をはたしました。また、沖縄と本土をへだてる北緯27度線上での沖縄・本土海上集会などにみられる現地の運動の高まりは、やがて本土をも動かす、沖縄返還問題はベトナム問題とならんで1960年代後半の全国的な政治運動をよびよりました。

復帰協の目的は「祖国復帰」ですが、ベトナム戦争の発信基地となっている「基地沖縄」には植民地的な軍事支配がもたらす様々な矛盾がうずまいていました。琉球政府行政主席の公選要求運動、佐藤首相の沖縄訪問にたいする抗議行動、教公二法闘争、新規土地接収反対闘争、米軍犯罪糾弾闘争等々、1960年代後半の沖縄は激しい政治運動にあけくれましました。このままでは基地の維持さえ危ぶまれると判断した日米政府は沖縄統治の方針を再検討することになりました。そして1968年2月、大統領はついに沖縄住民の要求をいれて主席公選制を認めました。同年11月に実施された初の主席公選では戦後一貫して復帰運動を指導してきた屋良朝苗が当選しました。

もはや沖縄住民の日本復帰への悲願は、アメリカ軍の絶対的な権力をもってしてもおさえつけることができなくなりました。時あたかも1970年安保改定をひかえて日本中が政治の嵐にはげしく揺れ動いていました。アメリカ政府は、このまま沖縄問題を放置すれば安保反対の運動が暴動化して日米安保体制が根底から揺らぎかねないと懸念し、むしろ沖縄の施政権を返還したうえで、日本政府の協力のもとに沖縄基地を維持した方が得策だと判断しました。こうして、1969年11月、佐藤・ニクソン首脳会談において1972年返還の方針が固まりました。そして1971年6月、「核ぬき・本土並み・72年返還」を主な内容とする沖縄返還協定に署名がなされました。

返還協定の内容に沖縄住民は強い不満を爆発させました。沖縄住民の悲願があくまでも「核も基地もない平和な沖縄」の実現であり「平和憲法への復帰」でした。ところが返還協定の内容は、米軍基地は温存され、核疑惑を伴った返還であり、いわば「日米安保条約への復帰」でしかありませんでした。このような沖縄の民意を無視した返還を人びとは「第二の琉球処分」と批判しました。

1970年から72年にかけて、沖縄社会は「沖縄返還協定反対」をかかげる島ぐるみの抗議運動にあけくれましました。基地労働者のあいっぐストライキ、ひんばんに催される十数万規模の県民大会、「世替わり」の変動に不安をいだく人びとの要請行動、そして基地の町コザではアメリカ兵の交通事故がきっかけで数十年来の市民の不満が爆発して反米騒動が起こりました。

基本的には祖国への復帰を熱望しながらも、目前に迫った沖縄返還の実態に不満と不安をいだきながら、1972年5月15日、沖縄の施政権がアメリカから日本に返還され、27年ぶりに「沖縄県」が復活しました。

2. 復帰当時の沖縄と沖縄振興の必要性

復帰を果たした沖縄県ではあったが、基地の固定化、戦後 27 年間の施政権外にあってから本土との間には社会資本の整備等で大きな格差が存在していた。本土並みの社会資本等の回復を早急に達成すべく 1972 年の本土復帰に際して、沖縄開発庁設置法、沖縄振興開発特別措置法、沖縄振興開発金融公庫法の「沖縄三法」が施行され、沖縄振興に向けた法整備が行われた。

沖縄開発庁設置法に基づき沖縄開発庁が総理府の外局として設置され、「沖縄開発庁は、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発を図るため、総合的な計画を作成し、並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進にあたること」（沖縄開発庁設置法第 3 条）が主たる任務とされた。

一方、沖縄振興開発特別措置法に基づき沖縄振興開発計画が策定される（沖縄振興開発特別措置法第 1 条）。沖縄振興開発計画の案は沖縄県知事が作成し、内閣総理大臣に提出、同案に基づき「沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、振興開発計画」が決定される（同法第 4 条）。

1972 年策定の「第 1 次沖縄振興開発計画」は、沖縄振興の意義について次のように記述している。

戦後長期にわたりわが国の施政権外に置かれた沖縄は、昭和 47 年 5 月 15 日をもって本土に復帰し、新生沖縄県としてわが国発展の一翼を担うこととなった。この間、沖縄は、県民のためまぬ努力と創意工夫によって目覚ましい復興発展を遂げきたが、か烈な戦禍による県民十余万の尊厳と県土の破壊に加えて、長年にわたる本土との隔絶により経済社会等各分野で本土との間に著しい格差を生ずるに至っている。

これら格差を早急に是正し、自立的発展を可能とする基礎条件を整備し、沖縄がわが国経済社会の中で望ましい位置を占めるようつとめるとともに、長年の沖縄県民の労苦と犠牲に報いる国の責務である。同時に、沖縄の復帰は、国際社会において重要な役割を期待されているわが国にとって、沖縄が中国、東南アジアに最も近いことから、これら諸国との経済、文化の交流をはかるうえで、きわめて意義深いものといわなければならない。

このため、沖縄が本土復帰を遂げたこの歴史的な時点において、長期的、総合的な観点に立って将来展望を行ない、地方自治を尊重し県民の意向を反映しつつ、今後逐次実行に移すべき基本的な方策を明らかにする必要がある。ここに沖縄の振興開発計画を策定する意義がある。

この計画は、沖縄振興開発特別措置法に基づいて策定する総合的な振興開発計画であり、今後の沖縄の振興開発の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。したがって、政府部門においては、その施策の基本となるものであり、民間

部門については、その自発的活動の指針となるものである。また、民間部門における財政投融資などによる誘導助成は、この計画に沿って行なわれるものである。

沖縄振興開発特別措置法における沖縄振興のための具体的な措置としては「振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する場合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする」（沖縄振興開発特別措置法第 5 条）、いわゆる「高率補助」等の仕組みが用意されていた。

3. 沖縄振興計画

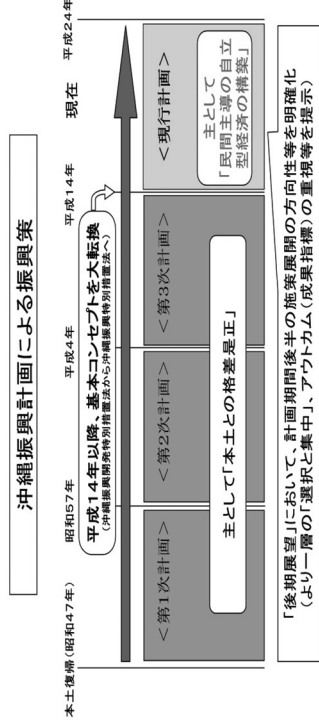
(1) 振興計画の変遷

このように開始した沖縄振興開発計画は、各計画期間 10 年の振興開発計画が 3 次にわたり策定され、省庁再編により 2001 年には所管官庁が沖縄開発庁から内閣府沖縄担当部局へ、2002 年には根拠法が沖縄振興開発特別措置法から沖縄振興特別措置法へ鞍替えする等の変遷を経て、2002 年から開始した現在の計画においては「第 1 次から第 3 次に至る沖縄振興開発計画においては、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」に取り組み、社会資本や生活環境の整備が積極的に進められた結果、各分野で本土との格差も次第に縮小するなど着実に成果を上げてきた」（「沖縄振興計画」より）と評価されたことから「開発」の文字が消えたとされており、「沖縄振興計画」に名称を変え、現在に至っている。

現行の沖縄振興計画の計画期間は 2002 年から 2011 年までの 10 年間となっており、2012 年から次の新しい「沖縄振興計画」が控えている。

第 1 次沖縄振興開発計画	第 2 次沖縄振興開発計画	第 3 次沖縄振興開発計画	沖縄振興計画
法律	沖縄振興開発特別措置法	沖縄振興特別措置法	沖縄振興特別措置法
計画期間	1972—1981	1982—1991	1992—2001
所管官庁	沖縄開発庁	沖縄開発庁	内閣府沖縄担当部局
各省地方支分局	沖縄総合事務局		

振興開発計画から振興計画への変遷について内閣府ホームページで公表されている資料では「本土との格差是正」から「民間主導の自立型経済の構築」をキーワードに次のようにまとめられている。



(2) 沖縄振興計画の概要

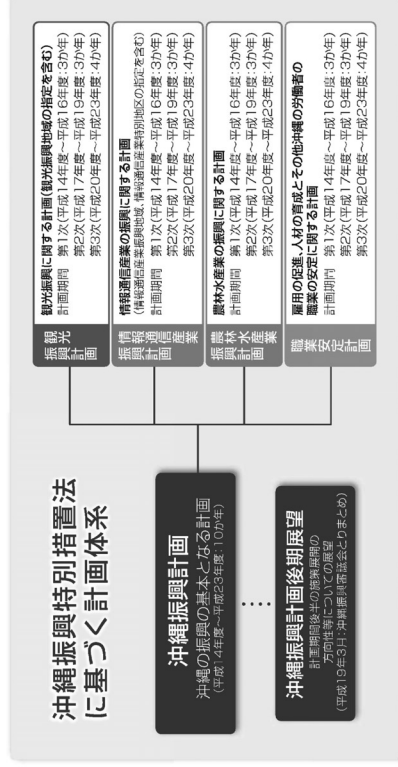
① 目的

「沖縄振興計画」とは沖縄振興特別措置法に基づいて策定する総合的な計画であり、沖縄振興の向かうべき方向と基礎施策を明らかにしたものと云われる。同法第 1 条においてその目的が明らかにされている。

第 1 条 (目的)

この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づき事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

現行計画の計画体系は下記のとおりとなっている（「沖縄の振興」内閣府ホームページ）。



② 沖縄振興計画の策定プロセス及び管理運営体制

沖縄振興計画は、その案を沖縄県知事が作成し、内閣総理大臣に提出する。内閣総理大臣は同案に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴き、関係行政機関の長に協議して沖縄振興計画を決定する（同法第 5 条）。

現在では沖縄県および内閣府のホームページにおいて案や審議会での審議事項に関する分析資料や議事録等が公開されており、それらの情報は量において非常に膨大であり、質においても非常に緻密な内容となっており、計画について慎重な検証が行われて

④ 振興を実現するための措置

「第1次沖繩振興開発計画」において高率補助のメニューが設置されていたが、これは変更があるものの、現在まで継続されている。同パンフレットから抜粋すると下記のとおり。

沖繩振興の基盤の整備のための特別措置

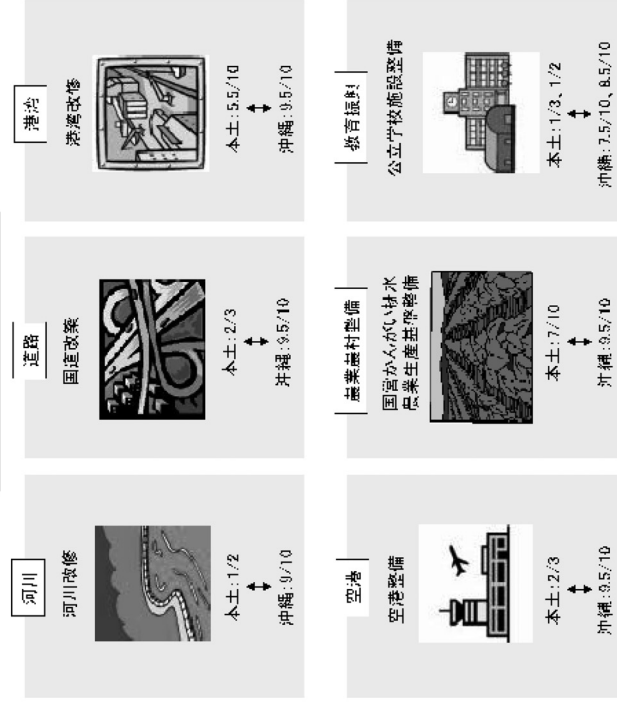
第8章 第3節 第110条

●目的・概要

沖縄においては、道路、河川、港湾、空港、土地改良、林業施設、漁港、養育施設、医療施設をはじめとした社会資本整備を行う場合は、全国的にみて最も手厚い負担・補助を国から受けることができるようになっていきます。また、各種の災害復旧事業においても同様の措置がとられています。

これらの措置は、国の負担・補助の特別を認けることにより基盤整備面から沖繩振興計画にきづく事業の推進を図るためのものです。

国の負担・補助の割合の主な特例



4. 復帰後の沖繩振興開発計画及び沖繩振興計画

1972年より開始し現在まで続いている沖繩振興に関する計画の歴史とは復帰後の沖繩県の歴史に他ならない。そこで、1次から3次までの沖繩振興開発計画、2002年より開始し2011で終了する沖繩振興計画の概要について見ていくことにしたい。

(1) 第1次沖繩振興開発計画(1972 - 1981)

1972年より開始した「第1次沖繩振興開発計画」において沖繩県の現状を「県民のためゆめ努力と創意工夫によって目覚ましい復興発展を遂げてきたが、か烈な戦禍による県民十万余の尊い犠牲と県土の破壊に加えて、長年にわたる本土との隔絶により経済社会等各分野で本土との間に著しい格差を生ずるに至っている」と認識している。これを踏まえて計画の目標が、社会資本等各方面にわたる本土との格差是正、自立的発展の基礎条件の整備にあることを明らかにしている(同計画「3 計画の目標」)。

以上を踏まえ同計画は次の具体的「諸施策を強力に推進する」と宣言している。

具体的施策	具体的内容
社会資本の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、公園等生活環境施設をはじめ立ち遅れの著しい社会資本の整備を積極的に推進し、早急に本土との格差を是正して自立的発展の基礎的条件を整備する。すなわち、県民が健康で快適な生活を享受できるよう、住宅、都市公園等生活環境の改善をはかるとともに、県内県外各地域間の時間距離の短縮をはかるため、空港、港湾、道路、電信電話等交通通信体系を整備する。 また、生活水準の向上、生産活動の増大にともない需要が大幅に増大すると予想される水資源およびエネルギーを早急に開発確保する。 なお、台風等による自然災害を防止するため、気象業務体制の整備ならびに国土保全事業を推進する。 さらに、沖繩の地域特性を生かして、わが国と近隣アジア諸国等との国際交流の場を形成するため、本島中南部の都市圏を整備するとともに、国際的な空港、港湾を整備する。
社会福祉の拡充および保険医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> 立ち遅れの著しい社会福祉施設の整備および社会福祉の強化をはかる。 また、保健医療施設の整備および保健医療従事者の確保をはかるとともに、総合的保険医療システムを確立して、県民が等しく医療サービスの恩恵を享受できるようにする。

<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な海洋、多数の島しょ、変化に富む海岸線、多彩なさんご礁、特異な植物景観等の亜熱帯性自然および民俗芸能、工芸等の固有の伝統文化は、かけがえのない資産である。このため、これら自然環境の保全と伝統文化の保護育成を積極的にすすめる。 ・戦禍によって失なわれた緑を回復するため、緑化を大規模に推進するなど、豊かな自然環境の創出をはかる。 ・学校教育、社会教育、職業訓練を通じて健康で自主性、創造性に富む県民性を養い、平和で豊かな住み良い地域社会と国際交流の担い手を育成する。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な海洋、多数の島しょ、変化に富む海岸線、多彩なさんご礁、特異な植物景観等の亜熱帯性自然および民俗芸能、工芸等の固有の伝統文化は、かけがえのない資産である。このため、これら自然環境の保全と伝統文化の保護育成を積極的にすすめる。 ・戦禍によって失なわれた緑を回復するため、緑化を大規模に推進するなど、豊かな自然環境の創出をはかる。 ・学校教育、社会教育、職業訓練を通じて健康で自主性、創造性に富む県民性を養い、平和で豊かな住み良い地域社会と国際交流の担い手を育成する。
<p>豊かな人間性の形成と 県民能力の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興開発をはかるにあたっては、環境の保全を基本としつつ、沖縄県の有する地理的・自然的特性を活用する。 ・また、基地依存経済から脱却して自立経済の確立をはかるため、米軍施設・区域の整理縮小をはかり、その跡地および跡施設を産業振興および社会資本整備のために活用する。 ・農林水産業については、農業では、基礎的条件の整備を推進し、さとうきび、パイナップルの生産性の向上による生産の振興をはかりつつ、肉用牛、養豚を主軸とした畜産ならびに野菜、果樹、花き、養蚕、茶等の生産を拡大し、作目の多様化をすすめる。 ・林業では、国土保全、水源かん養、保健休養の場の提供、木材生産等の公益的および経済的機能を最大限に発揮させるため、森林資源を計画的に培養する。 ・水産業では、沿岸および沖合・遠洋漁業の振興をはかるとともに、資源培養型漁業の開発を積極的に推進する。また、漁業の開発前進および中継基地を建設する。 ・建設業については、急速かつ大幅に増大する建設需要に対応できるよう、技術および装備の強化をはかる。 ・工業については、既存工業の団地化をはかるなど近代化をすすめるとともに、沖縄県固有の伝統産業の振興と後継者の育成につとめる。また、労働集約型工業や臨空港産業の立地を促進する。工業の新規立地にあたっては、広域的かつ徹底した事前調査を行ない、開発が環境に悪影響を与

<p>えないよう、公害防止に万全の策を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光については、豊かな海洋性自然と特有の伝統文化を活用する方向で、各地域の自然的・社会的特性にあうような観光関連施設の整備を促進し、国内および国際的観光の拠点を形成する。 ・このような産業開発の進展にともなう雇用情勢の変化に対処し、職業訓練、職業指導の強化等により、必要な人材の養成確保につとめるとともに、離・転職者、中高年令者の雇用促進に配慮しつつ、労働者の職業能力の開発向上と職業の安定をはかるほか、労働福祉の向上を推進する。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な海洋、多数の島しょ、変化に富む海岸線、多彩なさんご礁、特異な植物景観等の亜熱帯性自然および民俗芸能、工芸等の固有の伝統文化は、かけがえのない資産である。このため、これら自然環境の保全と伝統文化の保護育成を積極的にすすめる。 ・戦禍によって失なわれた緑を回復するため、緑化を大規模に推進するなど、豊かな自然環境の創出をはかる。 ・学校教育、社会教育、職業訓練を通じて健康で自主性、創造性に富む県民性を養い、平和で豊かな住み良い地域社会と国際交流の担い手を育成する。
<p>国際交流の場の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県の地理的条件、県民の進取の気性と国際交流の歴史的経験等を生かして、沖縄県を国際的交流の重要な拠点として位置づけ、その機能を果たすための環境の形成をはかる。 ・そのため、本土、近隣アジア諸国等の主要都市を沖縄県と有機的に連結するよう航空、海運の交通網および通信網を整備するとともに、中枢管理機能をはじめ教育、文化および国際的各種機関、公園緑地等の施設を整備する。

復帰直後の社会資本整備の格差が大きかった頃でもあり、最初に「社会資本の整備」が具体的施策として掲げられている点が第1次振興開発計画の大きな特徴と言える。その後、「社会福祉の拡充および保健医療の確保」「自然環境の保全および伝統文化の保護育成」「豊かな人間性の形成と県民能力の開発」「産業の振興開発」「国際交流の場の形成」と続いている。当時認識された問題設定は、例えば自然環境の保全については後の海洋への赤土流出問題、県民能力の開発については改善されない全国最下位の失業率の問題、産業の振興開発については県土の利用が広大な米軍基地により制限されている状況、など全面的な解決に至らず今日においても多くの課題を残している。

一方で「国際交流の場の形成」という沖縄県の地理的、歴史的な優位性を踏まえた認識が今からすると約40年近く遡るこの当時から明示していたことは、現在のグローバル化が加速する世界、アジアの時代の到来という現実を目の当たりにすると、慧眼であったと評価しても良いのかもしれない(この視点は現在の計画に至るまで継続して保持され続けている)。

第1次振興開発計画において示されている課題等について整理するためにSWOT分析により次に整理してみた。SWOT分析とは企業を取り巻く内的要因および外的要因について好影響を及ぼす要素と悪影響を及ぼす要素という視点から「強み(Strength)」「弱み(Weakness)」「機会(Opportunity)」「脅威(Threat)」の4つのカテゴリーに分類

し、課題や問題点を整理するよく知られた経営分析手法である。

もちろん、経済社会は現実には一体としてダイナミックに動いており、4つのカテゴリーに厳密に分類することはおそらく不可能であろう。例えば、下記では機会のカテゴリーに「増大する建設需要」を含めたが、弱みである「社会資本の整備の遅れ」があるため、公共投資が行われることが予想され、機会としての「増大する建設需要」が見込まれる、という具合に実際の因果の連鎖は単純ではない。また、島嶼性を負の影響をもたらす外的要因にあたるとして脅威のカテゴリーとして扱ったが、島嶼性を機会と見る視点も当然存在する。他についても反転して見た場合に全く異なる解釈が導き出されるものが多数ある。以下は各計画における「計画の意義」と「基本的な課題」についての記述の内容から筆者が各計画はこのように色づけしているであろうという判断により整理を行ったものである。

各計画時点における分析の結果はいわば計画当時に撮ったスナップ写真と言える。その時点の沖縄県についてのポートレートである。そこから歴史の流れ、経済社会の変動とともに各計画における沖縄県の姿はダイナミックに変化して行く。

なお、論点を整理するために各カテゴリーについて、さらに「自然および県土」「経済社会」「県民」に分類した。

	内的要因	外的要因
好影響	強み 自然および県土 ・ 亜熱帯性の豊かな自然 ・ 地理的位置（本土とアジアの間） 県民 ・ 伝統文化 ・ 国際的な交流の歴史的经验	機会 経済社会 ・ 第1次沖縄振興開発計画 ・ 増大する建設需要 ・ 観光産業発展の可能性 ・ 国際交流拠点としての発展可能性 ・ 米軍施設・区域の整理縮小が実現した際の跡地の利用
悪影響	弱み 自然および県土 ・ 島嶼性 ・ 台風常襲地帯 ・ 基地の存在 経済社会 ・ 社会資本全般の整備の遅れ ・ 産業振興開発の遅れ ・ 基地依存経済 ・ 失業雇用問題 県民 ・ 職業能力の開発強化が必要	脅威 自然および県土 ・ 開発による環境破壊 ・ 基地の固定化

上記のうち「島嶼性」を脅威と捉える視点はやはり分かりにくいかもしれない。そもそもの第1次振興開発計画が沖縄の亜熱帯性自然の魅力を構成する一因として「多数の島しょ」からなることを挙げ肯定的に評価している。

沖縄県の多数の島嶼には住民が生活しており、物理的に離れた各島嶼に暮らす沖縄県民に等しく行政サービスを提供することの必要性、島嶼間の交通網を整備する必要性、等から住民が集中している場合に比べ行政コストが高くくなってしまふ可能性などから脅威として整理している。これは脅威ではなく弱みとして整理すべきかもしれないが、橋を架け、あるいは航路等の交通体系を整備したとしても島嶼性を物理的に完全に克服することは不可能であり、沖縄県にとつてはコントロールできないものとして外的要因として整理した。

なお、島嶼性については後に過疎や過疎地の高齢者サービスの問題等にもつながっていく。このように各要因は連鎖しており、時の経過とともに連鎖の関係も複雑に絡み合っていく。繰り返すことになるが、4つのカテゴリーに厳密に分類することはおそらく不可能である。従って筆者の整理は多岐にわたる振興計画を分かりやすく理解するためのあくまで一つの解釈に過ぎない。

この計画期間中の沖縄および日本と世界における象徴的な出来事として次のようなことがあった（「沖縄史略年表」 沖縄県企画部企画調整課）。

西暦	年号	沖縄	西暦	日本と世界
1972	昭和47	日本復帰(5月15日)、復帰三法、沖縄振興開発計画策定	1973	第1次オイルショック
1975	〃50	国際海洋博覧会開催(7月20日～51年1月18日)	1975	ベトナム戦争終結
1978	〃53	交通方法変更(7月30日)	1978	日中平和友好条約締結

1969年に生まれた筆者は「復帰っ子」ではないのだが、残念ながら復帰前の記憶は全くない。しかし、1978年の交通方法変更は当時の告知のためのポスターのデザイン等おぼろげながら覚えている。この変更は施行された日付に因んで「ナナサンマル」と呼ばれることが多い。米軍統治時代における車両の右車線から本土と同様の左車線へのルール変更であり、復帰を象徴する出来事であったであろうことは想像に難くない。家族でドライブをしていたら誤って旧ルールの右車線で走っている車が対抗から向かってきて驚いたことは良く覚えている。

また、復帰記念事業の一つとして1975年に開催された沖縄国際海洋博覧会（単に「海洋博」と呼ばれることが多い。第1次沖縄振興開発計画においても一つの章を割いて記述されている）は、一時的な建設需要を生んだ後の深刻な不況や土地投機の問題など負の側面も語られることも多い。しかし、当時幼かった筆者にとつては家族とのドラ

イブなど楽しい記憶しか思い浮かばない。海上に浮かぶ巨大な構造物である「アクアボリス」を筆頭に各種のパビリオンは当時における未来の沖縄あるいは世界像について幼い想像力を刺激するには十分すぎるほどで、そのような記憶を持つ方は少なくなかぬと思う。海洋博で招かれたある女性歌手がステージ上で沖縄の海について「エメラルドグリーン」と表現したことを何となく覚えていて、後日家族で海に遊びに行き改めて見たその光景こそが「エメラルドグリーン」であると理解したときの体験は今でも忘れられない気がするのだが、もしかすると記憶違いかもしれない。

なお、この間沖縄県の基地はベトナム戦争において米軍の重要な拠点として機能しており、計画期間中の沖縄県は日本と世界の潮流と当然のことながら繋がりを持っていた。

振興計画の効果としてこの計画期間中に目標数値へと進展することが期待ないし想定されるとしている。

	基準年度(1972)	計画期間中の目標
人口	95万人	100万人を超える
生産所得	3,100億円	1兆円程度
生産所得の産業別構成	第1次産業：8% 第2次産業：18% 第3次産業：74%	第1次産業：5% 第2次産業：30% 第3次産業：65%
就業者	39万人	46万人
県民一人当たり所得	33万円	3倍近く 本土平均水準との格差は縮小

(2) 第2次沖縄振興開発計画(1982 - 1991)

第2次沖縄振興開発計画は計画の意義について次のように記している。

昭和47年5月祖国に復帰した沖縄については、本土との格差の是正と自立的発展を可能とする基礎条件の整備を図るため、沖縄振興開発計画に基づき、総合的な諸施策が講じられ、県民の不断の努力と相まって相当の成果をあげてきた。

しかしながら、か烈な戦禍と長年にわたる本土との隔絶等により生じた各方面にわたる特殊な事情を抱えると同時に、本土から遠く離れ、かつ、広大な海域に散在する多くの離島から構成され、また、台風常襲地帯に位置するという地理的条件下にあり、さらに、復帰後のエネルギー事情等内外経済情勢の変化もあって、格差は是正されていない分野も存在し、自立的発展の基礎条件の整備は後れており、沖縄の経済社会は、依然として極めて厳しい状況にある。

翻って、我が国経済社会が長期にわたる高度成長の時代を経て、資源エネルギーの制約の増大、人口の高齢化、国際化時代など内外諸情勢の変化により新たな段階に入りつつある中で、豊富な太陽エネルギーと海洋資源をはじめとする沖縄の持つ開発可能性が貴重なものとなっている。

さらに、沖縄は、本土と東南アジア諸国の接点に位置し、経済、文化等の交流を深めてきた歴史的経験を有するなど、広く国際社会に協力していく場として好ましい条件を備えている。

今後、これらの特性を積極的に活用することは、沖縄の経済社会の自立的発展を図る上で極めて重要であり、同時に、我が国経済社会の発展にも有益である。

このため、これまでの沖縄振興開発の実績を基礎に、前計画の基本的考え方を受け継ぎ、新たに長期的総合的観点に立って将来展望を行い、地方自治を尊重し、県民の意向を反映しつつ、引き続き国の責務において今後の沖縄振興開発の方向と施策の在り方を明らかにするとともに諸施策の推進に努める必要がある。

ここに、新しい沖縄振興開発計画を策定する意義がある。

一方で、第1次沖縄振興開発計画の10年間の成果を踏まえてスタートしている第2次沖縄振興開発計画は当時における沖縄県の問題点を次のように整理している。

新生沖縄県として我が国発展の一翼を担うこととなった沖縄は、復帰前後の激動期を経て、基地依存経済からの脱却を図りつつ発展を遂げてきたが、今日、その経済社会の自立的発展へ向けて新しい段階にきている。しかしながら、か烈な戦禍と27年間にわたる本土との隔絶、復帰前後の混乱等の影響からいまだに脱却しきれず、復帰してから期間が短いこともあって、自立的発展の基礎条件は確立されていない。また、本土からの遠隔性、島しょ性、台風常襲地帯等の不利性に加え、

広大な米軍施設・区域が存在するなど特殊な制約要因を抱え、沖縄の置かれている環境条件は依然として厳しい状況にある。さらに、沖縄は、我が国の最西南端にあって亜熱帯地域に位置し、広大な海域と多くの島しょから成り、独特の文化や恵まれた自然景観等の魅力ある地域でありながら、その有利性は十分生かされていない。

また、沖縄はその歴史的背景もあって、年齢構造が若いため、今後とも人口が増加し、経済社会を担うべき層が増大し、また、全体的に高齢化が進むこととなる。ここに、県民一人ひとりが安定感と潤いと誇りをもって生活し、県内外で活躍すると同時に、国民にとっても有意義な空間が創出され、沖縄が我が国経済社会の中において安定的に発展していくためには、今後解決すべき多くの課題を抱えている。

このように第1次振興開発計画から10年を経過した1982年においてもなお、「か烈な戦禍と27年間にわたる本土との隔絶、復帰前後の混乱等の影響からいまだに脱却しきれず、復帰してからの期間が短いこともあって、自立的発展の基礎条件は確立されていない」と認識している。そのような問題意識から基本的課題として5つを掲げている。

基本的課題	具体的な認識
雇用失業問題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後労働力人口が増加する中で、多くの若年失業者の存在に加え、駐留軍関係離職者等も多く、雇用失業問題は厳しい情勢が続いている ・物的生産部門が弱いこと、産業活動相互の有機的な結合が十分でないため相乗的な発展が進みにくい面を有すること等によって産業の雇用吸収力は弱く、就業の場の確保は困難な状況にある。
社会資本整備の遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の振興開発が本格的に実施されてからその歴史が浅いため、各分野における蓄積は総じて低位にある。 ・社会資本については、復帰後整備が大きく進展したが、なお立ち後れている分野もある。すなわち、水資源等については、島しょ性からくる構造的不利性等を有し、不安定な状況にあり、また、交通通信体系、生産基盤、生活環境施設等については、県民生活の安定と経済社会活動の広域的展開のためには一層の整備が必要であり、さらに、社会福祉、保健医療施設等についても総体として後れている。 ・民間においても、企業設備等の蓄積は進みつつあるが、まだ立ち後れており、住宅等も質的に低い状況に

<p>ある。戦災等によって失われた緑の回復も十分ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術力、情報管理、組織力等の蓄積についても十分ではない。 ・経済社会が発展していくためには、産業経済、文化、地域社会等を支える多様な人材が育っていくことが不可欠であり、知識、技能等の修得の多様な機会を確保し、活用していかねばならないが、今後各面における資質の高い担い手を確保していくためには、種々の制約がある。 	<p>人材育成</p>
<p>県土利用の問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・数多くの離島から構成されている等の地理的・自然的条件を有すると同時に、広大な米軍施設・区域が存在する等により、厳しい土地利用上の制約を受けている。 ・大幅な人口の社会流出とUターンを経験し、この過程において本島中南部地域における過密化と離島・へき地における過疎化や年齢構造の不均衡を生じ、それぞれの地域社会においてひずみを生じている。他方、社会移動の安定化と若年層の離島等への定着化等新しい兆しもあり、また、地域を支える産業としての農林水産業、観光関連産業等の発展もみられる。 ・東南アジア諸国との接点に位置し、海外交流の歴史的経験を有しているながら、人的・物的国際交流は進展しておらず、豊かな太陽エネルギー、広大な海域等の活用もまだ緒に就いた段階であり、また、近年評価が高まってきている多様な観光資源についても十分に活用されていない等、沖縄のもつ可能性は十分に発揮されていない。 ・独特の歴史風土に根ざした文化的遺産や美しい自然の継承、保全についても十分でない。
<p>沖縄県の強みが十分発揮されていない</p>	<p>第2次の沖縄開発振興計画においては復帰から10年を経て明らかになってきた課題として、最初に「雇用問題」をあげている。社会資本の整備の状況について「水資源等については、島しょ性からくる構造的不利性等を有し、不安定な状況にある等の地理的・自然的産業振興の阻害要因として「数多くの離島から構成されている等の地理的・自然的条件を有すると同時に、広大な米軍施設・区域が存在する等により、厳しい土地利用上</p>

の制約を受けている」との基本的な認識に変化はない。
第2次沖縄振興開発計画の基本的な認識については次のように整理した。

	内的要因	外的要因
好影響	<p>強み</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然および県土 亜熱帯性の豊かな自然 豊かな太陽エネルギーと海洋資源 本土とアジアの間に位置する <p>経済社会</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働力人口の増加 <p>県民</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統文化 国際的な交流の歴史的な経験 	<p>機会</p> <p>経済社会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2次沖縄振興開発計画 農林水産業の発展 観光関連産業の発展
悪影響	<p>弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然および県土 本土からの遠隔性 島嶼性 台風常襲地帯 基地の存在 <p>経済社会</p> <ul style="list-style-type: none"> 失業率および若年失業者の問題 物的生産部門の弱さ 産業の雇用吸収力の弱さ 社会資本全般の整備の遅れ 技術力等の蓄積が不十分 観光資源が十分に活用されていない <p>県民</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化的遺産、自然の保全が不十分 人材育成(質の高い担い手確保の障害となる制約の存在) 人的・物的国際交流が進んでいない 	<p>脅威</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然および県土 基地の固定化 <p>経済社会</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化 本島中南部への過疎化 離島の過疎化と年齢構造の不均衡

強みについては労働力人口の増加が加わっている。これについては、産業の雇用吸収力の弱さとリンクしており、単純な分類はやはり難しいが、強みとして筆者は整理した。弱みについては「社会資本整備の遅れ」が相変わらず指摘されている一方で、第1次振興開発計画において「産業振興開発の遅れ」とだけ表現されていた産業振興の問題が

「物的生産部門の弱さ」、連関する問題としての「産業の雇用吸収力の弱さ」や「失業率」という具合にかなり詳細に問題点が整理される形となっている。また、人材育成の問題、国際交流が進んでいないこと、等についても問題提起が行われている。

一方で、機会として特筆すべきは「観光関連産業の発展」が挙げられるであろう。実際、振興開発計画がスタートした1972年においては入域客数が44万人、観光収入源が324億円であったが、第1次振興計画後期に当たる1980年にはそれぞれ181万人、1,406億円、第2次振興計画初期にあたる1985年にはそれぞれ208万人、1,910億円まで伸びている。

脅威については従来からの島嶼性、基地の存在に加えて、本島中南部への過疎化と離島の過疎化と年齢構造の不均衡が、都市化が進む中で新たな問題として認識されている。

この計画期間中の沖縄および日本と世界における象徴的な出来事として次のようなことがあった(「沖縄史略年表」沖縄県企画部企画調整課)。

西暦	年号	沖縄	西暦	日本と世界
1982	昭和57	第2次沖縄振興開発計画策定	1985	プラザ合意
1987	〃62	第42回国民体育大会(海邦国体)開催	1988	地価上昇率ピーク

日本においてはバブル経済がピークを迎え、1985年のプラザ合意がその後の現在に至るまでの日本の不安定な社会経済状況の発端になるとは誰も予想もしない程の好景気に浮かれていた頃ではないだろうか。90年代から加速する世界情勢からすると沖縄県においても比較的平穏な頃であったのかもしれない。振興開発計画の効果としてこの計画期間中に下記の目標値となることを見込んでいる。

	基準年度(1982)	1991
人口	111万人	120万人
生産所得	1兆2,800億円	2兆4,000億円
生産所得の産業別構成	第1次産業：6% 第2次産業：22% 第3次産業：75%	第1次産業：6% 第2次産業：24% 第3次産業：73%
就業者	43万人	51万人
県民一人当たり所得	116万円	200万円

(3) 第3次沖縄振興開発計画(1992—2001)

第3次沖縄振興開発計画は計画の意義について次のように記している。

昭和47年5月我が国に復帰した沖縄の振興開発については、これまで2次におわたる沖縄振興開発計画に基づき、本土との格差の是正と自立的発展の基礎条件の整備を図ることを基本目標に諸施策が総合的に講じられ、県民の不断の努力と相まって、本土との諸格差も次第に縮小するなど、着実にその成果を上げてきた。

しかしながら、沖縄は、先の大戦によりか烈な戦禍を被るとともに、戦後27年間の長期にわたり我が国の施政権から分離されていたことに加え、今なお広大な米軍施設・区域が存在するなど、種々の特殊な事情を抱えている。また、本土から遠く離れ、かつ、広大な海域に散在する多くの島しょから構成され、台風常襲地帯に位置するという地理的不利性を有している。さらに、復帰後の内外経済情勢の変化もあって、格差が是正されていない分野がなお存在し、自立的発展の基礎条件の整備は十分でなく、沖縄の経済社会は、依然として厳しい状況にある。

ひるがえって、我が国経済社会は、国際的な相互依存関係を深めつつ、内外の情勢変化に柔軟に対応して持続的な経済発展を遂げ、その経済力にふさわしい国際社会への積極的な貢献が期待されている。

一方、国内的には経済、文化、生活等諸機能の東京圏への一極集中によるひずみの顕在化が見られ、その是正を図るための諸施策の強化とあわせて各地方圏の活性化を図ることが課題となっている。また、高齢化、国際化、高度情報化、都市化等の進展や国民の生活意識及び価値観の多様化に伴い、豊かでゆとりある国民生活の実現が求められている。

沖縄は、我が国の南西端に位置し、唯一の亜熱帯地域に属するという地理的・気候的条件下にあつて、豊かな自然に恵まれ、豊富な太陽エネルギーや海洋資源等が賦存する地域である。また、独特の伝統文化や豊富な国際交流経路に加え、熱帯・亜熱帯地域の医療、農業等の発展に貢献し得る各種技術の蓄積を有するほか、若い豊富な労働力に恵まれ、さらに、高齢者にやさしい風土に培われた日本一の長寿県でもある。

このような沖縄の地域特性を生かし、特色ある産業の振興を図るとともに、我が国の南の交流・協力拠点や国際的な観光・リゾート地として整備することは、沖縄の経済社会の発展に資するばかりでなく、国際社会への積極的な貢献、多極分散型の国土形成の促進、豊かでゆとりある多様な国民生活の実現に資するものであり、我が国の経済社会の発展にも有益である。

このため、これまでの2次におわたる沖縄振興開発計画の成果と基本的考え方を受け継ぎ、さらに、21世紀に向かう我が国経済社会を取り巻く時代の潮流に適切に対応するため、新たに長期的総合的観点に立つて将来展望を行い、地方自治を専重

し、県民の意向を反映しつつ、引き続き国の責務において今後の沖縄振興開発の方角と施策の在り方を明らかするとともに諸施策の推進に努める必要がある。

ここに、新しい沖縄振興開発計画を策定する意義がある。

一方で、第3次沖縄振興開発計画は、第1次沖縄振興開発計画の10年および第2次沖縄振興開発計画の10年の成果を踏まえてスタートしている。第3次沖縄振興開発計画は当時に於ける沖縄県の問題点を次のように整理している。

復帰後の沖縄は、2次におわたる沖縄振興開発計画に基づき、社会資本や生活環境の整備が積極的に進められた結果、各分野で相当の成果を上げつつあり、また、産業面においても観光・リゾート関連分野、園芸農業の分野等で明るい展望を開きつつある。

しかしながら、我が国経済社会の基調変化や県内産業基盤の整備の後れ等から、期待された企業の立地は予期したようには進展しなかった。また、民間資本、技術、人材等の蓄積不足等から、沖縄の経済構造は、物的生産部門が依然として弱く、財政に大きく依存する体質から脱却できておらず、自立的発展の基礎条件は、十分に整備されたとは言えない状況にある。さらに、沖縄は、本土からの遠隔性、島しょ性、台風常襲地帯等の不利性に加え、先の大戦による戦災の影響や広大な米軍施設・区域の存在など、本土とは異なる特殊事情を抱えている。

一方、沖縄は、我が国の南西端に位置し、豊かな亜熱帯・海洋性の自然と特有の文化を有するとともに、経済、文化等各方面にわたる中国、東南アジア諸国等との古くからの交流や県出身者の世界各地での活躍など、地理的・自然的条件や歴史的蓄積等多くの特性を有した魅力ある地域でありながら、その有利性は十分に生かされていない状況にある。

沖縄が、いまだ是正されていない分野での本土との格差を是正し、自立的発展の基盤を整備しつつ、沖縄の持つ特性を十分に発揮し、国際化、高齢化の進展など、21世紀に向かう経済社会の変化にも適切に対応して、活力ある地域社会を形成するとともに、県民一人一人が安らぎと潤いのある環境の中で豊かな生活を享受し、県全体が安定的な発展を続け、さらには我が国経済社会の発展にも寄与していくためには、今後解決すべき多くの課題を抱えている。

この計画期間中は湾岸戦争勃発やソビエト連邦の崩壊、アメリカ同時多発テロなどを経験したことのない、新たな世界的潮流が大きく胎動を始めた頃で、日本においてもバブル崩壊や阪神淡路大震災などが発生し「我が国経済社会の基調変化」を同計画においても認めている。

20年におわたる過去の計画期間を総括して「2次におわたる沖縄振興開発計画に基づき、

社会資本や生活環境の整備が積極的に進められた結果、各分野で相当の成果を上げつつあり、また、産業面においても観光・リゾート関連分野、園芸農業の分野等で明るい展望を開きつつある」と肯定的な評価を行う一方で、これまでの計画期間中「県内産業基盤の整備の後れ等から、期待された企業の立地は予期したようには進展」せず、「民間資本、技術、人材等の蓄積不足等から、沖縄の経済構造は、物的生産部門が依然として弱く、財政に大きく依存する体質から脱却できておらず、自立的発展の基礎条件は、十分に整備されたとはいえない状況にある」と結論しており、同計画は現在につながる沖縄振興における論点をより明確に記述しており、第1次、第2次の振興開発計画における記述とは趣を異にしている。

この認識を踏まえての基本的課題として次の7つに整理している。

課題	内容
産業振興と雇用の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の産業は、産業基盤の整備を始め民間企業設備等の資本蓄積が後れ、企業の経営力、組織力も弱い弱であり、技術革新、国際化等の進展への対応も十分ではない。 ・地域産業の雇用吸収力が弱いため、若年労働者を中心に雇用情勢は依然として厳しい現状にあり、今後労働力人口が増加する中で雇用機会の確保が緊要な課題となっている。さらに、沖縄の地域特性を生かした産業の振興についても、全体としてまた緒に就いたばかりであり、その可能性は十分には発揮されていない。
社会資本の整備の遅れ 強みである国際交流、観光リゾート拠点の条件整備が十分	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀に向けて本格的な国際化や高齢化の時代を迎えている中で、沖縄の本土からの遠隔性や島しょ性等の不利性を克服し、豊かさを実感できる質の高い県民生活と産業経済の発展を実現して活力ある地域社会の形成を図っていくためには、交通通信体系、水資源、生活環境、国土保全施設等の社会資本の整備が不可欠な基本的条件であるが、その整備はいまだ十分ではない。 ・沖縄の地理的・自然的特性や異文化との交流経験等の歴史的蓄積を生かして、沖縄を我が国の南における国際交流・協力や観光・リゾートの拠点としていくための諸条件の整備も十分ではない。
人材育成、学力的問題、文化の継承・創造性の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・経済社会が振興発展していくためには、産業経済、福祉・医療、学術・文化等の各方面を支える人材の育成

と確保が不可欠である。	<ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、沖縄においては、人材育成の根幹をなす学校教育において、知・徳・体の各面における全人的な発達を期す中で、基礎学力の向上が課題となっている。また、産業経済分野における経営力、技術力の蓄積不足等のほか、福祉・医療分野におけるマンパワーの量的不足も見られる等活力ある地域社会を形成していくための各面の人材の育成と確保は十分ではない。 ・独特の歴史風土にはぐくまれた伝統文化の保護・継承や新たな県民文化の創造及び地域特性を生かした学術振興を図るための基盤施設や推進体制の整備も十分ではない。
環境保護	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の島しょから成る沖縄は、亜熱帯特有の動植物を始め多様なサンゴ礁等の海中景観など、豊かな自然環境に恵まれており、これらの貴重な自然環境を国民的資産として保全・継承していくことが求められている。
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・日本一の長寿県である沖縄は、高齢者層に占める後期高齢者層の比率が高く、特に離島・過疎地域においては高齢化の進展が著しい。このような実状に即して地域住民が安心して暮らせるよう福祉・医療基盤の整備とサービスの充実が求められている。
過密化と過疎化	<ul style="list-style-type: none"> ・都市地域においては、都市基盤整備の立ち後れから生ずる交通、住環境等の諸問題への対応に加え、新たな時代潮流の中で地域全体の活性化を促す都市活力の充実が新たな課題となっている。一方、農山漁村、離島・過疎地域においては、過疎化、高齢化等による地域活力の低下への対応が大きな課題となっている。さらに、都市と農山漁村の多面的な役割分担の中で、農山漁村には、地域独自の資源を生かしつつ、都市との交流を促進する等の新たな活性化策が求められている。 ・都市地域への産業や人口の集中、リゾート開発等の進行に伴う地価の上昇や各種開発等に伴う赤土流出による海域汚染の問題等が生じており、これらへの対応

米軍基地	が課題となっている。 ・ 広大な米軍施設・区域の存在が土地利用上大きな制約となっている。
------	---

第3次沖縄振興開発計画においては、その問題意識から冒頭に産業振興の必要性が提起されているものと思われる。第3次沖縄振興開発計画の基本的な認識について次のように整理した。

	内的要因	外的要因
好影響	<p>強み</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然および地理 亜熱帯性の豊かな自然 豊かな太陽エネルギーと海洋資源 本土とアジアの間に位置する <p>社会経済</p> <ul style="list-style-type: none"> 若い豊富な労働力 熱帯・亜熱帯地域の医療、農業等の発展に貢献し得る各種技術の蓄積 <p>県民</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統文化 国際的な交流の歴史的な経験 高齢者にやさしい風土に培われた日本一の長寿県 	<p>機会</p> <p>社会経済</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3次沖縄振興開発計画 経済のソフト化及び国際化 観光リゾート産業の明るい展望 国営農業の明るい展望 国際リゾート拠点としての可能性
悪影響	<p>弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然および県土 本土からの遠隔性 島嶼性 台風常襲地帯 基地の存在 <p>社会経済</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内産業基盤の整備の遅れ 物的生産部門が弱い 財政依存型経済 雇用吸収力の弱さ 失業率の問題（若年失業者） 産業の振興が不十分 社会資本の整備の遅れ <p>県民</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成（基礎学力の向上が課題） 人材育成（産業分野） 	<p>脅威</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然および県土 基地の固定化 赤土流出等の海洋汚染 <p>社会経済</p> <ul style="list-style-type: none"> 本格的な高齢化 離島における高齢化と高齢化 都市化による人口の過密化

強みについて総体としてこれまでと比較して特に大きな変化はない。

弱みについては「産業振興の必要性」について第2次振興開発計画からさらに踏み込み、雇用および雇用の質も含めて、ある意味辛辣な評価もなされる等より具体的に論点が整理されている。また、特筆すべき問題提起としては「沖縄において、人材育成の根幹をなす学校教育において、知・徳・体の各面における全人的な発達を期す中で、基礎学力の向上が課題」として具体的に論点を整理し人材育成の必要性を掲げていることが挙げられる。

機会については本格的な国際化を認めており、当初より認識していた「国際交流拠点の可能性」を沖縄県が担えるようになれば、それこそ大いなる「機会」であり沖縄県の「強み」が発揮できるという状況は今にも続く論点であると考えられる。観光リゾート、国営農業等はさらに発展する機会があるという認識である。

脅威については本土からの遠隔性、島嶼性、高齢化の問題、過疎と過密、環境破壊（海洋へお赤土流出）、アメリカ軍基地、等は従来とあまり変わりはない。

この計画期間中の沖縄および日本と世界における象徴的な出来事として次のようなことがあった（「沖縄史略年表」沖縄県企画部企画調整課）。

西暦	年号	沖縄	西暦	日本と世界
1992	平成4	第3次沖縄振興開発計画策定	1991	湾岸戦争勃発、ソ連崩壊
1993	"5	第44回全国植樹祭(4月25日)	1992	地価上昇率マイナスイ
1995	"7	「平和の礎」建設 - 太平洋戦争・沖縄戦終結50周年	1995	阪神・淡路大震災
1995	"7	沖縄県民総決起大会	1997	香港返還
1996	"8	普天間基地全面返還日米合意	1999	マカオ返還
1996	"8	県民投票実施	2000	韓国・北朝鮮首脳会談
2000	"12	九州・沖縄サミット主要国首脳会議開催	2001	米同時多発テロ発生
2000	"12	琉球王国の「グスク及び関連遺産群」世界遺産登録決定	2002	北朝鮮拉致被害者一部帰国

日本及び世界においても大きな変動が発生し始めた頃であるが、沖縄県においても1995年に発生した少女暴行事件への抗議の沖縄県民総決起大会が行われる等大きなねりがあった。少女暴行事件とは「1995年9月に沖縄本島北部で、米兵三人が女子小学生を拉致・監禁し、乱暴した事件。県民の怒りは基地の存在に向けられ、10・21県

民総決起大会が開かれるなど、一連の県民反基地運動のきっかけとなった」（「沖縄コンパクト辞典」琉球新報社）。

この流れが 1996 年の普天間基地全面返還の日米合意となり、現在の普天間基地問題へとつながっていることは周知のとおりである。2000 年には九州・沖縄サミット主要国首脳会議が沖縄県においても開催された。

また、年表には記載がないが、1996 年に沖縄県は「国際都市形成構想」を公表し、未だの沖縄のあり方について想像力を刺激するような肯定的なビジョンを示している。また、同様に年表にはないが 2001 年におけるテレビドラマ「ちゅらさん」のヒット等「沖縄ブーム」が本格化し、「高齢者にやさしい風土に培われた」沖縄の独特な文化が認知され始めたのはこの頃ではないだろうか。

振興計画の効果としてこの計画期間中に下記の数値が実現すると見込んでいる。

	基準年度(1992)	目標年次(2001)
人口	127 万人	130 万人超
県内総生産	2 兆 8 千億円	おおよそ 4 兆 9 千億円
生産所得の産業別構成	第 1 次産業： 3%	第 1 次産業： 3%
	第 2 次産業： 21%	第 2 次産業： 22%
	第 3 次産業： 76%	第 3 次産業： 75%
就業者	54 万人	63 万人
県民一人当たり所得	200 万円	310 万円

(4) 沖縄振興計画(2002—2011)

現行の沖縄振興計画は計画の意義について次のように記している。

時代の転換期にあつて、沖縄の振興発展をどう図っていくのか。本土復帰して 30 年いけば一世代の時が経過し、新世紀を迎えた今、幾多の課題を抱えつつも大いなる発展可能性が現実化しつつある中、沖縄振興の新たな展望を切り開いていかなければならない。

3 次にとわたる沖縄振興開発計画に基づく総合的な施策の推進と県民の不断の努力が相まって、各面にわたる本土との格差は次第に縮小され、県民生活も向上するなど社会経済は着実に進展してきた。

しかしながら、社会資本整備等における本土との格差は総体として縮小したものの、道路、空港、港湾等の交通基盤の整備をはじめ、なお多くの課題があり、産業の振興や県民の新たなニーズへの対応を含め、今後とも積極的に整備を進めていく必要がある。

さらに、本土から遠隔の離島県ゆえの不利性や米軍施設・区域が集中するなど沖縄の置かれた特殊な諸事情もあり、自立への展望を開くまでには至っていない。

1990 年代を通じて我が国経済が低迷する中で、沖縄経済も発展への足がかりを模索しているが、所得水準も全国平均の 7 割程度にとどまっている。こうした状況の中、失業率も全国平均に比べ高い水準で推移し、財政依存度も高いまま今日に至っている。

全国各地においても現状を突破しようとする様々な取組がなされていることを考えた場合、沖縄にあつては、従来の枠組みにとらわれないこととなく、これまで以上の積極的な取組が求められる。

こうした要請にこたえたのが、自立型経済の構築に向け策定された「沖縄経済振興 21 世紀プラン」であり、これに基づく思い切った施策の推進により、情報通信産業分野における企業立地及び雇用の確保、航空運賃の引下げによる観光客の大幅な伸びなど、着実な成果を上げつつある。また、我が国初の地方開催となったサミット首脳会議の成功を契機に、各種の国際会議が相次いで開催されるなど沖縄の優位性に着目した取組も、実を結びつつある。

このような動きを加速し、新世紀に輝く沖縄の基礎を築いていくことが重要である。

沖縄自らが振興発展のメカニズムを生み出し、自立的かつ持続的な発展軌道に乗るような条件整備を図っていかなければならない。

そのためには、本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけではなく、沖縄の特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める必要がある。

自立的発展を目指すこうした沖縄振興策の成功は、日本全体の活性化と全国各地域の独自の発展の実現に、重要な布石となり刺激となると期待されており、同時にアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与していくことにつながっていく。

このような視点に立って将来展望を行い、地方自治を尊重し、県民の意向を反映しつつ、引き続き国の責務において今後の沖縄振興の方向と施策の在り方を明らかにするとともに、行政改革に係る政府の諸方針と整合性をとりつつ諸施策の推進に努めるものとする。

ここに、沖縄振興計画を策定する意義がある。

「社会資本整備等における本土との格差は総体として縮小した」と一定の評価を与え、一方で、今後は自立経済を実現するために「本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけではなく、沖縄の特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める必要がある」としている点で、従来の振興開発計画とは一線を画す。振興計画が新たなステージに入ったとの認識である。

この新たな沖縄振興計画は、第1次沖縄振興開発計画から第3次沖縄振興開発計画の30年間の成果を踏まえてスタートしている。同計画は当時における沖縄県の問題点を次のように整理している。

第1次から第3次に至る沖縄振興開発計画においては、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」に取り組み、社会資本や生活環境の整備が積極的に進められた結果、各分野で本土との格差も次第に縮小するなど着実に成果を上げてきた。また、産業面においては観光・リゾート産業がリーディング産業としての地位を築くほか、新たに情報通信分野等で企業の立地が進みつつある。

しかしながら、内外の厳しい経済環境のもと、期待された企業の立地は十分には進展せず、産業経済面での伸び悩みが見られるなど、自立的発展の基礎条件は、なお整備されたとは言えない状況にある。

一方、第3次沖縄振興開発計画で新たに加えられた「我が国経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域としての整備」については、サミット首脳合会の成果等を得て、我が国の南の交流拠点を目指すという施策の方向性を明確にした。今後、世界最高水準の大学院大学等をはじめとする各種の教育研究機関の整備充実を図るなど拠点形成に向けた強力な取組が必要である。

このように、沖縄が、いまだ十分とはいえない分野を引き続き整備するとともに、変革の時代にふさわしい新たな振興発展を図っていくためには、沖縄振興特別措置法に基づく諸制度を積極的に活用し、施策を効果的に推進していくかなければならない。このため、以下の基本的課題の解決に向け総合的に取り組む必要がある。

第3次振興開発で「明るい展望を開きつつある」との認識が示された観光・リゾート産業については「リーディング産業としての地位」を築いたとの実績を認めている。また新しい産業の胎動として「情報通信分野等で企業の立地が進みつつある」としており、現在のコールセンター等の誘致の成果を先取りして認めている。

しかし、一方で「内外の厳しい経済環境のもと、期待された企業の立地は十分には進展せず、産業経済面での伸び悩みが見られるなど、自立的発展の基礎条件」は整備されたとは言えない状況にあるとして産業振興における課題を掲げている。
以上を踏まえて同計画は基本的課題として7つをあげている。

基本的課題	内容
自立経済へ向けての新事業の構築、既存産業の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・明日への活力を生み出し、自立を促進する産業の振興を図っていかねばならない。豊かな生活と雇用の安定を確保するため、経済の持続的発展を可能ならしめる成長の原動力を地域経済の中に組み込んでいく必要がある。国際的にも魅力ある立地環境を整備するとともに、産学官連携による研究、技術開発や人材育成への取組を充実し、新事業の創出や既存産業の高度化を図っていくことが求められる。
地域特性を活かした比較優位	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な交流拠点形成に向け、人、物、情報等の結節機能の育成・強化を図る必要がある。大交易時代の歴史や海外雄飛の霸気にあふれた先人たちにちなみ、アジア・太平洋地域における連携・交流が活発化する中、東アジアの中心に位置する沖縄は我が国の国際交流・協力の先陣を担うことが期待される。そのためには、人、物、情報等が行き交うアジア・太平洋地域の交流拠点形成に向け、国際水準の空港、港湾や情報通信基盤等の整備を進めるとともに、交流を担う国際的な人材の育成・確保を図っていくことが不可欠である。
共生社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の中で、人々が自然と共生する社会を構築しなければならぬ。様々な恵みをもたらす豊かな自然を次代に引き継ぐとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、環境への負荷を軽減することが求められている。また、近年の情報通信技術の飛躍的な進展は、経済や人々の生活をはじめ社会の隅々まで急速な変化をもたらしており、このような大きな動きに的確に対応し、新たな産業の創出や

<p>社会生活の利便性の向上を通して、県民がその恩恵を享受できるようにしていくことが必要である。また、県民が今後とも健康長寿を維持するとともに、少子高齢化が進んでも活力があり安心して暮らせる社会を構築する必要がある。さらに保健医療福祉の充実を図ることが重要であり、人々が支え合う社会の形成に向け、その条件整備を図ること大切である。</p>	<p>社会生活の利便性の向上を通して、県民がその恩恵を享受できるようにしていくことが必要である。また、県民が今後とも健康長寿を維持するとともに、少子高齢化が進んでも活力があり安心して暮らせる社会を構築する必要がある。さらに保健医療福祉の充実を図ることが重要であり、人々が支え合う社会の形成に向け、その条件整備を図ること大切である。</p>
<p>人材育成・教育の充実及び文化の保存・活用</p>	<p>・21世紀を担う人材の育成に果たす学校教育の役割は極めて大きく、教育改革に積極的に取り組むにつれ、子供たちの能力と個性が発揮できる環境整備を進めていく必要がある。また、沖縄の社会経済の発展に不可欠な人材の育成・確保については、高等教育機関の設置・拡充、国際交流の推進等の施策を講じた結果、一定の成果は上がってきているものの、情報通信関連産業等の多くの分野で人材の不足が指摘されており、今後とも幅広い分野における人材の育成が重要である。知的資産の蓄積も重要であり、学術研究の総合的な振興を図る必要がある。県民が子供の頃から科学技術や芸術文化に親しむ環境を整え、科学技術等を担う人材を育成するとともに、先人たちの活動の成果である文化的遺産の保存及び活用を図ることが重要である。</p>
<p>社会資本の整備</p>	<p>・社会資本の整備については、県民生活の向上に資するとともに、時代の要請に応じ選択の視点を変えながら、より効率的、効果的な整備を進めていかなければならない。今後、沖縄においては、人や物の移動・輸送の円滑化及び効率化の観点から、空港・港湾等の整備や道路網の整備等総合的な交通体系の改善整備が重要となる。また、水、エネルギーについては安定的供給を図る必要がある。社会資本の整備に当たっては、目的志向型の戦略的、重点的な整備という観点が求められる。</p>
<p>島嶼性、県土の均衡ある発展</p>	<p>・県土の均衡ある発展が、引き続き大きな課題である。過疎化、高齢化により活力が低下する一方で、豊かな自然や固有の文化が残されている離島・過疎地域において、定住条件の一層の改善を図り、誇りの持てる自立的な地域づくりを進める必要がある。また、都市部においては、交通渋滞の緩和、修景緑化、バリアフリーの推進など、</p>

<p>米軍基地問題</p>	<p>快速で活力ある都市空間の整備が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の過重な基地負担の軽減や沖縄の振興を図る観点から、今後とも米軍施設・区域の整理・縮小に積極的に取り組む必要がある。そのためには、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告に基づき、在沖米軍の部隊・装備等の移転を含む米軍施設・区域のさらなる整理・縮小を計画的、段階的に進めていくとともに、国際情勢の変化に対応して、在沖米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していくことが重要である。また、駐留軍用地跡地の有効利用については、円滑かつ迅速な対応が求められており、広域的な視点に立って、県土構造の再編も視野に入れた幅広い検討が求められる。米軍施設・区域内の環境保全対策の充実については、米国政府と引き続き協議していく必要がある。さらに、戦後処理問題についても、引き続きその解決に向けて取り組む必要がある。
---------------	--

「21世紀を担う人材の育成に果たす学校教育の役割は極めて大きく、教育改革に積極的に取り組むにつれ、子供たちの能力と個性が発揮できる環境整備を進めていく必要がある」として教育、人材育成を重要な課題として認識している。

また、米軍基地問題解決に向けての取り組みが従来と異なり詳細に記述されている。沖縄振興計画の基本的な認識について筆者は次のように整理した。

る。「低い所得水準」については、実際は第1次振興開発計画の頃よりあった問題意識で、一人当たり県民所得の向上に向けたは全ての計画において具体的な目標値が定められてきていることは見てきたとおりである。

機会について情報通信技術の飛躍的な進展、沖縄県の情報通信産業の発展可能性が新たに明示されており、今日においても重要なテーマとなっており、ことに異論の余地はないであろう。

また、この計画の特徴として、従来の振興開発計画では必ずしも明示されていないかかった計画への取り組みについての関係者の意識のあり方についても「基本的姿勢」として問題提起し、全県的な取り組みへの一層の関与を促している。

2 基本的姿勢

官と民、国と地方との役割の変化に伴い、沖縄振興策の推進に当たっても、県民と行政が連携し、英知を結集していくことがこれまで以上に求められる。このような多様な主体の参加を前段に、それぞれが、参画と責任、選択と集中、連携と交流といった基本的姿勢に立つて、果敢な取組を行うものとする。

(1) 参画と責任

沖縄振興に向けては、参画と責任を基調に、国、県、市町村及び民間部門の役割分担を明確にしたうえで、一体となって取り組んでいく必要がある。

このうち、国は基幹的な基盤の整備や国家的見地からの施策展開と、県をはじめとする地方の主体的な取組に対する支援を行うものであるが、その際には、沖縄の抱える特殊事情等に配慮するとともに、今後沖縄の進むべき方向性や担うべき役割を見極めて適切に対応していくことが重要である。

また、自立型経済を構築していくためには、何よりも沖縄の産業界や県民を中心とする主体的かつ責任ある取組によって、自ら活路を開いていく姿勢が不可欠であり、国及び県は、その環境整備を積極的に推進する必要がある。

地域づくりは、自主性や主体性の発揮がその成功の鍵である。地域住民をはじめ民間企業やNP0等の地域づくりへの積極的参加を促し、行政とのパートナーシップを築き、施策実施の効果を高めしていく必要がある。

また、政策の効果や効率を高めるうえで、行政機関が行う政策の評価に関する法律、政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）等の内容を踏まえ、事業評価等の政策評価を行うことが重要であり、その際には、対象とする政策の特性を踏まえつつ、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる必要がある。

	内的要因	外的要因
好影響	<p>強み</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然および県土 亜熱帯性の豊かな自然 豊かな海洋資源 本土とアジアの間に位置する社会経済 高い人口増加率と若い豊富な労働力 長寿県 観光リゾート産業がリーディング産業としての地位を固めた <p>県民</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統文化 国際的交流の歴史的な経験 平和への強い思い入れを持ち、国際性豊かでホスピタリティに富む県民性 世界の沖縄人ネットワーク 	<p>機会</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会経済 沖縄振興計画 加速するグローバル化 情報通信技術の飛躍的な進展 情報通信産業の発展可能性
悪影響	<p>弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然および県土 本土からの遠隔性 島嶼性 台風常襲地帯 基地の存在 <p>社会経済</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用問題 低い所得水準 高い財政依存度 社会資本の整備の必要性。ただし目的志向型の戦略的、重点的な整備 新事業の構築、既存産業高度化 <p>県民</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な人材の育成・確保 情報通信関連産業等の多くの分野で人材の不足 	<p>脅威</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然および県土 基地の固定化 環境問題 <p>社会経済</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化 交通渋滞 過疎化 高齢化

強みについては、これまでの計画と比較して個別的な表現が多くなってきている。弱みについては経済社会の変化を踏まえ「国際的な人材の育成・確保」「国際水準の空港、港湾や情報通信基盤等の整備」など国際的に通用するという視点が明示されるようになってきている。また、開始時点においては最重要課題として認識されていた社会資本の整備の遅れについては「目的志向型の戦略的、重点的な整備」と表現を変え、一定程度の社会資本の整備は達成できたとの基本的な認識を踏まえての論点整理となっている。

(2) 選択と集中

これからの沖縄振興は、中長期的視野に立った施策、事業の選択と資源の集中によって、効果を発揮し得るものである。

特に、産業経済の分野に関しては、企業や団体が、その置かれている現状と課題を把握し、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の可能性を見極めながら、方針を選択し、人材や資金など限られた資源を集中していく姿勢が求められる。国、県など行政においても、産業界の取組に対応して、施策、事業の費用対効果等を踏まえた政策評価の観点が必要となる。

また、厳しい経済環境下で、活力ある地域づくりを進めるためには、効率と公平の調和を図りつつ、参画する多様な主体の調整・合意を図りながら、地域の将来を見据えて優先すべき課題を選択し、集中的な取組を行う必要がある。

(3) 連携と交流

広域的なネットワーク化が求められる時代において、沖縄の優位性をさらに高めるため、県内外、産業間、産学官、地域間等、様々な分野において多様な連携と交流を重層的に進める。

特に沖縄の外との連携と交流が重要である。我が国においてはアジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成に向けては、南の海洋連携軸構想をはじめとすると他府県との様々な分野での幅広い連携と交流に加え、アジア・太平洋地域との連携と交流を深める必要がある。

産業面については、観光・リゾート産業を中心に、農林水産業、伝統工芸産業、健康食品産業等の製造業、健康関連の産業、文化、スポーツ関連産業等、多くの産業とが関連する様々な形態での連携と交流が重要となる。

産学官の連携と交流を深め、地域の資源を活用し、新たな産業創出を促進し、地域産業の活性化を図ることも重要である。

また、地域間の連携と交流を通じた新たな機能分担、相互補完により、地域の人材と資源を有効に活用し、その自立性を高め、個性あふれる地域づくりが求められる。

この計画期間中の沖縄および日本と世界における象徴的な出来事として次のようなことがあった（「沖縄史略年表」沖縄県企画部企画調整課）。

西暦	年号	沖縄	西暦	日本と世界
2002	平成 14	沖縄振興特別措置法施行・沖縄振興計画策定	2003	イラク戦争
2004	〃 16	沖縄国際大学に米軍ヘリ墜落	2004	新潟県中越地震
2005	〃 17	米州開発銀行(IDB)沖縄総会	2005	愛知万博
2006	〃 18	名護市と防衛庁 普天間移設で基本合意 V字型滑走路	2006	日本人口減少社会へ
2007	〃 19	教科書検定意見撤回を求める県民大会	2007	米サブプライム問題で世界同時株安
2008	〃 20	南米で県人移民 100 周年式典	2008	米国発の金融危機拡大 世界不況に
2009	〃 21	琉球舞踊が国の重要無形文化財に指定	2009	政権交代、新型インフルエンザ流行
2010	〃 22	全国高等学校総合体育大会「美ら島沖縄総体 2010」開催	2010	小惑星探査機「はやぶさ」地球に帰還

大きなうねりを見せ始めた第3次振興開発計画期間同様この間においても日本および世界においてはイラク戦争、サブプライム問題、年表にはないが世界においては2011年の東中における民主革命、驚異的な円高が発生している。また、同年日本において東北大震災が発生し多くの尊い人命が失われ、今も続く放射能汚染など甚大な被害をもたらした。

計画期間中、沖縄県においても米軍ヘリの墜落事故や名護市と普天間返還の合意、その後の政権交代後の県外移転約束からの反故、今も続く移転問題の混迷など歴史的と言って良い多くの出来事を経験してきた。沖縄ブームは落ち着いたが、沖縄の文化やイメージは賛否両論あろうが、今やすっかり定着したと言える。

これからの確かな胎動としてアジアの時代の到来の予感を抱く方は多いのではなからうか。振興計画が当初から想定に入っていた沖縄の優位性を発揮する時が遂に訪れたのかもしれない。

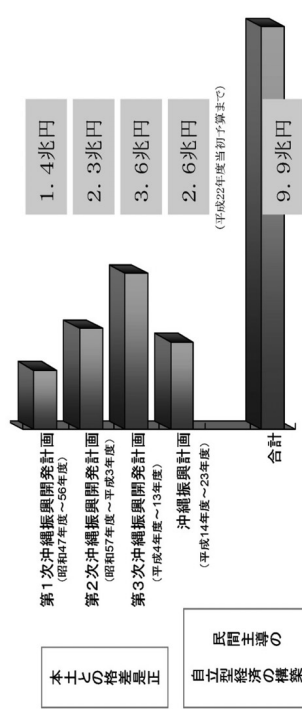
振興計画の効果としてこの計画期間中に下記の数値が実現すると見込んでいた。

人口	基準年度(2002)	2011
生産所得	132万人	139万人
	3兆4,000億円	4兆5,000億円
生産所得の産業別構成	第1次産業：2%	
	第2次産業：17%	
	第3次産業：81%	
就業者	58万人	67万人
県民一人当たり所得	218万円	270万円

5. 三次にわたる振興開発計画および振興計画を経て現在の沖繩
3次の振興開発計画および振興計画という40年にわたる振興の歴史の概要について沖繩振興審議会ホームページで公表されている資料は下記のようにまとめている。

計画	第1次沖繩振興開発計画 (昭和47年度～55年度)	第2次沖繩振興開発計画 (昭和56年度～65年度)	第3次沖繩振興開発計画 (昭和66年度～75年度)	沖繩振興計画 (平成7年度～10年度)
1 実施期間	昭和47年7月14日 「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定	昭和55年12月12日 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定	昭和65年12月12日 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	平成7年7月10日 「沖繩振興計画」の策定
2 計画の目的	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興計画」の策定
3 計画の目標	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興計画」の策定
4 基本姿勢	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興計画」の策定
5 基本方向	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興計画」の策定
6 専門別の特徴	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興計画」の策定
7 重点的施策	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興計画」の策定
8 人口	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興審議会」の設置 「沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第2次沖繩振興開発計画」の策定 「沖繩振興審議会」の改組 「第3次沖繩振興開発計画」の策定	「沖繩振興計画」の策定

各計画期間中における内閣府沖繩担当部局予算額予算額は次のグラフのとおりである（「沖繩振興の現状と課題 - 沖繩振興計画総点検結果 - J平成22年8月内閣府沖繩担当部局」）。



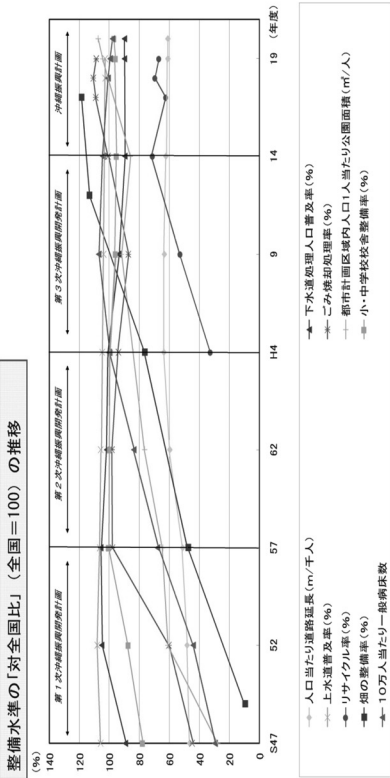
出典：内閣府資料

これまで見てきたような各計画の理念の下、約40年にわたって総額9.9兆円近くの資金が投下されてきた。そこで、以下ではその成果等について(1)社会資本の整備、(2)人口動態、(3)雇用、(4)県民総生産および県民一人当たり所得、(5)産業構造の変化、(6)沖縄県の財政状況、(7)現在の沖縄、という視点から概観して行くことにする。

(1) 社会資本の整備

現在の振興計画において第1次振興開発計画においては最重要課題とされていた「社会資本の整備」についての格差是正は一定程度達成されたことと整理されている。そこで、社会資本の整備状況について沖縄振興審議会ホームページで公表されているデータを記載すると下記のとおりである。

1-3 社会資本の整備水準等の推移



1-3 (参考1) 社会資本の整備水準等の推移

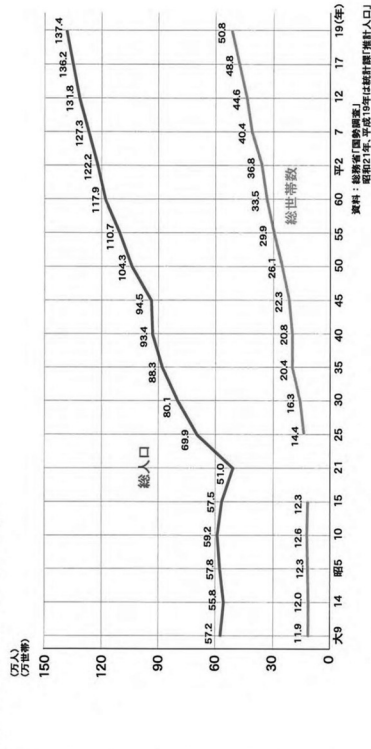
事項	整備時		最近		備考		
	沖縄	対全国比(全国=100)	沖縄	対全国比(全国=100)			
①人口当たり道路延長(m/千人)	—	—	(H21) 47.3	(H20) 37.3	59.1	林野庁、沖縄県	
②上下水道普及率(%)	(S48) 4.9	—	(H21) 62.0	(H20) 46.0	134.8	国土交通省調	
③リサイクル率(%)	(S48) 4.532	46.4	(H20) 5.753	(H19) 5.027	91.9	国土交通省調	
④畑の整備率(%)	(S48) 22.8	37.1	(H20) 6.4	(H19) 15.2	61.0	道庁統計年報	
⑤10万人当たり一般乗用車	(S48) 1	727	(H20) 6	(H19) 1,297	0.5	環境統計年報	
⑥空港	(S48) 5	1,932	(H21) 0.3	(H20) 1.2	1.847	1.2	空港管理状況調査
⑦住宅	(S48) 6	66	(H21) 13	(H20) 07	13.4	7.6	国土交通省調
⑧1人当たり住宅面積(m ²)	(H7) 53.7	71.1	(H20) 75.9	(H19) 94.1	80.7	住宅・土地統計	
⑨高度住宅ストック率(%)	(S48) 33.7	168.2	(H20) 19.5	(H19) 16.9	11.3	(注1)	
⑩下水処理人口普及率(%)	(S48) 16.5	18.5	(H22) 66.0	(H21) 73.7	89.6	国土交通省調	
⑪上下水道普及率	(S48) 89.2	84.3	(H21) 100.0	(H20) 97.5	102.6	国土交通省調	
⑫ごみ焼却処理率	(S48) 25.2	56.4	(H21) 44.7	(H20) 79.2	109.7	環境省調	
⑬リサイクル率	—	—	(H21) 12.3	(H20) 20.3	60.1	環境省調	

計画がスタートした復帰時から比べる数値を見る限り確かに一定程度の格差是正は達成されたことと評価でき、振興計画が果たした一定の成果と言えるのではないだろうか。

(2) 人口動態

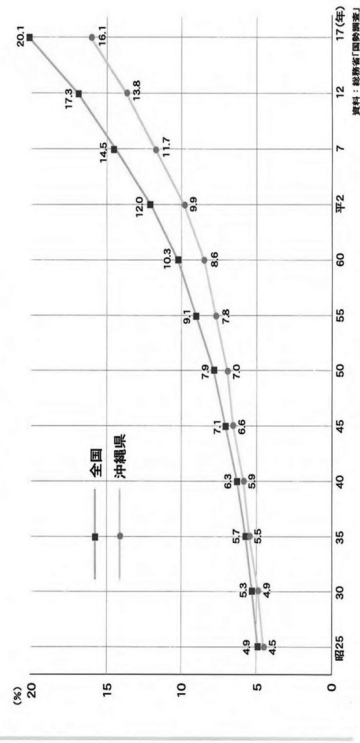
「資料で見る沖縄」(沖縄県企画部企画調整課作成)から人口・世帯数の推移のグラフを引用すると下記のとおりである。戦争が大きな傷跡を残したことは一目瞭然である。計画期間中は人口・世帯数は上昇トレンドを描いていることが分かる。

人口・世帯数の推移



総人口に占める65歳以上人口割合のグラフを見ると明らかに高齢化も確実に進展していることが分かる(同資料)。

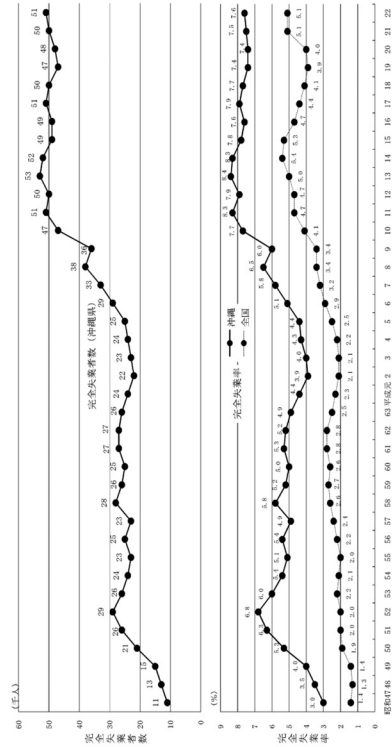
総人口に占める65歳以上人口割合の推移



(3) 雇用

完全失業者と完全失業率の推移について記載すると次のとおりである（沖縄総合事務局ホームページより）。計画期間中、よく問題提起されるように沖縄県は失業率が一貫して全国平均よりも相対的に悪い水準で来ていることが良くわかる。その中でもさらに若年層の失業率の問題が深刻な問題となっているが、これについては第3章で取り上げる。

図一3 完全失業者数と完全失業率の推移



資料：総務省統計局「労働力調査年報」、沖縄県企画部「労働力調査」

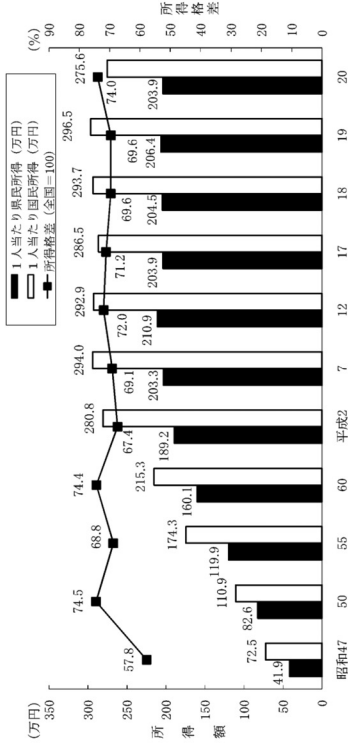
(4) 県民総生産及び県民一人当たり所得

表一6 沖縄県経済の成長

区 分	名 目		実 質		全 国	
	県内総生産 (10億円)	経済成長 率 (%)	県内総生産 (10億円)	経済成長 率 (%)	国内総生産 (10億円)	経済成長 率 (%)
年 度	4,459	38.7	8,354	17.2	96,486	16.4
昭和47	9,213	—	152,362	10.0
50	14,905	8.9	237,330	4.0
55	21,500	8.2	24,083	8.8	248,376	—
60	28,638	1.3	30,803	—	330,397	7.2
平成2	32,711	1.9	35,900	3.2	451,683	8.6
7	35,794	0.2	36,420	1.4	497,740	1.7
12	35,866	△ 0.3	36,845	1.2	504,119	0.9
13	35,746	△ 0.3	37,530	△ 0.1	505,622	2.6
14	36,184	1.2	37,581	2.0	501,618	△ 0.8
15	35,895	△ 0.8	37,530	△ 0.1	507,015	1.1
16	36,195	0.8	38,309	2.1	517,713	2.1
17	36,449	0.7	38,755	1.2	527,980	2.0
18	36,609	0.4	38,937	0.5	540,025	2.3
19	36,974	1.0	39,629	1.8	552,471	2.3
20	—	—	—	—	562,535	1.8
21	—	—	—	—	539,484	△ 4.1
	—	—	—	—	474,040	△ 3.7

(注)：国内総生産については支出系列を適用。
資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」及び「県民経済計算」

図一6 1人当たり県(国)民所得(名目)・所得格差の推移

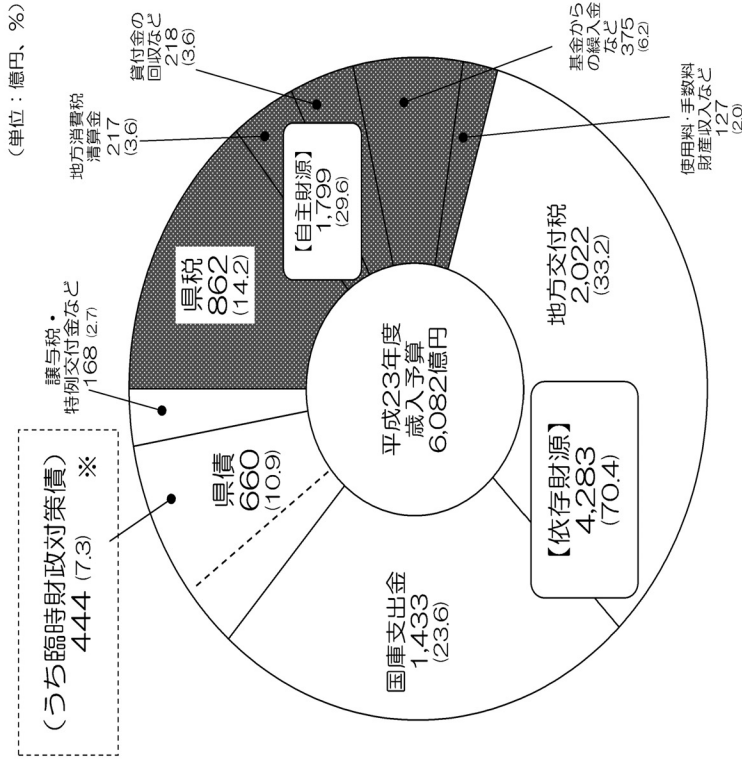


資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」と「県民経済計算」

計画期間中、これも良く言われるように県民所得が全国平均に比べて改善されない状況が続いていることが分かる（以上沖縄総合事務局ホームページより）。

3 歳入の状況

- どのなお金が入ってくるの？



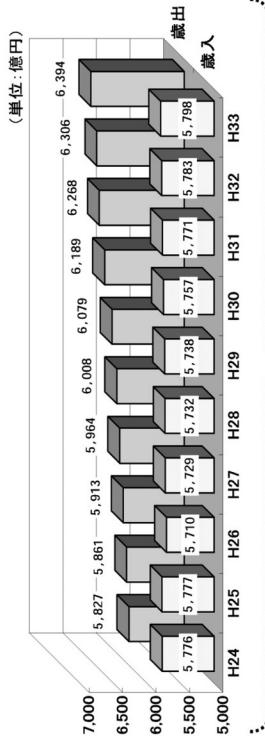
(注) 金額・%の合計は、調整整理により必ずしも一致しないことがあります。

- 県税などの自主財源 (■) は、1,799億円で29.6%しかなく、全体の70.4%を地方交付税などの依存財源 (□) で占めています。
- ※ また、国全体で地方交付税の財源が足りず、財源不足の穴埋めに県が借金をしています(臨時財政対策債)。ただし、その元金・利子は、来年度以降の交付税で全額補てんされることになっています。

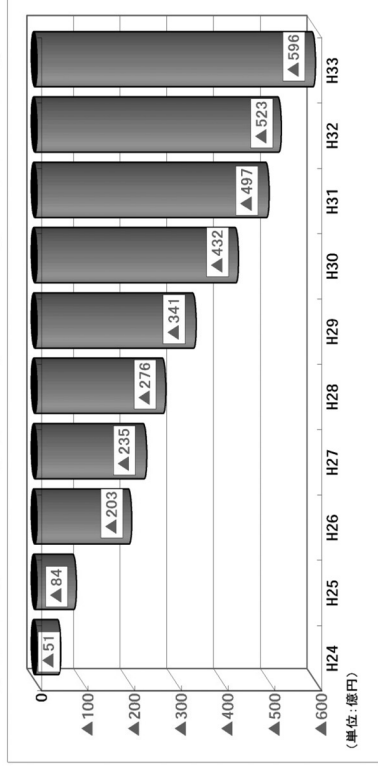
自主財源割合が29.6%しかなく、地方交付税などの「依存財源」に「依存」するといふ脆弱な財政構造となっていることが分かる。平成23年度当初予算を元に今後10年間の財政状況については次のように予測している。

7 今後の財政収支の見通し

- 平成23年度当初予算をベースに、今後10年間の財政収支を試算。



【歳入】 - 【歳出】 = 【収支不足】



- 地方交付税などの一般財源の大幅な増加は期待できない反面、社会保障関係費や公債費などの義務的な経費は増加が見込まれます。
- このため、今後も継続的に収支不足(単年度の財源不足)が生じ、平成33年度にはその額が▲596億円に達することが見込まれます。

※ 詳細は、「今後の財政収支の見通し(平成23年3月・沖縄県)」をご覧ください。
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?catId=21>

40年間にわたり振興開発計画および振興計画が実施されてきたが、現状のままでは10年後に596億円もの収支不足が予測されている。このように沖縄県の財政は非常に厳しい状況におかれていることが分かる。

(7) 現在の沖繩

沖繩県企企画調整課が作成している沖繩県と全国を比較した主要指標について引用すると次のとおり。

1 主要指標（全国からみた沖繩県）

指標	名	単位	沖繩県	順位	全国	調査（年月日）
面積	積	km ²	2,276	44	377,950	平成22年10月1日
米軍専用施設面積	積	km ²	229.2	1	310.1	平成21年3月末
米軍施設数	数	箇所	34	1	134	〃
人口密度	度	人/km ²	1,382	30	127,510	平成21年10月1日
世帯数	数	千世帯	607	9	342	〃
人口千人当たり出生数	数	人	560	29	53,363	平成22年3月31日
人口千人当たり死亡数	数	人	12.2	1	8.5	平成21年
人口千人当たり自然増加数	数	人	7.2	47	9.1	〃
1次産業構成比（県内総生産）	%	%	5.0	1	△0.6	〃
2次産業構成比（県内総生産）	%	%	1.7	23	1.4	平成20年度（補償は平成19年度）
		%	12.0	47	26.4	〃
		%	4.2	47	20.4	〃
		%	7.6	3	5.9	〃
		%	89.9	2	74.7	〃
3次産業構成比（県内総生産）	%	%	892	33	83,162	平成21年
農業産出額	額	億円	2,039	47	2,754	平成20年度
1人当たり県民所得	所得	千円	7.6	1	5.1	平成22年
完全失業率	率	%	17.7	7	12.5	平成20年度
生活保護率	率	%	27,023	27	4,161,657	平成22年3月末
金融機関貸出残高	高	億円	283,652	43	355,223	平成21年
現金給与総額（平均給与）	給与	円/月	74.3	29	84.2	平成20年度
携帯電話契約率	率	%	42.8	42	60.0	平成22年3月31日
ブロードバンド契約世帯率	率	%	49.2	4	26.8	平成21年4月1日
道路舗装率	率	%	5.8	41	8.8	〃
千人当たり道路延長	延長	km/千人	1.41	38	1.41	平成21年3月末
1世帯当たり自家用乗用車数	車数	台/世帯	36.9	47	54.3	平成22年3月卒業生
大学等進学率	率	%	218.5	22	212.9	平成20年12月31日
10万人当たり医師数（医療従事者）	数	人/10万人	698.5	35	710.8	平成21年10月1日
10万人当たり一般病床数	床	床/10万人				

（注）県（国）内総生産（帰属利子等控除後）を100としているため、各産業の構成比の合計は100%にはならない。

- 面積は44位。
- 米軍専用施設面積、米軍施設数は全国一。
- 人口一人当たりの出生率は全国一、人口千人当たり死亡数は最下位、人口千人当たり自然増加数は全国一。
- 2次産業構成比は最下位。その発展が計画期間中の悲願であった製造業の比率は最下位。建設業の割合は3位と高い。
- 3次産業の構成比率は2位
- 一人当たり県民所得は最下位（平成20年度時点。内閣府ホームページ統計情報によると、平成21年度は高知県が最下位）
- 完全失業率は全国一
- 生活保護率は7位
- 現金給与総額（平均給与）は43位
- ブロードバンド契約世帯数は42位
- 道路舗装率は4位
- 千人当たり道路延長は41位
- 大学等進学率は最下位

全国平均と比べて上位および下位の項目について列挙する。一部はこれまでの振興計画の客観的な結果であるとともに新たな振興計画を控える沖繩県にとっての今後の戦略の方向性を暗示するものである。

6. 振興開発計画及び振興計画から見た今後の沖繩の戦略

40年に及ぶ振興開発計画及び振興計画を経て発揮できた強みもあったが、潜在したままとなっている強みもある。また、克服できた弱みと克服できていない弱み、消滅した機会や新たな機会、潜在し続けている脅威や新たな脅威もある。そこで、筆者がまとめたSWOT分析を時系列で並べてみると次のとおりとなる。

強み

	第1次沖繩振興開発計画	第2次沖繩振興開発計画	第3次沖繩振興開発計画	沖繩振興計画
自然および県土	豊かな自然 地理的位置	豊かな自然 太陽エネルギー 海洋資源 地理的位置	豊かな自然 太陽エネルギー 海洋資源 地理的位置	豊かな自然 海洋資源 地理的位置
経済社会		労働力人口増加	豊かな若年労働力 亜熱帯地域の医療・農業技術	高い人口増加率 豊かな若年労働力 長寿果 観光リゾート産業
県民	伝統文化 国際交流の歴史	伝統文化 国際交流の歴史	伝統文化 国際交流の歴史 高齢者にやさしい風土	伝統文化 国際交流の歴史 平和への強い思い ホスピタリティ 県人の世界的ネットワーク

沖繩県の強みとしては自然および県土の「豊かな自然」「海洋資源」「地理的位置」、県民の「伝統文化」「国際交流の経験」「ホスピタリティ」「県人の世界的ネットワーク」はおそらく第1次振興開発計画の頃から既に全て持ち合わせていたのではなからうか。一方、直近の計画期間における沖繩県の経済社会における強みとして「高い人口増加率」「豊かな若年労働力」が顕在化している。また、これまでの計画の確かな成果として「観光リゾート産業」が強みとなっている。しかし、「国際交流の歴史」については未だ発揮していないと考えられ、これについては総論において考察を行う。

次に「弱み」についてまとめると次のとおりである。

弱み

	第1次沖繩振興開発計画	第2次沖繩振興開発計画	第3次沖繩振興開発計画	沖繩振興計画
自然および県土	島嶼性 台風常襲地帯 基地の存在	本土との遠隔性 島嶼性 台風常襲地帯 基地の存在	本土との遠隔性 島嶼性 台風常襲地帯 基地の存在	本土との遠隔性 島嶼性 台風常襲地帯 基地の存在
社会経済	社会資本全般整備の遅れ 産業振興開発の遅れ 基地依存経済 失業雇用問題	失業雇用問題 若年失業者 物的生産部門の弱さ 産業の雇用吸収力の弱さ 社会資本全般の整備の遅れ 技術力等の蓄積不足 観光資源活用が不十分 文化、自然遺産の保全が不十分	県内産業基盤の整備の遅れ 物的生産部門の弱い 財政依存型経済 産業の雇用吸収力の弱さ 失業雇用問題 若年失業者 産業振興不十分 社会資本の整備の遅れ	雇用問題 低い所得水準 高い財政依存度 社会資本の整備(ただし戦略的、重点的整備) 新事業の構築 既存産業高度化
県民	職業能力開発強化が必要	人材育成の問題 人的・物的国際交流が進んでいない	人材育成(基礎学力) 人材育成(産業分野)	国際的な人材の育成・確保 多くの産業分野での人材不足

自然および県土における弱みはあまり変わらない。島嶼性など自然条件に関するものは仕方がないと言えるが、一部が返還される等若干の進展があるとはいえ、振興計画開始からおおよそ40年相変わらず基地の存在が「弱み」であり続けているという現状は今後も継続して取り組むべき重要な課題である。

社会経済における雇用問題、低い所得水準、高い財政依存度、既存産業の高度化等も根本的な解決には至っていない。

一方、強みとして「歴史的な国際交流の経験」が第1次振興計画の頃から認識されているながら、人的・物的国際交流が進んでおらず、国際的な人材育成が課題となっている現状は、日本やアメリカなどコントロールできない要因が大きい基地の問題に比較すると、手つかずのまま来ていている印象は否めない。

次に「機会」について見てみる。

	第1次沖繩振興 開発計画	第2次沖繩振興 開発計画	第3次沖繩振興 開発計画	沖繩振興計画
社会経済	第1次沖繩振興 開発計画 増大する建設需 要 観光産業発展の 可能性 国際交流拠点と しての発展可能 性 米軍基地整理縮 小の跡地利 用	第2次沖繩振興 開発計画 農林水産業の発 展 観光関連産業の 発展	第3次沖繩振興 開発計画 経済のソフト化 および国際化 観光リゾート産 業の明るい展望 国際リゾート拠 点の可能性	沖繩振興計画 加速するグロー バル化 情報通信技術の 飛躍的な進展 情報通信産業の 発展可能性

振興開発計画および振興計画は、沖繩県にとっては常に機会であり続けた。また、筆者が抜粋した記述には明示されていないだけで、米軍基地の跡地利用の潜在的な「機会」は賛否両論あるかもしれないが、現在、那覇新都心という形で現実になっており、今後も大いなる「機会」としてあり続ける。

一方、21世紀に入り現在顕わとなったのが大いなる機会が、世界のグローバル化（見方によっては「脅威」かもしれない）であろう。情報通信技術の飛躍的な進展も後押しして、グローバル化の流れはさらに加速するものと思われる。

最後に「脅威」について見てみる。

脅威	第1次沖繩振興 開発計画	第2次沖繩振興 開発計画	第3次沖繩振興 開発計画	沖繩振興計画
自然および 県土	開発による環境 破壊 基地の固定化	基地の固定化	基地の固定化 赤土流出等の海 洋汚染	基地の固定化 環境問題
社会経済		高齢化 本島中南部への 過密化 離島の過疎化と 年齢構造の不均 衡	本格的な高齢化 離島における過 疎化と高齢化 都市化による人 口の過密化	少子高齢化 交通渋滞 過疎化 高齢化

基地の固定化は従来から「脅威」として存在していて、現実に固定化してしまい「脅威」としてあり続けている。一方、都市化や人口動態により、交通渋滞や少子高齢化、離島地域等における過疎化と高齢化など離島等の振興の問題がある。

以上、振興開発計画および振興計画から沖繩県の「強み」「弱み」「機会」「脅威」の変遷を概観したが、これらについての細部に至る論点は非常に多岐に渡り、多くの関係者が英知を絞り沖繩振興の計画に策定してきた歴史に鑑みて、すべてを網羅することは到底筆者の手におえるものではない。

そこで、筆者は職業柄毎日頃より観察している、なかなか改善されない雇用問題及び潜在的に繋がっている人材育成、経済振興に焦点を絞って沖繩振興計画に基づき実施された事業を調査テーマとして選定した。

続く第3章で雇用問題、人材育成対策事業等についての全般的な考察を行い、第4章において上述の問題意識から個別に抽出した事業について監査を行った結果を記す。

本章では、最後に平成24年度から開始する新たな沖繩振興計画に向けた沖繩県の取り組みについてみていくことにする。

7. 沖縄県による新たな振興計画

新たな振興計画策定に向けて沖縄県は、これまでの計画について次のように総括している（沖縄県企画部企画調整課作成資料より抜粋）。

復帰40年を経て見えてきたもの

1. 県民ニーズの変化(沖縄21世紀ビジョン)
水・エネルギー・学校など社会基盤を重点的に求める時代から、さらに自然、伝統文化、子育て、安心・安全な暮らし、安定的な雇用等を求める時代へ

2. 時代状況の変化によって比較優位のある資源となる可能性を得た沖縄の特性
【過去】
日本の遠隔地、台風の常襲地域、軍事的な要所として配置された米軍基地の島 等
【現在】
アジアの経済的な台頭による東アジアの中心的位置、アジア有数の海洋性リゾート地、我が国の数少ない人口増加地域、全国有数の百万都市圏の形成、基地跡地という巨大な開発ポテンシャル、国益に貢献する離島の存在、文化・スポーツの資源化 等

3. 全国的な政策では間に合わない沖縄の姿

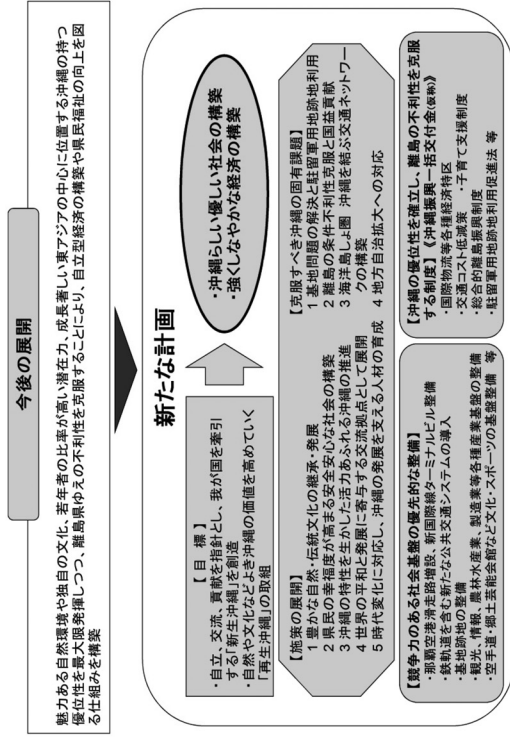
- (1) 沖縄に適合する政策の必要性
① 産業構造
② 離島、亜熱帯特性
③ 人口構成
家電エコポイント制度など、総体的に必ずしも沖縄の現状に適した政策となっていない現状
- (2) 地域特性に合った政策によって我が国を牽引する沖縄を作り出す可能性
・国際物流経済特区等の経済特区
・子育て支援制度
・総合的離島振興制度
・交通コスト低減策 等

この認識を踏まえて新たな振興計画の基本的な枠組みを次のように提示している。

これまでの振興計画を踏まえた新たな展開

計画	第1次沖縄振興計画 【計画期間】 昭和三十九年度～55年度	第2次沖縄振興計画 【計画期間】 昭和三十九年度～45年度	第3次沖縄振興計画 【計画期間】 平成4年度～13年度	第4次沖縄振興計画 【計画期間】 平成14年度～23年度	新たな展開 【計画期間】 平成24年度～33年度
特徴	本土との政策連立	本土との政策連立 ・自治的発展の促進	本土との政策連立 ・自治的発展の促進	本土との政策連立 ・自治的発展の促進	本土との政策連立 ・自治的発展の促進
目標	・経済的発展の促進 ・自治的発展の促進	・経済的発展の促進 ・自治的発展の促進	・経済的発展の促進 ・自治的発展の促進	・経済的発展の促進 ・自治的発展の促進	・経済的発展の促進 ・自治的発展の促進
主要事業	・産業振興 ・観光振興 ・教育振興 ・文化振興 ・環境振興	・産業振興 ・観光振興 ・教育振興 ・文化振興 ・環境振興	・産業振興 ・観光振興 ・教育振興 ・文化振興 ・環境振興	・産業振興 ・観光振興 ・教育振興 ・文化振興 ・環境振興	・産業振興 ・観光振興 ・教育振興 ・文化振興 ・環境振興
関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関	関係機関
備考	・関係機関との連携 ・関係機関との連携	・関係機関との連携 ・関係機関との連携	・関係機関との連携 ・関係機関との連携	・関係機関との連携 ・関係機関との連携	・関係機関との連携 ・関係機関との連携

新しい振興計画の特徴として図表にありとおり計画の策定主体が従来の国から当事者である沖縄県へ移った点であろう。具体的には従来は沖縄県が原案を策定し、国が計画を決定するというプロセスを踏んでいたが、平成24年4月1日施行予定の新たな沖縄振興特別措置法の下では、国は「沖縄振興基本方針」を定め、「沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする」とされた。沖縄県としては「全国的な政策では間に合わない」というジレンマを自ら計画を策定することで解消できる展望が開けたとも言える。これは沖縄県にとっては従来なかった新たな「機会」であろう。



その新たな「機会」を具体的に実現するための方策として特筆すべきは、新たな計画のもとでの「沖縄振興一括交付金(仮称)」(以下「一括交付金」)の存在がある。これについては沖縄県の施策選択決定における自由度を高めることが期待されるなど現在新聞報道等でも盛んに議論されている。実際の平成24年度からの実施を見守る必要があるが、これは沖縄県の新たな「強み」となる可能性を秘めている。

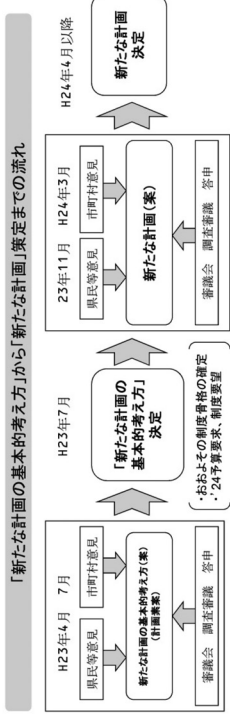
今後の新たな計画の基本的な考え方については県民からの意見の反映も踏まえ、現在沖縄県は次のように策定を進めている。

「新たな計画の基本的考え方」について

【新たな計画の基本的考え方とは】
 ■ 現状計画の総点検後で示された成果、課題や沖縄21世紀ビジョンの方向性・目標を踏まえ、これから施策展開を設計するに当たり、その基本的方向性を示すものであり、計画の政策的性格を有し、本計画のたたき台となる。

【策定の必要性・役割】
 ■ 新たな計画の作成に当たり、県議興議会の審議結果や、県民など各界各層からの多様な意見を踏まえた基本的方向性を決定する必要がある。
 ■ 政府が沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律の制定に当たり、政府が検討する際に参考となるもの。

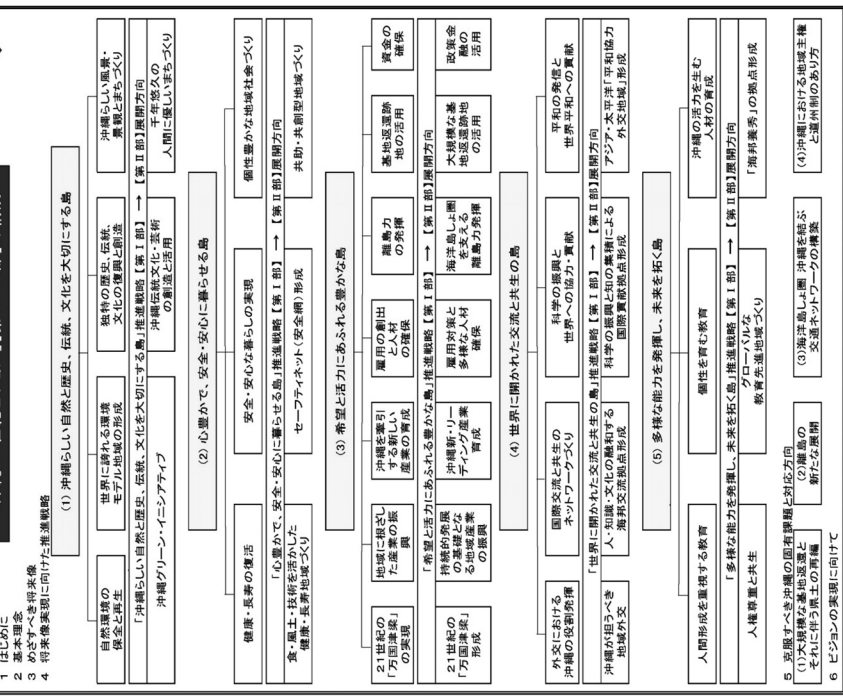
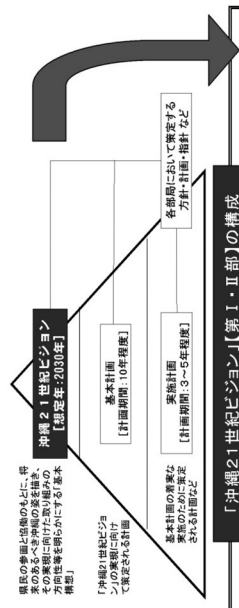
【決定スケジュール(案)】
 ■ 4月中旬：沖縄県振興審議会へ諮問
 ■ 4月～6月：県民、市町村及び各種団体からの意見聴取
 ■ 7月：沖縄県振興審議会から委申
 ■ 同：新たな計画の基本的考え方 決定



ここに記載されている「沖縄 21 世紀ビジョン」とは沖縄県がはじめて独自に作成した「県民の参画と協働のもとに、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性」と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想であり、平成22年3月に公表されている。

「沖縄 21 世紀ビジョン」の構成は次のとおりとなっている。

「沖縄21世紀ビジョン」【第Ⅰ・Ⅱ部】構成図



概ね2030年までの沖縄像について「沖縄21世紀ビジョン」が基本的な構想を既に提示しており、それを踏まえて10年単位でブレイクダウンした「沖縄21世紀ビジョン基本計画(仮称)」を策定するものとしている。

よって、新たな沖縄振興計画は当然のことながら、この「沖縄21世紀ビジョン」を踏まえて策定される必要がある。これらの新たな振興計画を含めた策定プロセスについては沖縄県企画調整課のホームページに県民意見の募集、県民説明会開催の状況、審議機関である沖縄振興審議会の議事要旨等の情報がアップロードされている。平成24年4月以降に公表予定の新たな振興計画の具体的な内容については大いに期待しているところである。

以上を踏まえ、新たな振興計画を迎える沖縄県が現在置かれている状況については極端に単純化すると、筆者は次のように整理すれば良いのではないかと考える。

	内的要因	外的要因
好影響	強み 一括交付金	機会 新たな振興計画
悪影響	弱み 国際的な人材育成 人材育成	脅威 財政構造の硬直化

第3章 総論 - 監査の結果及び意見 -

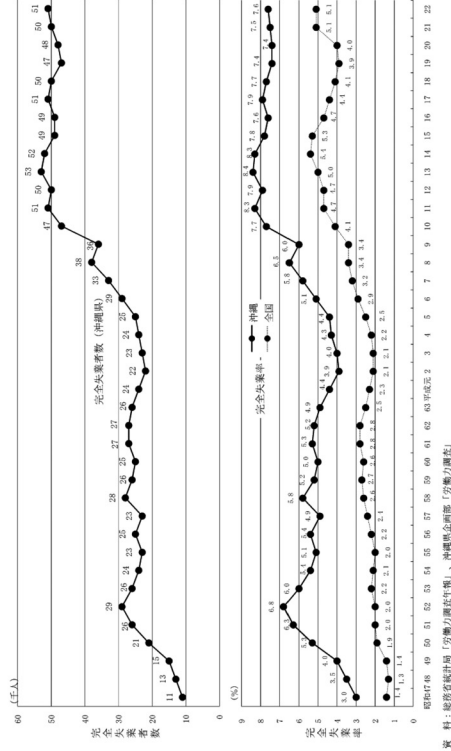
1. 沖縄県の雇用問題について

(1) 沖縄県の雇用情勢と背後にある本質的な構造

① 改善しない沖縄県の雇用情勢

沖縄県の雇用情勢についての問題、すなわち、高い失業率、とりわけ高い若年者失業率、低い県民所得の問題は、復帰以来の復興の計画期間中継続して沖縄県が抱える構造的な問題とも言え、これらの克服が県政の最重要課題の一つとなっている(沖縄総合事務局作成資料再掲)。

図-3 完全失業者数と完全失業率の推移



沖縄県の完全失業率は、バブル経済崩壊後、全国的な経済の低迷による影響などにより上昇傾向で推移し、平成13年は8.4%と復帰後最高となった。その後は、入城観光客数が好調に推移したことや家計消費支出の順調な推移等、県内景気は回復傾向が続いたものの、完全失業率は7%台で横ばいの状況にある。

一方、全国は平成19年4月の3.9%から平成20年3月の3.8%まで、3%台で推移したが、リーマンショックに端を発した世界的な景気の悪化を受け、製造業等における非正規労働者の雇止め等が急増するなど、雇用情勢は急速に悪化し、平成21年9月は5.5% (原数値)となり過去最悪の水準を記録した。平成22年に入ると、前年同月比はほぼ横ばいで推移し、その結果、平成22年の完全失業率は5.1%と前年と同水準となった。

沖縄県の雇用情勢に関する直近のデータは下記のとおりである。

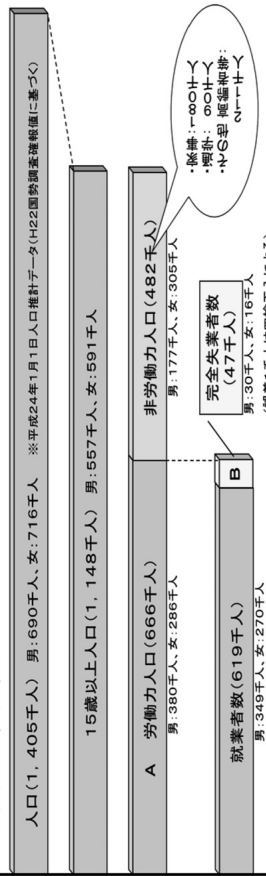
平成 23 年 12 月の雇用状況（沖縄県 HP より作成）

	沖縄県	全国
完全失業率	7.1%	4.6%
若年者（15 歳～29 歳）完全失業率	12.7%	6.7%
有効求人倍率（季調値）	0.35 倍	0.71 倍

沖縄県の平成 23 年 11 月における完全失業率は 7.1% で、全国平均より 2.5 ポイント高い。若年者の完全失業率は、全国の 6.7% と 2 倍近い値である。また、有効求人倍率も全国の半分に満たない状況であり、依然として全国並み水準にはほど遠い状況である。

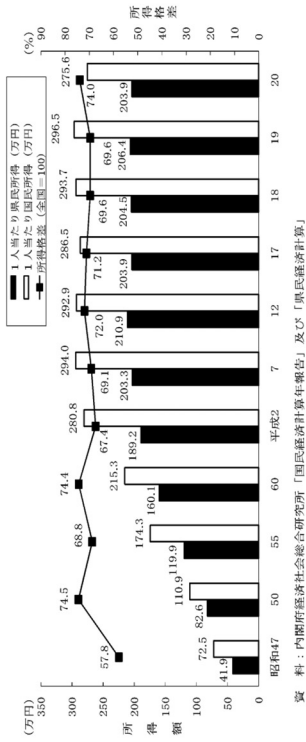
本県の人口と雇用の現状

<平成23年平均>



一人当たり県民所得の推移についても再掲すると次のとおりである。

図-6 1人当たり県民所得(名目)・所得格差の推移



平成 21 年度は高知県が 2,017 千円で最下位となったようであるが、沖縄県は 2,045 千円とワースト 2 であり、依然として厳しい状況に変わりはない(内閣府ホームページ統計情報)。

沖縄県の失業率が高い要因としては、①雇用の場の不足、②求人と求職のミスマッチ、③若年者の就業意識の低さが要因と分析されることが多い。

①雇用の場の不足については沖縄振興計画専門委員会ホームページ資料に下記のようコンパクトにまとめられており、例えばこれまでの振興の計画の継続的な課題であった雇用創出能力の高い製造業が少くない等計画期間中に継続して課題であり続けた沖縄県の雇用環境の特徴に起因する事象が認められている。

1 雇用の場の不足

物流コストの高さや関連企業の集積がないことなどから、雇用創出力の高い製造業等が根付かない産業構造。

- 製造業就業者の占める割合
沖縄 5.5% (3.3万人)
(H19 全国は18.2%)

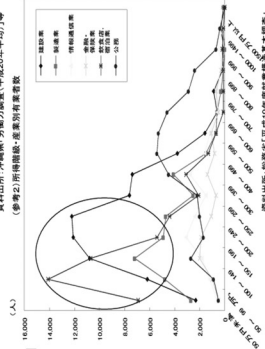
雇用の場の不足については、「量」だけでなく「質」にも着目する必要がある(中小企業が多く、魅力的な給与・職場環境、キャリアパスを提供できる職場が不足)。

- 現金給与総額
29.8万円(全国は37.9万円)
(H20、常用労働者1人平均・規模30人以上)
【出典: 沖縄県「毎月勤労統計調査」】
- 労働分配率 59.6 (全国は67.0)
【出典: 沖縄県「毎月勤労統計」より作成 労働分配率=雇員賃金総額/県民所得】

(参考) 産業別就業者数の推移

	平成14年中	平成20年中
第1次産業	3,322人(5.8%)	3,322人(5.8%)
第2次産業	11,122人(19.4%)	10,022人(16.7%)
(製造業)	3,322人(5.8%)	3,222人(5.3%)
(建設業)	7,772人(13.4%)	6,822人(11.3%)
第3次産業	48,022人(77.5%)	48,522人(77.5%)
(卸・小売業)	10,022人(17.5%)	10,422人(17.5%)
(情報通信)	3,922人(6.8%)	4,422人(7.5%)
(医療福祉)	8,722人(15.0%)	9,222人(15.0%)
合計	60,022人	60,022人

資料出所: 沖縄県「労働力調査(平成20年平均)」等



次に②求人と求職のミスマッチ、③若年者の就業意識の低さ、についても同資料に下記のとおりとまとめられている。

2 雇用のミスマッチ

- 求職 > 求人の職業
- ・ 一般事務職等事務的職業
- ・ 生産工程・労務的職業
- 求人 > 求職の職業
- ・ 情報、医療系等の専門的技術者
- ・ 観光・リゾート産業の従業員を含む「接客・給仕の職業」
- ・ コールセンターのオペレーターを含む「営業・販売関連の職業」

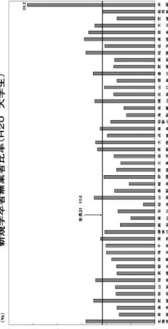
3 若者の就業意識

- 15～29歳の若年者の完全失業率 12.9% (全国6.6%) [H20]
- 離職率 (H17卒、3年間合計) 高校生60.0% (全国47.9%)、大学生49.6% (全国35.9%)
- ※ 「離職一再就職」を顕著に繰り返す層の存在が失業率を高止まりさせているとの指摘あり。
- 新規学卒者の無業者比率 [H20] 高校生17.3% (全国4.9%)、大学生26.2% (全国10.8%)

主な職業別求職者人倍率の推移

	H12	H19
一般事務の職業	0.19	0.25
情報系、助産師、事務系	1.08	1.60
医療系技術者	1.94	1.73
接客・給仕の職業	1.05	1.31
情報・図画技術者	0.81	1.07
生産工程・労務的職業	0.53	0.45
営業・販売関連の職業	1.25	2.72

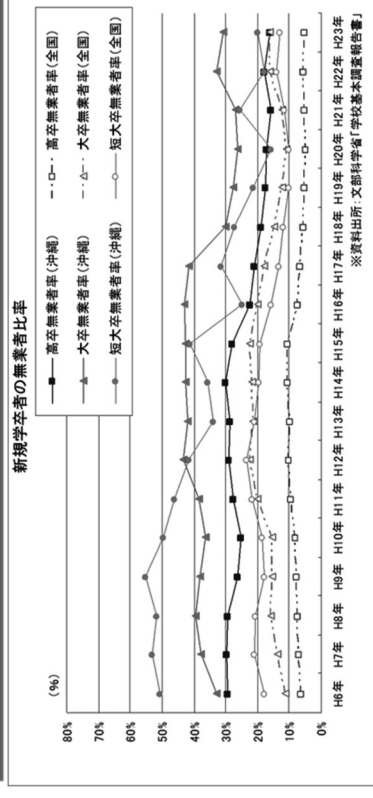
※資料出所：沖縄労働局「職業安定行政年報」



③若年者の就業意識の低さについて補足すると、まず、新規学卒者の無業者比率が全国平均と比べると、短大卒を除いては次のとおり大幅に高くなっている点が挙げられる。

新規学卒者の無業者比率の推移

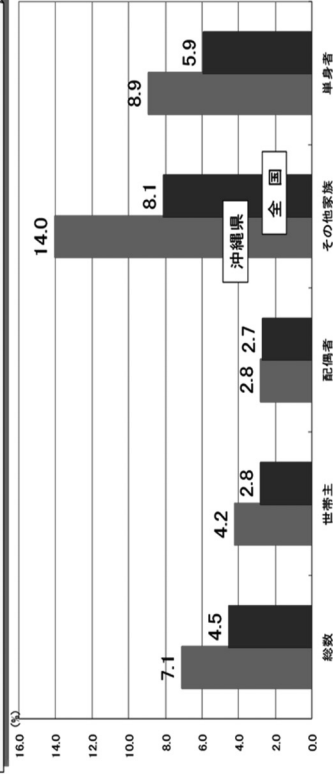
- 平成23年3月卒の沖縄県の新規学卒者の無業者比率は、高卒で16.1%、大卒で30.8%、短大卒で19.9%となっている。
- 全国は高卒で5.4%、大卒で15.9%、短大卒で12.9%となっている。



また、沖縄県の場合、世帯主と同居しているであろう子どもも等「その他家族」の失業率が14.0%(平成22年)と全国平均8.1%より約6ポイントも高くなっていることから、親族の扶養により生活できるため就業意識が低いのではないかと、という推察もある(就業しない和生活できなくなるといふフィードバック機構が親心のせいで機能していないという皮肉な結果を示唆しているのかもしれない)。

世帯主との続柄別完全失業率(平成22年)

○ 沖縄県は、その他家族(同居している子供等)の失業率が非常に高い。



② 雇用問題に対する沖縄県の取り組み

以上のような状況を踏まえ、沖縄県は「沖縄県職業安定計画」を定め、各種の施策を実施してきている。計画の実施概要については、第1章総説に定められており、その内容は以下の通りである。

第1章総説

1 計画作成の意義

沖縄県職業安定計画は、本県の新たな産業振興の方向性を踏まえた雇用の促進、人材の育成及びその他の職業の安定を図る施策について、沖縄振興特別措置法第75条の規定に基づき、沖縄振興計画の分野別実施計画として策定する。

第3次沖縄県職業安定計画(以下、「3次計画」という。)は、これまでの2次にわたる計画の性格と基本方向を受け継ぎ策定するとともに、これまでの成果と課題を踏まえ、選択と集中の観点から総合的に検討し効率的な施策展開となるよう努めた。

そのため、本計画では、雇用失業情勢の改善を図り安定した雇用の確保のために、戦略的な産業振興による民間主導の自立型経済の構築とともに、これらの産業振興と一体となったさらなる雇用対策の推進、地域における雇用対策、人材育成の強化を図ることとした。

計画の推進に当たっては、計画期間中の社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえた適切なフォローアップを行うとともに、企業、学校・教育機関、家庭・地域、県民、行政等が、それぞれの役割のもとで、相互に連携・協力しながら取り組む必要がある。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成23年度までの4か年とする。

3 計画の目標

産業振興と雇用拡大に向けて展開している沖縄県産業・雇用拡大県民運動（以下、「みんなでグッドジョブ運動」という。）と連動しながら、雇用の拡大や雇用の安定に繋がる施策を集中的に実施することで、雇用失業情勢の改善及び安定した雇用の確保を目標とする。

4 計画実現に向けた基本的な役割分担

3次計画においては、企業、学校・教育機関、家庭・地域、県民、行政等の各主体が連携を図りつつ、それぞれの基本的な役割を認識し、主体的に取り組むことで計画の目標達成を図る。

併せて、沖縄県では、全国平均並みの完全失業率を達成するため、県民各層の関心を喚起し各主体の具体的な行動を促すみんなでグッドジョブ運動を平成19年度から展開しているところである。

(1) 企業の役割

企業は、インターンシップの受け入れ等地域を支える人材の育成に積極的に取り組むとともに、社員の能力・キャリアアップの促進に向けた中長期的な人材育成の充実やキャリアパスの整備等に努める。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した働きやすい職場環境の整備に努める。労働者が安心して働くことができるよう正規雇用への移行や正規・非正規の均衡処遇に努めるとともに、雇用支援制度等の活用による若年者や女性、高齢者、障害者などの雇用促進に努める。

(2) 学校・教育機関の役割

学校教育から職業生活への円滑な移行を図るため、コミュニケーション能力など社会への適応に係る幅広い能力の形成を重視したキャリア教育を発達段階に応じて実施する。

また、職業相談体制の充実にも努めるとともに、求人企業の開拓、企業と連携したインターンシップを積極的に実施する等、企業との連携強化に努める。

(3) 家庭・地域社会の役割

家庭や地域社会は、様々な職業生活の実際や、仕事のやりがい等を子どもたちに教えることで、自立意識の涵養、職業意識の醸成に努める。

また、保護者は、産業構造や進路をめぐる環境の変化等について、学校と連携し積極的に情報を入手し、子どもたちのサポートに努める。地域の行事等への積極的な参加を通して、子どもたちの自己と他者や社会との適切な関係を構築する力を育て、将来の精神的、経済的自立を促す。

(4) 県民（個人）の役割

県民一人ひとりが自立心と「働く」ことに対する高い意欲を持ち、就職に関しては、県内だけでなく県外や海外も視野に入れ、積極的にチャレンジする。

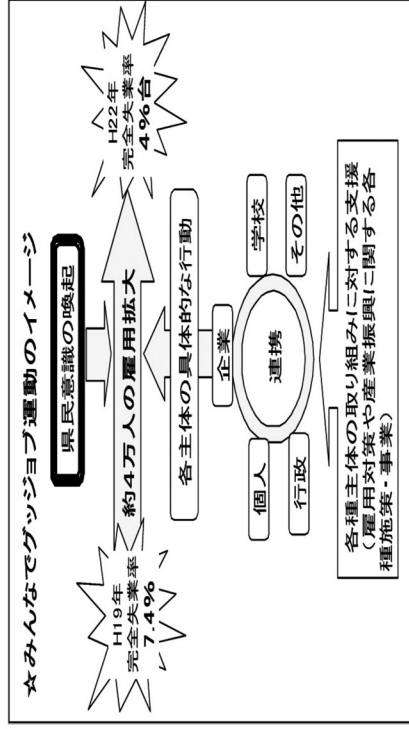
また、自発的にキャリアアップや職業能力の開発に取り組む。

(5) 行政の役割

行政は、産学との連携を図りつつ、各産業分野の戦略的な振興や企業誘致による雇用の創出・拡大への取り組みや雇用のミスマッチの解消を図る。

雇用情勢の厳しい若年者に対する支援や、女性、高齢者、障害者等に対する支援を強化し、働く意欲のあるすべての人々が安心して働くことができる環境の整備に努める。

これを踏まえて沖縄県は、平成19年5月に「みんなでグッドジョブ運動推進計画」（沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部。以下、「みんなでグッドジョブ運動」）を策定し、産業・雇用の拡大に繋がる施策を短期・集中的に強力に推進し、その施策が効果的なものとなるためには、行政の施策実施と併せて、県民各層の関心を喚起し、具体的な行動を促す県民運動を展開することが必要との観点から、企業、学校・教育機関、家庭・地域社会、マスメディア、行政機関等各主体がそれぞれの役割の下で相互に連携・協力しながら取り組むべき基本的な事項を推進計画として取りまとめられており、この主体別取り組みは、毎年度見直しを行い県民運動の充実・強化を図ることとしている。



「みんななでグジジョブ運動」の計画目標及び期間は、以下の通りである。

<基本目標>

概ね4万人の雇用を拡大し、完全失業率を4%台に改善する。

《4万人雇用拡大のイメージ》

下記のイメージは、産業振興施策の拡充、ミスマッチの解消対策、学生等に対するキャリア教育※の推進により、期待される就業者数の増加分である。

(1) 産業振興による就業者数	25,000人
① 新事業創出及び既存産業の振興等	(8,000)
② 企業誘致(製造業、情報関連企業等)	(17,000)
(2) 求人と求職のミスマッチ解消による就業者数	15,000人
(うち新規卒業者の就職率アップによる就業者数 1,200)	合計	40,000人

※キャリア教育：児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。

<計画期間>

平成19年度～平成22年度(成果を踏まえ平成23年度以降も継続実施を検討)

その結果、沖縄県によると「みんななでグジジョブ運動」の取組みの成果等は以下の通りとなっている。

■就業者数

沖縄：H18(597千人) → H22(622千人) [+25千人]

全国：H18(6,382万人) → H22(6,256万人)[-126万人]

■完全失業率

沖縄：H18(7.7) → H22(7.6)[-0.1]

全国：H18(4.1) → H22(5.1)[+1.0]

■若年者の完全失業率

沖縄：H18(13.2) → H22(12.5)[-0.7]

全国：H18(6.9) → H22(8.2)[+1.3]

■有効求人倍率

沖縄：H18(0.46) → H22(0.31)[-0.15]

全国：H18(1.06) → H22(0.52)[-0.54]

(雇用拡大)

・平成18年と比較して、平成22年は、2万5千人の雇用が拡大

(完全失業率)

・平成18年と平成22年の比較で、全国が4.1%から5.1%と悪化する中、沖縄は7.7%から7.6%と若干改善

課題については下記のとおり整理し、一層の取組の推進が必要と結論している。

(雇用拡大)

・2万5千人の雇用拡大など一定の成果はあったが、目標の4万人には達していない

(完全失業率)

・就業者の増加を上回る労働力人口の増加等により、全国並みの改善には至っていない

また、みんななでグジジョブ運動の検証総括を次の通り行っている。

みんなのでグジョブ運動（平成19年度～平成21年度）の検証総括

1. 本県の雇用対策の課題として、「雇用の場の不足」、「求人と求職のミスマッチ」、「若年者の就業意識の低さ」があげられている。みんなのでグジョブ運動では、その課題解決に向けて、産業の振興等による雇用の創出・維持、職業訓練やフオーラムをとおしてのミスマッチの解消、産学官が連携したキャリア教育の推進、並びに県民の就業意識の向上を図る広報啓発等の施策を展開してきた。
2. これまで、雇用拡大については、情報通信関連産業等の企業誘致、ミスマッチ解消の施策等により平成18年比較で平成21年は2万人の雇用が拡大するなど一定の成果は残したものの、平成22年度未までの目標である4万人に達していない。また、完全失業率については、世界不況の影響で全国が4.1%から1.0ポイント悪化し5.1%となる中、本県は7.7%から0.2ポイント改善し7.5%となったものの、就業者の増加を上回る労働力人口の増加などにより全国並みの改善に至っていない。

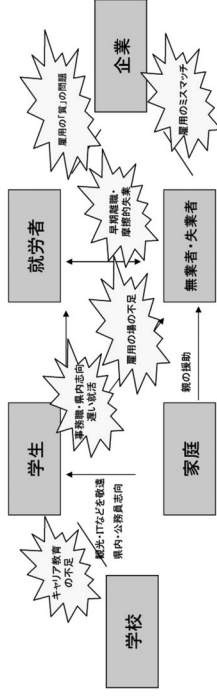
3. 今後の方向性としては、本県の戦略的産業やオキナワ型産業等をはじめとする諸産業の振興と企業誘致等による雇用の創出、産学官等が連携した人材の育成の推進、ミスマッチの現状分析による効果的なミスマッチ対策の推進、若年者の就業意識を高めるためのキャリア教育に関する意見交換の場の設置、さらにみんなのでグジョブ運動が多くの県民や企業が参加できる県民運動となるよう取り組んでいく。

4. 県庁内の関係部局を包括する経常的・機能的な連携体制〔みんなのでグジョブ運動部局連携会議の設置〕等の強化・再構築を図る。

5. 政策の立案においては、検証可能な数値目標等を明示する。また、毎年、政策検証が行われるよう留意する。

以上を総括して下記のとおり整理している。

2-7 今後の論点



【論点(例)】

- 雇用増を図るにあたって、どの分野・階層に重点的に取り組んでいくべきか。
- 就労者の定着を図るために、雇用の質の向上に向けて、行政・経済界としてどのような取組が可能か。
- 成長産業（観光・IT等）のミスマッチ解消に向けた取組をどう進めていくべきか。
- 就業意識の向上と技術習得をどのように進めていくべきか。
- 県外就職について、どのように考えるべきか。

県の検証結果を待たずともなく、「みんなのでグジョブ運動」の取組みの成果はほとんど達成されていない。繰り返しになるが、「みんなのでグジョブ運動」の掲げる、約4万人の雇用の拡大、完全失業率を全国並み（4%）に改善する、という目標にはほど遠い状況である。

「みんなのでグジョブ運動」の他にも沖縄県の雇用情勢、その対策などは、多くの統計、分析報告などが存在し、産学官、民間あわせて取り組んで来ているが、功を奏していない。一方で、これらの取組がなければさらなる雇用情勢の悪化を招いていたかもしれないとの主張を耳にすることがあるが、検証不可能な命題であり、論理的には何も言っていないに等しい。

復帰からおおよそ40年、米軍基地同様、かくも長きにわたり改善されない沖縄県の雇用問題であるが、果たしてその原因は①雇用の場の不足、②求人と求職のミスマッチ、③若年者の就業意識の低さ、に集約されるものなのであろうか。我々は何か見落としてはいないだろうか。若年層の就業意識の低さが問題視されるが、雇用問題等についての統計調査は就業可能な15歳人口から考察が行われることがほとんどと言って良い。各年度の統計調査は、彼らは15歳のカタゴリーに分類される就業可能人口として突然現れる。彼らはどこからやってきたのであろうか。

近年、「子どもの貧困」についての議論が注目を浴びている。

「子どもの貧困」（阿部彰著、岩波新書）では、子どもの貧困を取り巻く環境について貧困が、子育て環境および子どもの健康への悪影響、虐待、非行、学校生活で感じる疎

外感、等と強い関連性を持っていることを指摘している。

同書の中で紹介されている調査結果は「15歳時点の暮らし向き」が苦しい状況にあった場合、その後の生活状況や人間関係に負の影響を及ぼしているとの推論を強く支持するものとなっている。この相関関係から「15歳時の貧困」→「限られた教育機会」→「恵まれない職」→「低所得」→「低い生活水準」というループの存在が推定されている。

雇用統計に15歳年齢人口として現れる彼らはみな当然のことながら15歳以前の歴史、家族の歴史を持っている。

15歳を境に考えるという習慣的な思考を一旦止めてみると、沖縄県において問題視される雇用関連の代表的な3つの指標、高い失業率、高い若年失業率、低い所得水準は、その他の領域の指標、例えば、高い離婚率、高い母子家庭比率、高い給食費滞納率、高い生活保護率、低い大学進学率等と相互に繋がっている姿が見えてくるのではないだろうか。

「100の指標から見た沖縄 平成23年4月版」(沖縄県)から子どもたちの生活環境および教育に関連する指標を見ると次のとおりである(平成22年5月1日現在)。

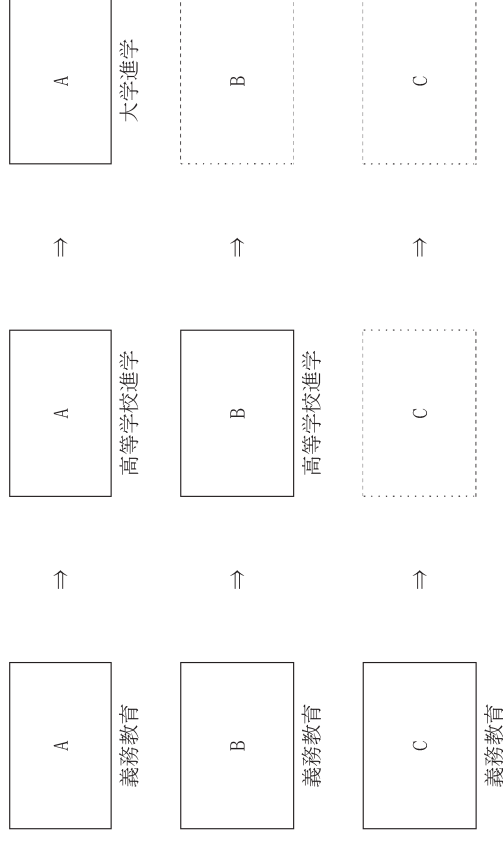
	全国平均(%)	沖縄(%)	順位
生活保護被保護世帯	22.53	32.31	6
母子世帯割合	1.53	3.07	1
幼稚園就園率	56.2	80.5	1
高等学校等進学率	98.0	94.3	47
大学等進学率	54.3	36.9	47

また「2010年3月に中学校を卒業した県内生活保護世帯の子どもの高校進学率が74.4%にとどまること」が「沖縄県福祉・援護課のまとめで分かったと報道されている(琉球新報2011年2月27日)。

同年の県内中学生の高校進学率94.3%と比較すると、19.9ポイントも低く、生活保護世帯の子どもの厳しい現状が浮き彫りとなった。

10年3月に中学を卒業した生活保護世帯の子ども371人のうち高校進学者は276人。06年3月の生活保護世帯の子どもの高校進学率は78.8%で、4年間で4.4ポイント悪化した(以上同記事より抜粋)。

教育という機会から見ると子ども達は3つのグループに分かれる。



子どもにとって進学することが必ずしもベストな選択とは限らないが、仮にCは高等学校に進学する進路を選んでいるのではなく、選べない、あるいはそのような選択肢自体がCの人生に存在していないとしたら。同様にBは大学に進学する進路を選んでいるのではなく、選べない、あるいはそのような選択肢自体がBの人生に存在していないとしたら。

高い失業率、高い若年失業率、低い所得水準、高い母子家庭比率、高い給食費滞納率、高い生活保護率、低い大学進学率等これらの状況証拠をつなぎ合わせると、沖縄県のあつる階層の子ども達を取り巻く厳しい現実が浮かび上がってくる。沖縄県の子ども達は、教育機会という観点から考察すると、機会に恵まれている層と恵まれていない層の二つに分かれていると推測できる。

これが事実であれば、沖縄県のある層の子ども達から教育機会が奪われていること、沖縄県の「子どもの貧困」という社会的不公平を指し示しており、今後沖縄県の果たすべき役割はあまりに大きい(実態の分析や行政とも連携した民間における取組等については、例えばNPO法人エンカレッジのホームページにおいて詳しく報告されている。

<http://www.enc-ok.jp/>。

(2) 監査意見

考察してきたように雇用問題は、沖縄県における「子どもの貧困」も絡んだ非常に複雑な問題系となっている可能性が高い。そうであるとしたら「みんなでグズッジョブ」運動に代表される現在の枠組みでは全く十分ではない。

沖縄県は、15歳の就業者と統計上姿を現す以前の沖縄の子どもの達の現状、「子ども貧困」と雇用および所得との関係について専門家の助けも借りて全県的、包括的な調査を早急に行う必要がある。このような事業は沖縄県にしかできない。

調査結果は広く県民に知らしめ事態の深刻さを深く認識してもらう必要がある。雇用と「子どもの貧困」という絡み合った複雑な問題系に対するアプローチとしては、雇用そのものではなく、まずは雇用という統計結果の本質的な原因が隠されているかもしれない子どもが置かれている環境に「県民各層の関心を喚起」するというのが正しいやり方であると考えられる。そのような周知についても沖縄県が果たせる役割は非常に大きい。

そして、調査結果を踏まえて、現在の雇用に対する取り組みにフィードバックさせる必要がある。幸い、沖縄県には新たな振興計画という機会があり、一括交付金という新たな強みも手に入れている。従来の枠組みに囚われない自由な発想で本当に有効な効果が期待できる施策を構想できるはずである。

新しい取り組みは当然のことながら10年、20年の長期スパンで行われることになる。また、複雑な問題系であり各位相における情報を外部から取り込む必要があるため、部局横断的な取り組みとならざるを得ない(これについては次の節で考察する)。

「みんなでグズッジョブ運動」というある種牧歌的なイメージのネーミングについても再考する余地があるかもしれない。ひよつとすると、”save the children”と表現せざるを得ないぐらゐる事態は差し迫っているかもしれない(センスのない筆者には適当な日本語が思い浮かばない。しかし「みんなでグズッジョブ運動」も一部英語表記が含まれているようである。ネーミングなんて大した問題ではないのかもしれない)。

振り返ってみれば、沖縄の子どもの歴史は、戦争、終戦後の混乱期と苦難の連続であった。現在、沖縄県は「戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業」を行っている。基地があるが故の事件に巻き込まれる子ども達も多く、戦後も然りであろう。復帰直後には子どもでもあった筆者もどうにか大人になれたとは思っているのだが、この間沖縄県は40年という振興の計画をもってしても、米軍基地や雇用など多くの課題を解決できないまま現在に至っている。我々には解決できなかつたのである。しかし、今の子ども達、次の世代が解決できないとは限らない。彼らは我々より多くを学ぶに違いないが、彼らが学ぶ環境や機会が深刻な危機に晒されているとしたら、我々にはその障害を取り除く義務がある。

2. 沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル

(1) 「事業」についての考察

① 「事業」とは

「事業」とは何であろうか。個人や企業が収益を目的として行う営利活動が、代表的な例として挙げられるであろうが、収益を直接の目的とはせず何かを記念したり、親睦を深めること等を目的として行う活動(例えば、沖縄県の復帰40周年記念事業)も「事業」と呼ばれる。

そこで、「事業」とは、ある個人なり集団が、①何かの目的をもって、②外部に働きかけ、③その結果が何らかの形で自分自身に帰ってきて、④その情報を元に次の働きかけを行う、活動と考えてみると、「事業」活動を行うこと自体の中にもいわゆる「PDCA」サイクルの原型が隠れていると解釈できる。

- ①何らかの目的をもって ……Plan
- ②外部に働きかけ ……Do
- ③その結果が何らかの形で自分自身に帰ってきて ……Check
- ④その情報を元に次の働きかけを行う ……Action

「PDCA」サイクルがそもそも「事業」活動を効率的、効果的に行うために「事業」の構造を意識的に把握して進捗管理するところからスタートしているのであれば、「事業」の中に「PDCA」サイクルが潜んでいるのはむしろ当然のことなのかもしれない。

② 営利を目的とする事業の構造的な特性

事業の中には資金を必要としない事業もあるが、まずは資金を必要とし、資金の獲得が目的の「企業活動」について考えてみたい。

企業活動は「事業」そのものである。

- ①何らかの目的をもって ……提供する商品・サービスをもって
- ②外部に働きかけ ……「市場」いう外部で販売
- ③その結果が何らかの形で自分自身に帰ってきて ……売上高(市場で受け入れられるか否か)
- ④その情報を元に次の働きかけを行う ……商品・サービスの改善

企業活動において売上が伸びなければ、次の製造販売活動に投下する資金が目減りするため、事業自体を継続することが不可能となる。売上が伸びない、つまり外部の市場に受け入れられないという結果がダイレクトに自分自身に帰ってくるというのが、企業活動という事業の特徴である。

具体的には、③のステータスにおいて外部からの影響に直接的に晒されるため、外部が

らの情報（この場合、売れるか売れないか）が自分自身に帰ってきて、自分自身を変えていかざるを得ないという仕組みが企業活動には内在している（以下では③のステップを「フィードバック」と呼ぶことにして、この「フィードバック」の意味について考えてみたい）。

③ 行政が実施する事業の構造的な特性

それでは行政が実施する「事業」はどのような特徴を持っているのだろうか。言うまでもなく、行政が実施する「事業」は資金の獲得を直接の目的とはしていない。公共的な観点から何らかの施策を実現することを目的として「事業」が行われる。

- ①何らかの目的をもって ……公共的な視点からの施策をもって
- ②外部に働きかけ ……「市場」に限らず広く外部に働きかける
- ③フィードバック ……？
- ④その情報を元に次の働きかけを行う ……施策の改善

営利を目的とする事業においては③において、売上という外部からの働きかけで、事業そのものに直接にフィードバックが働き、自分自身を変化させていかざるを得ないという特徴があった。これは企業活動という事業を行うには自らの事業で資金を直接調達する必要があるという構造から生み出される結果である。

一方で、行政が実施する事業は自らの事業で資金を調達することはほとんどない（例外として水道事業等）。つまり、事業活動を行うことと資金調達が直接的にはリンクしていない。そのため、事業に必要な資金が不足するという外部からの直接的なフィードバックが働く企業活動と異なり、行政が実施するという仕組みが内在していない。もちろん、実施した事業について何らかのフィードバックは必ず働く。例えば議会における議論が挙げられるだろう。しかし、少なくとも企業活動のように事業そのものと直接リンクする形のフィードバックが働くことはまずない。

企業活動において外部からのフィードバックに直接晒されることの重要な意味は、外部から情報を取り入れて自らを変化させていく構造的な特性、「強み」を持っているという点である。一方で、行政が実施する事業については事業活動と資金調達が直接リンクしていないため、資金の過不足という最も根源的な形で外部からの情報を直接取り入れる構造に欠ける部分があるため、自らを強制的に変えて行かざるを得ないような誘因が働きにくいという「弱み」があると推論できる。

行政の運営資金は基本的に租税により賄われている。租税は法人あるいは個人から調達されている。法人あるいは個人などのいわゆる民間部門は、売上高や給与等の形で自らの事業や職務内容について外部からの直接的なフィードバックに晒されている。よっ

て、外部からのフィードバックが働きにくいという特性を持つ行政が実施する事業は、外部からのフィードバックに直接晒される法人あるいは個人の存在を前提として成り立っていると言える。

④ フィードバック及びCheckの重要性 「事業」活動は「PDCA」サイクルを内在している。

- ①何らかの目的をもって ……Plan
- ②外部に働きかけ ……Do
- ③フィードバック ……Check
- ④その情報を元に次の事業を再構築する ……Action

「PDCA」サイクルにおいて、実施した結果についての情報を正確に把握できなければ、すなわち「Check」が機能しなければ、このループはうまく回らない。同様のことが「事業」についても当てはまる。外部に受け入れられなければ、事業を存続させる意味はない。外部に受け入れられるためには時には自らを変えていく必要がある。フィードバックにおいて重要なことは、そのための情報を外部から入手するという点にある。

「PDCA」サイクルにおける「Check」も同様で、形式的な意味での「チェックした」という体裁を整えるのが、その目的ではなく、事業が存続する価値があるのか否かを判断するために外部からの情報を取り入れる、というのが「Check」の本来的な意味であると考ええる。

⑤ 沖縄振興計画に基づき実施した事業の評価について

事業の検証、あるいはPDCAサイクルにおけるCheckの本質的な意義は外部に晒されることで外部からの情報を入力することにある。沖縄振興計画に基づき実施される個別事業のPDCAサイクルは下記のとおりとなっているはずだと筆者は想定した。

- ・ 沖縄振興計画の理念を反映した個別事業の計画に基づき Plan
- ・ 各部署は事業を実施し Do
- ・ 各部署が実施した事業は計画を統括する部署が検証し Check
- ・ 振興計画の理念に沿うよう修正等のフィードバックを行う Action

先に考察したように行政が実施する事業はフィードバックに関して弱みがあると考えられることから、「弱み」をカバーするような機構が組織に内在しているはずである。そうであれば、少なくとも事業の評価は事業と直接関連しない第三者的な部署という

「外部」によって行われることで、事業は何らかの形で外部からの情報を入手でき、事業の客観的な評価や改善に向け取り組むというフィードバックのループを実現できるからである。

そこで、筆者は関係部局へ質問を行い、沖縄県が沖縄振興計画に基づき実施している年度単位での事業の進捗管理は次のとおりであると推察した。

- ・ 沖縄振興計画の理念を反映した個別事業の計画に基づき Plan
- ・ 各部局は事業を実施し Do
- ・ 各部局が実施した事業については自己評価を行い Check
- ・ 各部局が次年度の方向性についても流れを決める Action

「推察」としたのは、筆者は先に考察した一般的なPDCAサイクルが当然内在されているであろうという想定で各部局等にヒアリングを行ったのだが、年度単位での沖縄振興計画に基づく事業の全体的な進捗管理をどの部署が責任をもって行っているのか明確な回答が得られなかったため、「推察する」しかなかった。今改めて考えて気づいたが、年度単位で振興計画の理念に基づき全体的な進捗管理を行っている部署がそもそも存在していないのであれば、当然の結果かもしれない。

また、「各部局が次年度の方向性についても流れを決める」としたのは、関係省庁や財政課との予算折衝等必ずしも部局任せでない細かいプロセスを踏みはするが、各部局が提出した自己評価書を第三者的な部局が検証することは実質的に行われておらず、各部局が示す軌道を振興計画等の大きな観点から変更を迫るような機構は筆者が観察する限り少なくとも年度単位では実質的に内在していないからである。

一方、関係部局から事業に関する年度単位のPDCAサイクルについて次のような回答があった。

- ・ 沖縄振興計画の理念を反映した個別事業の計画に基づき Plan
- ・ 各部局は事業を実施し Do
- ・ 各部局が実施した事業については自己評価を行う Check
- ・ 各部局からの膨大な自己評価書を総合的な視点から再検証するため、毎年、沖縄振興推進委員会において施策事業の進捗管理を審議するとともにインターネット等を活用して県民に公表している。
- ・ 上記を受け各部局が次年度の方向性についても流れを決める。具体的な結果が「知事提案説明」「重点施策」となる。

回答には「沖縄振興推進委員会において施策事業の進捗管理を審議」しているところとある。そこで、沖縄振興推進委員会に関する設置規程を次に引用する。

沖縄県振興推進委員会設置規程	
平成19年6月5日	
訓令第59号	
企業局訓令第5号	
病院事業局訓令第6号	
教育委員会教育長訓令第19号	
警察本部訓令第14号	
改正	平成23年3月31日訓令第56号・企業局訓令第1号・病院事業局訓令第1号・教育委員会教育長訓令第2号・警察本部訓令第3号
庁内一般	
企業局	
病院事業局	
教育庁	
警察本部	
沖縄県振興推進委員会設置規程を次のように定める。	
沖縄県振興推進委員会設置規程	
(設置)	
第1条	県の振興に関する施策の推進を図るため、沖縄県振興推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)	
第2条	委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。
(1)	県の振興に係る法令に基づく制度に関すること。
(2)	沖縄振興計画に関すること。
(3)	県の振興に係る施策事業の進捗管理に関すること。
(4)	その他県の振興に係る重要事項に関すること。
(組織)	
第3条	委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2	委員長は知事をもって充て、副委員長は副知事をもって充てる。

<p>3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。 (委員長)</p> <p>第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。</p> <p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 この場合において、職務代理順位は、企画部を担当する副知事を第1順位とする。 (会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。 (幹事会)</p> <p>第6条 委員会に幹事を置く。</p> <p>2 幹事会は、委員会を補佐し、委員会に提示する事項について協議調整する。</p> <p>3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。</p> <p>4 幹事長は企画調整統括監をもって充て、副幹事長は秘書広報統括監をもって充てる。</p> <p>5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。 (作業部会)</p> <p>第7条 幹事に、必要に応じ、作業部会を置くことができる。</p> <p>2 作業部会は、幹事に付議する事項について調査審議する。</p> <p>3 作業部会は、部長及び部会員で組織する。</p> <p>4 部長は、幹事長が指名する者をもって充てる。</p> <p>5 部会員は、部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>6 作業部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別途定める。 (関係者の出席)</p> <p>第8条 委員長及び幹事長は、必要があると認めるときは、委員会又は幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。 (補則)</p> <p>第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成19年6月5日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年3月31日訓令第56号・企業局訓令第1号・病院事業局訓令第1号・教育委員会教育長訓令第2号・警察本部訓令第3号) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。 別表第1 (第3条関係)</p>	<p>知事公室長 総務部長 企画部長 環境生活部長 福祉保健部長 農林水産部長 商工労働部長 文化観光スポーツ部長 土木建築部長 企業局長 病院事業局長 教育長 警察本部長 別表第2 (第6条関係) 財政統括監 環境企画統括監 福祉企画統括監 農政企画統括監 産業振興統括監 観光政策統括監 土木企画統括監 企業企画統括監 病院事業統括監 教育管理統括監 警察本部警務部参事官</p> <p>当該委員会において、実際に包括的な視点から全事業の点検が真摯に行われ、個別事業の変更を迫るような意思決定が行われているのであれば、とても素晴らしいと思う。 しかし、構成委員は多忙を極める方々である。各部局から提出される自己評価書(実施した事業全て)は、それぞれ膨大な量となる。実質的な審議、本質的な意味でのPDCAサイクルにおける、すなわち外部からの情報のフィードバックを行うことは、このような委員会方式では物理的に不可能としか残念ながら筆者には考えられない。 また、各部局から吸い上げられるフィードバック情報が外部からのものではなく、「自己評価」では審議の意味合いが大きく薄れてしまう。本質的な意味での戦略を検討できずがないとしか思えない。</p>
--	---

繰り返しになるが、「PDCA」サイクルにおける「Check」とは、形式的な意味での「チェックした」という体裁を整えるのが、その目的ではなく、事業が存続する価値があるのか否かを判断するために外部からの情報を取り入れる、というのが「Check」の本来の意味の**はず**である。

最後に参考までに自己評価書の一例として「離島特産品販売・開発支援事業（ふるさと雇用再生特別基金事業）」を引用する。

事業書評価書(二)について

担当部・課	企画部地域・離島課																																
事業名	離島特産品販売・開発支援事業（ふるさと雇用再生特別基金事業）																																
1. 事業概要	<p>離島の特産品の販売・開発を促進することにより、離島における産業の振興や雇用の創出を図り、離島地域の活性化を推進することを目的として、離島特産品の常設販売店（島人ぬまプラザ）を設置し、特産品販売と離島情報の発信等を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国際通り店</th> <th colspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">設置時期</th> </tr> <tr> <td>あしびな一店</td> <td>てんぷす館(那覇市)</td> <td>アウトレットモールあしびな一(豊見城市)</td> <td>平成 21 年 12 月 1 日</td> <td>平成 22 年 4 月 24 日</td> </tr> </thead> </table>	国際通り店	設置場所		設置時期		あしびな一店	てんぷす館(那覇市)	アウトレットモールあしびな一(豊見城市)	平成 21 年 12 月 1 日	平成 22 年 4 月 24 日																						
国際通り店	設置場所		設置時期																														
あしびな一店	てんぷす館(那覇市)	アウトレットモールあしびな一(豊見城市)	平成 21 年 12 月 1 日	平成 22 年 4 月 24 日																													
2. 実績	<p>(1) 特産品販売 ア 取引離島数、業者数及び商品数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年 12 月</th> <th>平成 23 年 3 月</th> <th>増減数</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引離島数</td> <td>14</td> <td>24</td> <td>10</td> <td>71.4</td> </tr> <tr> <td>取引業者数</td> <td>37</td> <td>190</td> <td>153</td> <td>413.5</td> </tr> <tr> <td>取引商品数</td> <td>313</td> <td>3,485</td> <td>3,172</td> <td>1,013.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 売上 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際通り店</td> <td>5,623,073</td> <td>12,056,801</td> </tr> <tr> <td>あしびな一店</td> <td>—</td> <td>42,663,853</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,623,073</td> <td>54,720,654</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1：平成 21 年度の国際通り店の売上は、12 月から 3 月までの 4 ヶ月間の実績 注 2：あしびな一店は、平成 22 年 4 月 24 日から営業開始</p> <p>(2) 販売情報のフィードバック 離島の取引業者に、商品開発等の参考として、離島別売上、客層別売上及び売筋商品等の販売情報をフィードバックしている。</p> <p>(3) 離島情報発信 島人ぬまプラザに各離島の観光パンフレット等を設置し、販売員が観光客からの質問に対応するとともに、同プラザのホームページに開設したブログにおいても離島情報を発信している。</p> <p>3. 事業評価 離島の特産品を一堂に集めたイベントとして毎年離島フェアが開催されているが、この事業により年間を通して離島特産品の常設販売店「島人ぬまプラザ」を設置することができた。また、離島の特産品製造業者に売筋情報や購買者情報をフィードバックすることにより、商品改良や新商品の開発に役立てることができている。 以上のように、同プラザは離島のアンテナショップとしての機能を有しており、離島特産品の開発・販売を促進して、雇用の確保に貢献しているものと考えている。</p>		平成 21 年 12 月	平成 23 年 3 月	増減数	増減率(%)	取引離島数	14	24	10	71.4	取引業者数	37	190	153	413.5	取引商品数	313	3,485	3,172	1,013.4		平成 21 年度	平成 22 年度	国際通り店	5,623,073	12,056,801	あしびな一店	—	42,663,853	合 計	5,623,073	54,720,654
	平成 21 年 12 月	平成 23 年 3 月	増減数	増減率(%)																													
取引離島数	14	24	10	71.4																													
取引業者数	37	190	153	413.5																													
取引商品数	313	3,485	3,172	1,013.4																													
	平成 21 年度	平成 22 年度																															
国際通り店	5,623,073	12,056,801																															
あしびな一店	—	42,663,853																															
合 計	5,623,073	54,720,654																															

⑥ 沖縄県が言うところの PDCA サイクルについて

このように筆者は沖縄振興計画に基づき実施される事業の年度単位での進捗管理について、外部から情報を入手するという Check の機能が働いていないため、PDCA サイクルが有効に機能していないと考える。沖縄振興計画の PDCA サイクルについては前述のとおり推察したが、対外的には沖縄県は、どのように PDCA サイクルを定義しているのだろうか。新たな沖縄振興計画をまとめ上げる理念となる「沖縄 21 世紀ビジョン」の 10 年計画「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」において「計画の進捗管理等」を次のように進めるとしている（沖縄振興計画における「事業」と「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」における「事業」は実質的に同じものを指すと考える）。

めまぐるしく変化する社会経済情勢等の中で、沖縄県が時代変化に的確に対応し、沖縄 21 世紀ビジョン実現を確かなものとするためには、施策の進捗状況や効果を随時検証し、必要に応じて計画の改定を行う必要があります。
このことを念頭におき、計画で設定した指標の達成状況を中心に、施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行います。
このような企画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図ります。

また、中間地点である 5 年目を目的に、行政評価等の結果を踏まえた基本計画及び実施計画の評価を実施し、必要に応じて基本計画の改定や後期の実施計画に反映させるとともに、基本計画後半において最終評価を実施し、計画の総括を行います。
また、国からの事務権限の移譲など、大きな状況変化の場合には適時的確に見直します。

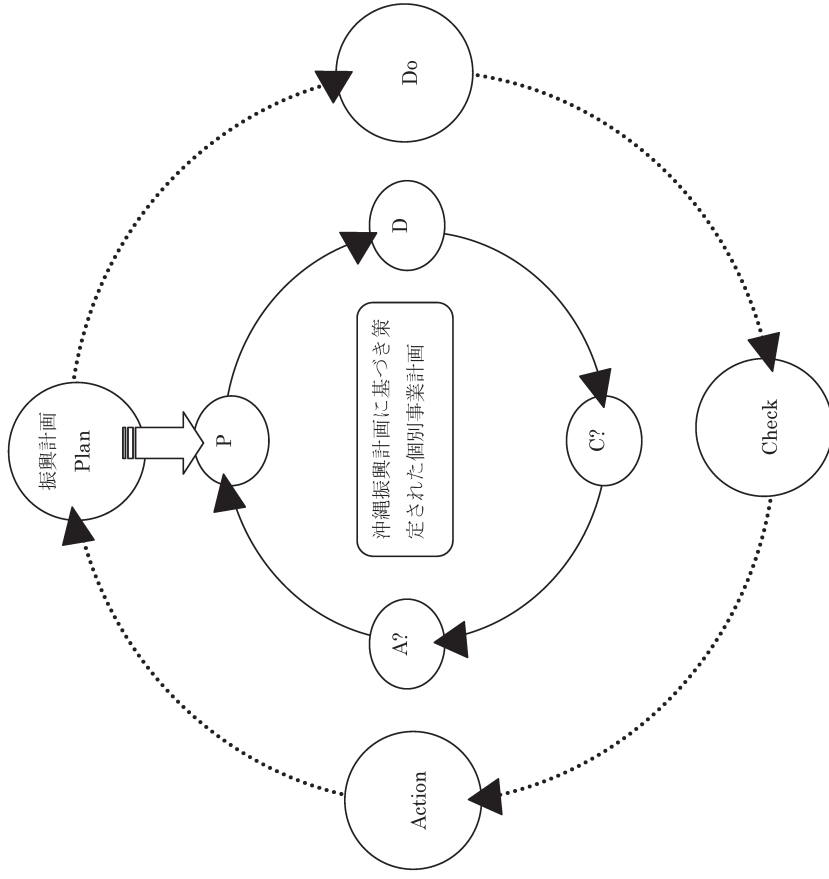
ここに表現されている「計画で設定した指標の達成状況を中心に、**施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行います**」(ルビは筆者)との文言は沖縄振興計画に基づき実施される事業について考えると、やはり

- ・ 沖縄振興計画の理念を反映した個別事業の計画に基づき Plan
- ・ 各部署は事業を実施し Do
- ・ 各部署が実施した事業は計画を統括する部署が検証し Check
- ・ 振興計画の理念に沿うよう修正等のフィードバックを行う Action

としか筆者には解釈できない。PDCA サイクルを「**全庁的に**」行うとはそういう意味であろう。しかし、現状の委員会方式では「**施策等の点検・評価を全庁的**」に行うことは物理的に不可能としか考えられない。

しかし、筆者が想定していた PDCA サイクルのループの外側にもう一つ大きなループ

を想定すると、沖縄県が言うところの「PDCA サイクル」は理解できる。



筆者の問題意識からすれば、少なくとも年度単位で事業の評価についての本質的な意味でのPDCA サイクルは沖縄県で確立されていない。しかし、「計画で設定した指標の達成状況を中心に、施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行います」との約束について期間は設けられていない。つまり、年度単位で点検・評価を全庁的に行うとは必ずしも明言していない。期間について明言しているのは「5年を目標」とするとの文言である。以上より施策等についての沖縄県が言うところのPDCA サイクルは5年をスパンとして回る上記の図の外側のループのことであろうと推察する。その際には全庁的に事業について各部署から報告を挙げてもらい、それらを委員会などの形で議論するなりして、総点検報告書の分厚い文書にまとめ上げて、次の

アクションに向けての方向性が公表されるのであろう。これはこれで一つの区切りとして大いに結構なことかもしれない。

しかし、ここで筆者が考察したいのは沖縄県が実施する事業が本当に有効にPDCA サイクルに基づいて機能するためにはどういう統制の構造が望ましいのかという命題についてである。その対象はもちろん年度単位でのPDCA サイクル、ここで見ている2つのループのうちの内側のループである。

(2) 監査結果に基づく指摘事項

資金という観点から沖縄県が実施する事業という局面について SWOT 分析により次のように整理してみた。

	内的要因	外的要因
好影響	強み 一括交付金	機会 新たな沖縄振興計画
悪影響	弱み 直接的なフィードバックが働かず外部からの情報を入手できない	脅威 硬直的な財政状況

沖縄県は新たな沖縄振興計画という機会および一括交付金という強みを生かすためには硬直的な財政状況という脅威を乗り切り、事業の実施と資金調達が直接リンクしてないために外部からの情報を入手できないという構造的な弱みを克服する必要がある。

しかし、考察してきたように沖縄振興計画に基づき実施される事業の年度単位での PDCA サイクルは外部からの情報を取り込むものとなっていない。自己評価自体を第三者が「評価」する、すなわち「自己評価」を「外部」に晒して、情報をフィードバックするということも実質的には行われていない。

我々公認会計士の世界において「自己監査は監査ではない」と良く言われる。自らの行った監査が妥当であるか否かを果たして自らが客観的に「監査」することは可能だろうか。このジレンマを解決するために監査の世界は「ピア・レビュー」という手法を発達させてきた。監査の結果を相互にチェックする (peer review) ことで、別の専門家という外部の視点に晒し、監査の妥当性を確認するという作業である。

現在行われている自己評価は外部から情報を入手できていないという意味において「評価」と称するには値しない。従って、評価は事業を実施した部局ではなく、振興計画の全体の進捗管理を行う部署か、仮に定員の問題があると言っているのであれば、少なくとも別の部局により行なわれる必要がある。そうでないと、沖縄県は自らの組織の構造的な弱みを補強できない(しかし、筆者はやはり全体の進捗管理を行う部署は必要であると考える。これについては次の節で考察する)。

なお、実施した事業の特殊性、専門性ゆえ、当該部局以外の外部者が評価を行うことは難しいのではないかと主張を耳にした。しかし、多くの行政組織同様、基本的に3年を目途として人事異動を行い、総合的な行政経験および視点を育つ人材を育てるとい

う沖縄県の現在の人事方針と矛盾しており、建設的な意見とは言えない。

別の部局により評価を行わせることには副次的な効果も期待できる。すなわち、最初の節で考察した「子どもの貧困」も絡み合った沖縄県の雇用問題のような複雑な問題系は、子どもの福祉を担当する部署、子どもの教育を担当する部署、雇用問題を担当する部署等部局を横断している。ある事業について複数部局にまたがる関連性が想定される場合、実際に事業を担当した部局の結果について関連性を持つであろう部局が評価を行うことでより統合的、包括的な視点から事業の検証がなされ、その結果がフィードバックされるといって事業の有効性、効率性に関する成果が期待できるのではないか。このように部局間の横断的な連携を強化することで情報を共有し、課題の全貌についての統合的な認識を深める。これを組織としての「知的資産の蓄積」と言うのではないだろうか。

いずれにしても、沖縄県が想定しているであろう「PDCA サイクル」なるものは、売上高等の経路で外部からの直接的なフィードバックに晒され、「事業」そのものが頓挫する可能性もある民間部門の観点からすると、「PDCA サイクル」とはとてでもないが、言えない。自己評価が評価であるとも言えるはずがない。

行政が実施する事業は基本的に1年単位でループを完結させる。そうであるならば、沖縄県は沖縄振興計画に基づく事業の進捗管理に関しても年度単位での PDCA サイクルを構築する必要がある。重ねて言うが、ここで筆者が提案しているのは、進捗状況について総点検の分厚い報告書を毎年作成するべきというような類の話ではなく、沖縄振興計画の理念に基づき発案された個別の事業の評価、評価に基づくフィードバックが本当に有効に機能するよう「全庁的」な仕組みを構築する必要がある、ということである。現状の委員会方式では情報のフィードバックが物理的に機能しているはずがない。進捗管理を統括する部署が細かく事業を追跡、評価し、次のアクションに向けてフィードバックするという仕組みが必要である。

3. 振興計画における「選択と集中」を可能とするためには

(1) 「選択と集中」についての考察

「沖縄 21 世紀ビジョン」は今後の時代潮流について次のように予測している。

グローバル化が進展し、世界経済の相互依存が深まる中、米国発の金融危機により、世界経済は深刻な打撃を受けているものの、アジア、とりわけ東アジア地域は今後も経済成長が見込まれ、世界の経済勢力地図は大きく変化することが予測される。

また、世界人口は 2025 年には 80 億人に達し、そのうち 47 億人がアジア地域に集中する見込みであり、世界経済の重心は中国をはじめとするアジアへとシフトしている。

沖縄県がアジアとの交流の拠点となる可能性については第 1 次沖縄振興開発計画においても予見されていた。

沖縄県の地理的条件、県民の進取の気性と国際交流の歴史的経験等を生かして、沖縄県を国際的交流の重要な拠点として位置づけ、その機能を果たすための環境の形成をはかる。

そのため、本土、近隣アジア諸国等の主要都市を沖縄県と有機的に連結するような航空、海運の交通網および通信網を整備するとともに、中枢管理機能をはじめ教育、文化および国際的各種機関、公園緑地等の施設を整備する。

遂に到来したアジアの時代を迎えての沖縄県の国際化を例に振興計画における「選択と集中」について考察する。

沖縄県の強みとして当初から認識されていたものとして「豊かな自然」「伝統文化」「国際交流の歴史」があった。「豊かな自然」については観光リゾート産業の発展により、「伝統文化」については沖縄ブーム等で沖縄の風土や文化、「沖縄 21 世紀ビジョン」で表現しているところの「ソフトパワー」が全国にも一般に知られるようになったことから、ある程度発揮できていると評価して良いと思う。

「国際交流の歴史」はどうか。当初の第 1 次沖縄振興開発計画より「国際交流の歴史」の強みを活かして「国際交流の拠点」となり得ると位置づけられて来ている。2000 年の九州・沖縄サミットの開催や 2011 年の大学院大学開校等成果らしきものはあるが、「国際交流の歴史」とは本来県民が潜在的に持ち合わせているであろう強みのことであり、県民が「国際交流の歴史」という強みを発揮した結果、沖縄県が現在「国際交流の拠点」足り得ているという認識を持つ県民はほとんどいないのではないかと。

振興計画 40 年の積み重ねをもってしても「国際交流の拠点」となり得ていない。と、いうことは当初の認識が誤りで、「国際交流の歴史」という強みを沖縄県民はそもそも持ち合わせていなかったと結論して良いものだろうか。

第 5 回「世界のウチナーンチュ大会」が 2011 年に開催された。「世界のウチナーンチュ大会」とは、「世界各地のウチナーンチュ(沖縄人)を沖縄県を要として結び付け、ネットワークを確立する事業」(「沖縄コンパクト辞典」琉球新報社より一部抜粋して引用)であり、今回は世界 24 カ国 3 地域から 5317 人、国内から 750 人もの関係者が参加した。琉球王国や移民の歴史を持ち出すまでもなく、現在、県外において活躍する彼等の存在こそが県民の「国際交流の歴史」という強みを体現していると言えるのではないかと。

「国際交流の歴史」という強みは沖縄県の外部においては花開いているが、内部においては 40 年近く眠ったままとなっている。

これは一義的には県民の問題であるが、留学支援事業のように沖縄県がそれを後押しするような施策を実施している(当該事業については各論においても考察している)。

アジアとの懸け橋を謳う沖縄県は「選択と集中」という「基本的姿勢」を持っている。顔面通りに受け取れば、アジアへの留学支援件数が多いであろうと推定できる。しかし、結果は次のとおりで、アジアよりも欧米が過半を占めており、アジアとの懸け橋を意識したような戦略性が観察されない。

【沖縄県人材育成海外派遣事業(国費)】

(単位:人)

	H9~15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	合 計
アメリカ(博士)	11	-	-	1	1	1	14
アメリカ(修士)	33	2	3	2	2	2	44
小 計	44	2	3	3	3	3	58
イギリス(博士)	1	-	1	-	-	-	2
イギリス(修士)	9	-	-	-	-	-	9
小 計	10	0	1	0	0	0	11
オーストラリア(博士)	4	1	-	-	-	-	5
オーストラリア(修士)	2	-	-	-	-	-	2
小 計	6	1	0	0	0	0	7
オーストラリア(修士)	1	-	-	-	-	-	1
小 計	1	0	0	0	0	0	1
シンガポール(修士)	1	-	-	-	-	-	1
小 計	1	0	0	0	0	0	1
合 計	62	3	4	3	3	3	78

資料: (財)沖縄県国際交流・人材育成財団

【国外留學生派遣事業(果費)】

種別	年度	(単位:人)										合計
		S57~H15	H16	H17	H18	H19	H20					
構課 土程	英語圏	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	アジア イギリス	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
修士課程	アジア 中計	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	オーストラリア	107	3	1	5	5	6	127				177
修士課程	英語圏	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	イギリス	107	4	2	6	3	6	130				240
修士課程	アジア 小計	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修士課程	アジア 小計	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	オーストラリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
修士課程	東アジア	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	韓国	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
修士課程	東アジア 小計	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
	シンガポール	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
修士課程	アジア 小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	タイ	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
修士課程	アジア 小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修士課程	アジア 小計	118	6	4	6	5	7	146				240
	オーストラリア	149	8	9	3	3	2	174				344
修士課程	英語圏	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	オーストラリア	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
修士課程	アジア 小計	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	オーストラリア	194	12	12	9	7	6	240				413
修士課程	アジア 小計	14	1	1	1	0	0	0	0	0	0	17
	オーストラリア	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
修士課程	アジア 小計	5	1	1	2	1	1	11				21
	オーストラリア	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
修士課程	アジア 小計	32	2	2	3	1	2	42				52
	オーストラリア	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
修士課程	アジア 小計	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	オーストラリア	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
修士課程	アジア 小計	16	1	1	0	0	0	0	0	0	0	18
	オーストラリア	86	2	2	0	0	0	0	0	0	0	91
修士課程	アジア 小計	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
	オーストラリア	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
修士課程	アジア 小計	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	オーストラリア	37	1	0	0	0	0	0	0	0	0	38
修士課程	アジア 小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オーストラリア	349	17	16	19	10	6	413				507
修士課程	アジア 小計	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	オーストラリア	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
修士課程	アジア 小計	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	オーストラリア	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
修士課程	アジア 小計	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
	オーストラリア	507	23	20	19	15	15	589				1148

資料: (財)沖縄県国際交流・人材育成財団

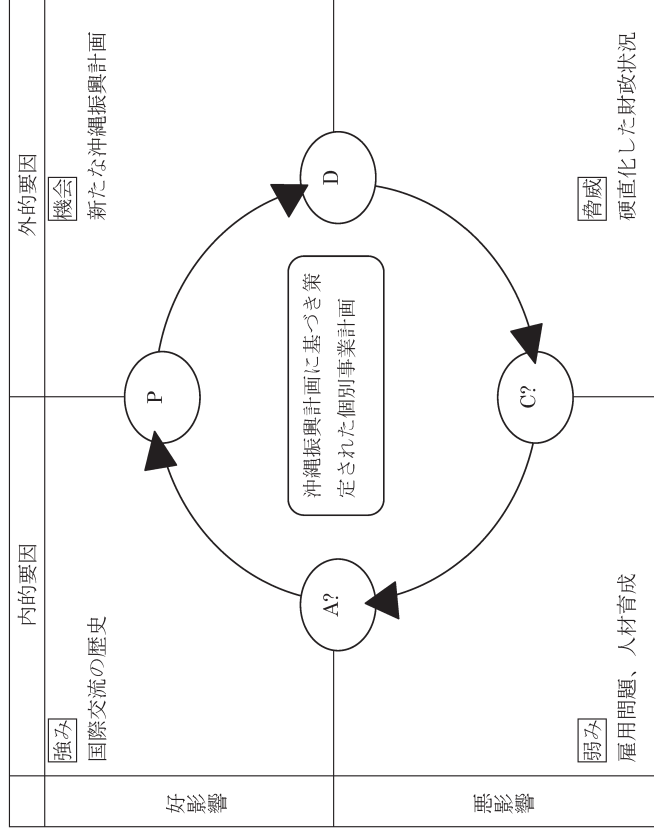
「選択と集中」という大きな看板を掲げながら、細部にまでその理念が届かない。沖縄県が若年雇用者の問題の一因として指摘する「求人と求職のミスマッチ」を想起させるかのような沖縄県の理念と細部の齟齬。その根本的な原因は何であろうか。

先の節で考察したように確かに行政が実施する事業には資金という直接的な形で外部の情報収集できないという弱みを構造として持っている。しかし、これは外部との接触の問題ではなく、全体の大きな理念に基づいた行動が細部において実現されない

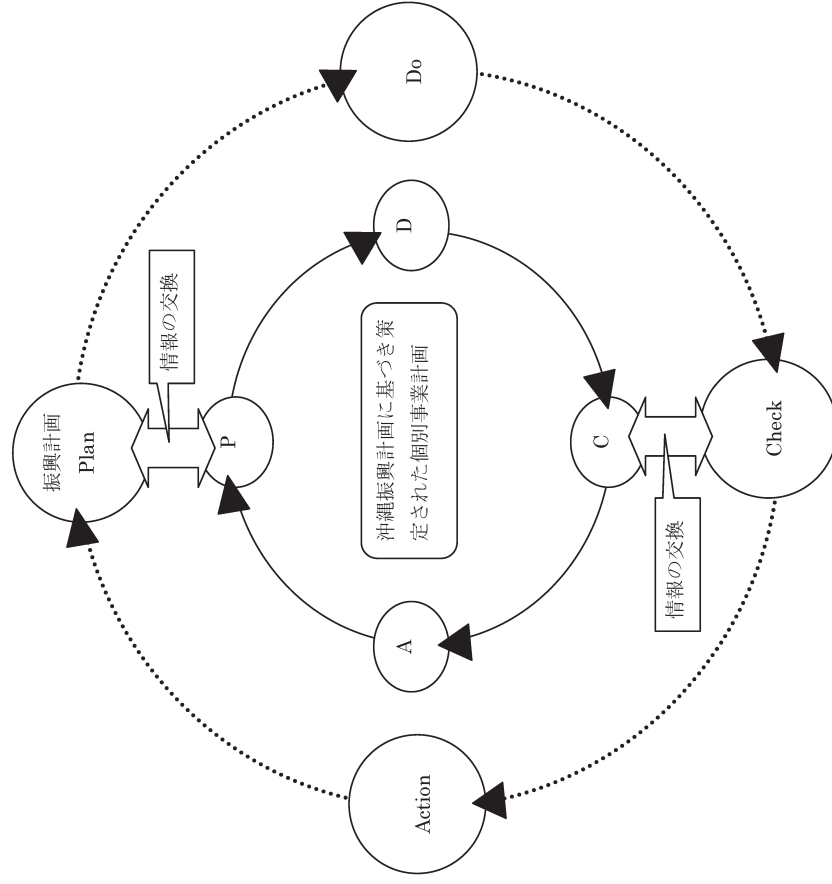
という組織の内部機構の問題である。

沖縄振興計画という理念を事業という細部に宿らせる必要がある。これについて異論はないと思う。細部が自発的に理念を実現してくれるような組織であれば、細部・部局任せで構わない。しかし、各論でも考察するように理念が必ずしも細部において実現されていくような組織であるとは想定されない。つまり、現状では細部・部局が自発的に理念を実現していきながら組織に内在させる必要がある。

各事業は行政が実施する事業の特性上、フィードバックが強く働かないという弱みを抱えているが、事業は外部において実施される。その意味で各事業は外部と接触していることは間違いない。この場合の「外部」とは一義的には沖縄県そのものである。沖縄県の置かれている環境には機会と脅威が存在し、沖縄県は強みと弱みを持っている。例えば、ある事業については次のような状況が想定できよう。

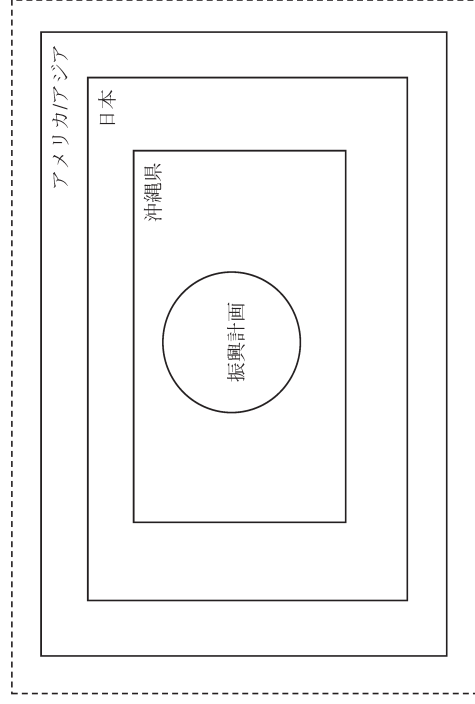


現状では、先に考察したように、まず Check のフィードバックの局面が有効に機能していない。仮に十分ではないにせよ、ピア・レビュー等によりフィードバックがある程度機能するようになったとして、これでもまだ十分と言えない。個別事業計画は沖縄振興計画の一部であり、細部が全体の理念を実現するよう個別事業から得られた情報を当初の理念に照らし合わせ、その検証結果を踏まえて再度個別事業の計画へ反映させる必要があるからである。これにより振興計画の理念が細部へと行き渡る。



これを実現するためには、個別事業計画について振興計画の理念という全体的な見地から進捗管理を行う部署の存在がどうしても必要である。

また、基地の存在を持ち出すまでもなく、沖縄県は日本および世界と無関係ではない。その場合、振興計画を取り巻く外部との関係性は次々と拡張される。



しかも、この関係性自体が振興計画の歴史でも考察したように、時の経過、歴史の変遷とともにダイナミックに変化して行く。

世界あるいは外部はあまりに広大で、その変化も予測がつかない。

「事業」とは外部に対する働きかけである。「事業」を実施するにあたり、外部に身を晒して情報を入力しフィードバックを行わず、自己評価で済ませるなんて選択肢はあり得るのだろうか。貴重な外部からのフィードバック情報を当初の理念と照らし合わせ、次の行動を策定するという司令塔が存在しないという組織はあり得るのだろうか。

(2) 監査結果に基づく指摘事項

個別事業の結果および得られた情報を元に、沖縄振興計画の理念に照らし合わせて、次の計画にフィードバックさせる。事業が1年単位で行われる以上、このループも当然年度単位で行う必要がある。この現場からの情報と理念を照らし合わせる作業を行うには、計画全体の進捗管理を行う部署がどうしても必要である。このように全体的な理念と個別事業からのフィードバック情報との照合という垂直的な情報管理を強化することと課題の全貌について統合的な認識を深め、一体となった難局に対処する。これを組織としての「知的資産の蓄積」と言うのではないだろうか。

定員の問題等があり、沖縄県では出来ませんと言うのであれば、この年度ごとの理念との整合性の進捗管理自体を一つの事業として外部に委託するという方法もある。

何度も繰り返して恐縮だが、筆者が提案したいことは、進捗状況について総点検等の分厚い報告書を毎年作成し、公表するべきというような類の話ではなく、実質的なPDCAサイクルの仕組み、すなわち、沖縄振興計画の理念に基づいて策定された個別事業が、その理念を反映するよう結果を生み出せるような組織としての統制機構を内在する必要があるということである。単発的に事業仕分け等で外部の評価に晒すことも大いに結構かと思うが、恒常的に機能する統制の仕組みを組織内部に構築することが本質的に重要だと考える。

4. 今後の振興計画の方向性についての私見

振興の計画が40年間絶えずその可能性を示唆しており、特に検証することはしないし、検証する必要もないと思うが、沖縄県は国際交流の拠点になれる。

しかし、残念ながら未だ沖縄県は国際交流の拠点になり得ていない。40年という長い年月にもかかわらず現在に至るまで、少なくとも内部的にはとうとう県民が発揮できなかった強み(おそらく残された中では最大)の一つである。ここで、我々は少なくとも40年という計画期間では実現出来なかったと率直に認めるしかないと思う。基地問題も然りである。しかし、今後も課題や問題に対して無力のままでは必ずしも言えない。実現出来なかった我々々々ではあるが、当然のことながら課題の実現や問題の解決に向けて今後深く考えるべきである。一方で、未来の世代、今の子ども達に託すというのも賢明な判断であると筆者は思う。従って、今後の振興計画においては人材育成こそ最も重要な課題であると考える。

全国的に少子化が進む中で、沖縄県においては、出生率が12.2%、合計特殊出生率が1.79%といずれも他県を大きく引き離す全国一の水準となっており、貴重な人材という財産を今後も豊富に持つという強みを持っている(平成21年時点沖縄県統計資料)。

先に教育機会という観点から見ると、沖縄県の子ども達の階層が大きく二つに分かれているのではないかとという仮説に基づいて考察を行った。

貧困のループにおかれている子ども達の一部は自助努力により抜け出すことが出来るかもしれない。しかし、これは「子どもの貧困」(前述書籍)でも明言するように確率の問題である。貧困のループに巻き込まれる子ども達の多くは、その圧倒的な現実の中でおそらくなす術を持たない。

行政が実施する事業は外部からの情報をうまくフィードバックできないという弱みを抱えている。これは事業が資金調達と直接的にリンクしていないという構造的な特性に由来するものであった。しかし、視点を変えれば弱みは、強みに変化する可能性がある。資金調達と直接リンクしていないということは、事業目的が資金の獲得という制約から解放されることであり、資金という制約に縛られずにどうしても解決すべき課題に取り組みには最適な特性と言える。「子どもの貧困」が存在しているとしたら、それはどうしても解決すべき課題である。沖縄県は、各論でも考察するように母子家庭に関する調査や支援事業等子どもを取り巻く環境の改善に向けて確かな取り組みを行っているが、雇用問題と子どもの貧困という部局横断的、総合的な視点からの調査はまだ行っていないものと思う。これについては早急に調査を行ってほしい。子ども達という人材こそが不変の貴重な財産である。現在のところ、各種の指標等から推察するしかないが、教育機会に恵まれない階層は小さくはないものと思われ、沖縄県の出生率の高さを考えると、この子ども達に公平な教育機会を提供できれば、沖縄県全体としての人材の底上げの効果は非常に大きいと考える。しかし、何よりも子ども達の教育機会が公

第4章 各論 - 監査の結果及び意見 -

沖縄県はホームページにおいて、沖縄振興計画に基づき平成22年度に重点施策として掲げた199事業を公表している。監査の対象としたのは、このうち、経済振興、雇用対策、人材育成の観点から監査人が抽出した下記の28事業である。

	事業名	部等名	課名
1	MICE誘致・開催推進事業	文化観光スポーツ部	観光振興課
2	コンベンション振興対策事業	文化観光スポーツ部	観光振興課
3	沖縄型ニューツーリズム形成促進事業	文化観光スポーツ部	観光振興課
4	医療ツーリズム促進事業	文化観光スポーツ部	観光振興課
5	観光誘致対策事業	文化観光スポーツ部	観光振興課
6	ジュニアスタディツアー事業	文化観光スポーツ部	交流推進課
7	沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業	文化観光スポーツ部	文化振興課
8	文化産業ビジネスモデル支援事業	文化観光スポーツ部	文化振興課
9	インタナショナル強化事業	商工労働部	雇用政策課
10	地域巡回マッチングプログラム事業	商工労働部	雇用政策課
11	工芸二次加工技術高度化促進事業	商工労働部	商工振興課
12	若年者総合雇用支援事業	商工労働部	雇用政策課
13	ワンストップ型雇用相談窓口設置事業	商工労働部	雇用政策課
14	物産振興対策事業	商工労働部	商工振興課
15	県産品中国市場拡大戦略構築事業	商工労働部	商工振興課
16	おきなわ新産業創出投資事業	商工労働部	新産業振興課
17	子育てママの就職技術力向上支援事業	商工労働部	雇用政策課
18	雇用戦略プログラム推進事業	商工労働部	雇用政策課
19	離島特産品販売・開発支援事業	企画部	地域・離島課
20	沖縄離島戦略的情報発信支援事業	企画部	地域・離島課
21	離島地域着地型観光推進事業	企画部	地域・離島課
22	国芸モデル産地育成緊急対策事業	農林水産部	国芸振興課
23	県産農産物付加価値向上推進事業	農林水産部	流通政策課
24	農産物マーケティング実践強化事業	農林水産部	流通政策課
25	母子家庭等自立支援事業	福祉保健部	青少年・児童家庭課
26	児童健全育成補助事業	福祉保健部	青少年・児童家庭課
27	児童福祉施設等整備事業	福祉保健部	青少年・児童家庭課
28	留学支援事業	教育委員会	県立学校教育課

平であるべきと思う。

一方、沖縄県が国際交流の拠点となるための基盤もまた人材育成であると考える。沖縄が目を向けるべきは欧米よりはアジアではないだろうか。海外留学支援については「集中と選択」の原理を働かせて、アジアとの積極的な交流支援を行うべきではないか。広い世界で見聞を広めた彼らが外部での「連携と交流」という貴重な経験と情報を沖縄県に持ち帰り、何らかの形でフィードバックすることで「参画と責任」を果たしていくれば、それが沖縄県全体にとって貴重な財産となり、「国際交流の拠点」に向けた確かな一歩となるはずである。このループを確立させる必要があると考える。

今でも「米留」「国費」という言葉を聞く機会が少なくない。同時代を生きていない筆者は推察するしかないが、このようなループは実は過去にも存在していたのではないだろうか。

米留制度

米留留学制度。1948年、ハワイ在沖縄厚生救済会が研究生、留学生をハワイ及び米国本土に派遣したのが発端。49年9月、米国政府が米留制度を発足させた。沖縄の諸分野の中核的な人材の育成が目的。復帰までに1087人が派遣された。

国費沖縄学生制度

特殊法人琉球育英会(現沖縄県国際交流人材育成財団)が1953年に創設した制度。県外の国公立大学に派遣した。77年から医学、歯学専攻のみとなり、80年打ち切られたが、再度82年から86年まで実施。その数2661人に達した。

(以上「沖縄コンバクト辞典」琉球新報社)

両制度とも必ずしも肯定的な側面だけではなかったのかもしれない。しかし、アジアとの懸け橋を目指す沖縄県の最大の課題は、やはり人材育成であると思う。過去に倣って同様の規模、もしくは新しい時代に向け遥かに抜本的な形での留学支援制度等の人材育成事業を展開して行く必要があるのではないか。

県民の一人として沖縄県が「沖縄21世紀ビジョン」に基づく新たな振興計画を「選択と集中」の原理により実行して行くことを強く期待する。

1. MICE 誘致・開催推進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的及び内容

沖縄観光は、夏季シーズンの観光客誘致として成長してきた。しかし、昨今において、観光客数と観光収入の伸び悩みが指摘されている。それに伴い、夏季シーズンのみならず、年間シーズンにおける観光収入の平準化の必要性も指摘されている。

そのため、これらの課題を解決する糸口として、県が有望視しているのが MICE (※1) 誘致事業である。県では、MICE には、次の特徴があるものと把握している。

- 1) ビジネス・団体客が中心であり、消費単価が高く地域への経済効果が高いこと
- 2) 一般的な観光シーズンと時期が異なること

以上の特徴がある MICE の誘致を進めることが、沖縄観光に付加価値を高め、より発展させるという考えの下、事業を実施している。

具体的な事業内容は、専門誌への広告、セミナーや商談会の開催、キーパーソンの招聘、歓迎式や芸能アトラクションの派遣等である。事業の遂行は、財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、OCVB とする）への委託によっている。

※1 MICE とは

Meeting（企業のミーティング等）、Incentive（企業が実施する報奨旅行や研修旅行）、Convention（国際会議、学会等）、Event（文化・スポーツイベント、展示会、見本市）の4つのビジネス・イベントの頭文字をとった造語である。現在、オーストラリア・シンガポール等で観光誘致事業として盛んである。

個人の観光旅行をターゲットとするのが、一般的な観光産業のマーケットである。しかし、企業・団体に関連する会議やイベント分野も巨大な観光需要をもたらすため、ターゲットとするには有効である。そのため、新たな観光産業のマーケットを認識するために、MICE という言葉がつけられた。

③ 予算

当事業は、平成20年度からの県単独の継続事業である。

年度別予算内訳 (単位:千円)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
費用別内訳	28,949	40,717	38,801
委託料(OCVB)	26,311	35,834	36,633
旅費	2,528	2,865	1,826
その他	110	2,018	342
財源内訳			
一般財源	28,949	40,717	38,801

(注)委託料は OCVB に対するもの

④ 委託事業者の選定方法

国際会議等の誘致事業の委託事業者選定の基準は、ヒアリングによると次のとおりであった。

- ・ 県の観光施策及び全県的な観光に関する情報・ノウハウを有し、その情報の取り扱いが公平・公正であること
- ・ 商談会やセミナーの開催において、関連業界をまとめあげ、一体となった事業展開ができること
- ・ 主催者からの問い合わせに対して、一括した迅速な対応が可能であること

そして、OCVB を委託事業者を選定した理由として、①観光資源の開発・整備、観光客の誘致促進を目的として設立された公益法人であること、②観光施策や MICE 事業に関する情報・ノウハウをすでに持っていることあげている。

本来であれば、当該事業はブランニングから公的機関と民間が一体となって行うべき事業である。しかし、情報収集力、業者選定の公正性の担保等により民間代理店への委託が難しいとの観点から、公的機関中心に行わざるをえない。そのため、委託事業者は県の外郭団体である OCVB にしか選択肢がないのが現状の様である。

⑤ 委託している場合の進捗管理

事業開始時に OCVB 作成の年間計画を確認している。また、活動全体を報告する週報を提出させ、レビューするにより、進捗管理をしている。その他、メールや電話、調整会議を行い、情報の共有化を随時行っている。

OCVB に対する委託費の内訳

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
MICE プロモーション推進	-	15,000	12,988
海外 MICE 誘致強化	-	-	8,945
企業報奨旅行誘致促進	10,159	8,853	9,176
コンベンション情報発信・誘致強化	8,265	7,252	5,524
その他	7,887	4,729	-
計	26,311	35,834	36,633

(単位:千円)

(注)「その他」は、スポーツイベント誘致、企業ミーティング等である。H23 年度では、別事業化されたり、MICE プロモーション推進で一括して行われている。

② 事業の評価及び測定手法

観光業という、費用対効果が測定しづらい業種のため、開催件数という定量的情報(数値情報)のみならず、アンケート調査という定性的情報も評価方法として積極的に取り入れている姿勢には評価できる。ただし、平成 23 年度の「県民視点による事業棚卸し」においても指摘されているとおり、評価の対象とする情報があまりにも少なく、成果分析を多面的に行うことができていると思われる。

商談会において実施されるアンケート調査についても、その結果をもとに必要な改善事項を抽出し、次回以降のように改善されたかという問題意識を持つ必要がある。上記①とも関連するが、このような効果の測定手法を開発していくのも OCVB の業務にしていけばよいのではないだろうか。

⑥ 事後評価及びフィードバックについて

沖繩コンベンションセンターや万国津梁館における MICE 開催の主催者や、MICE プロジェクト(県内商談会)への参加者にアンケート調査を行い、反省会を開催しているとのことである。事業の評価方法として、開催件数及びアンケート調査を重視しているようである。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合理性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① OCVB の役割

事業全体のスキームについて、県と OCVB のみで事業が完結されている印象が拭えない。情報の集積及び営業活動(誘致事業)をもとに OCVB が握っていることは、民間企業の市場競争という外部に晒された中で、柔軟な発想・機動性・業務の効率化能力を有効に活用することができないのではないかと思われる。そもそも沖繩振興計画は基本的姿勢の一つとして「参画と責任」について宣言している(再掲)。

また、自立型経済を構築していくためには、何よりも沖繩の産業界や県民を中心とする主体的かつ責任ある取組によって、自ら活路を開いていく姿勢が不可欠であり、国及び県は、その環境整備を積極的に推進する必要がある。

地域づくりは、自主性や主体性の発揮がその成功の鍵である。地域住民をはじめ民間企業や NPO 等の地域づくりへの積極的参加を促し、行政とのパートナーシップを築き、施策実施の効果を高めていく必要がある。

今後の観光業は、他との差異を認識させ、発信する企画能力がより重視されるものと考えられる。県も OCVB は情報収集力及びコーディネーターとしての専門家集団として認識している様である。であれば、なおさら上記の「参画と責任」および「選択と集中」の原理により企画段階での業務に OCVB を特化させる方が合理的ではないだろうか。

2. コンベンション振興対策事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的及び内容

コンベンション振興対策事業は、県内会議場で収容できる一定規模(200人～2000人)の会議等を誘致し、同時に施設整備及び同時通訳者の育成を目的としている。MICE機能の強化を主眼としている(「MICE誘致・開催推進事業」を参照のこと)。「MICE誘致・開催推進事業」と同様、同事業の目的も、年間シーズにおける観光収入の平準化及び沖縄観光の付加価値を高め、発展させることを目的としている。

③ 予算

当事業は、平成10年度からの県単独の継続事業である。

年度別予算内訳	(単位:千円)		
	H21年度	H22年度	H23年度
予算額	19,356	18,746	16,525
費目別内訳			
委託料(OCVB)	7,000	7,140	7,140
補助金等	5,720	5,526	3,900
その他	6,636	6,080	5,485
財源内訳			
一般財源	19,356	18,746	18,746

(注)委託料はOCVBに対するもの

④ 委託事業者の選定方法

当事業の委託事業者は先の事業同様、OCVBである。選定基準は同様である。

⑤ 委託している場合の進捗管理

事業開始時にOCVB作成の年間計画を確認している。また、活動全体を報告する週報を提出させ、レビューするにより、進捗管理をしている。その他、メールや電話、調整会議を行い、情報の共有化がはかられている。

⑥ 事後の評価及びフィードバックについて

コンベンション主催者に対してのアンケート調査が重視されている。アンケートの結果は適宜、コンベンション開催施設での改善事項として取り込まれている。

⑦ 事業実績

沖縄県内で開催された主な国際会議の推移は次のとおりである。

会場	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	
沖縄コンベンションセンター	12	14	10	11	14	12	
万国津梁館	19	14	12	13	15	13	
その他	13	19	18	28	34	34	
合計	44	47	40	52	63	59	
3年平均	43.7						58.0(32.7%増加)

(注) 1. MICE事業自体はH20年度より実施。

2. 上記の件数は「10名以上の外国人参加者」のある会議で、県が把握したもの

3. その他は、民間ホテル等での開催

4. 観光振興課から入手した資料より作成

H20年度からの当該事業開始後、民間ホテルへの集客が増えており、件数合計は3年平均で30%程度増加している。当事業開始による効果を指し示すものであるかもしれない。しかし、本来の国際会議場として建設された沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館での件数増加には、施設スペックの面から結びついていないのが現状のようである。沖縄コンベンションセンターは2000人規模であり、万国津梁館は200人規模のキヤパティイーターとなり、中小規模の国際会議がターゲットにならざるを得ない。民間ホテル等の施設(500人～600人の規模のものもある)と競合している可能性も否めない。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

前節の「MICE 誘致・開催推進事業」におけると同様に、「選択と集中」の原理に基づき企画業務にOCVBは特化し、その他の実働業務については「参画と責任」の原理に基づき民間に委託し、「連携と交流」という振興計画の理念を実現するという方向性について検討する余地があると考ええる。

3. 沖縄型ニューツーリズム形成促進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的及び内容

団塊世代の退職を迎えて、ロングステイツーリズム(※1、以下「ロングステイ」)に對する需要の拡大が予測されている。それに応じて、国や他府県も、商品開発・市場の認知度の向上のみならず、地域における受入体制をふくめた環境整備に力を入れはじめている。そこで、沖縄県も官民一体となって取り組むことにより、新たな市場開拓を目指している。

当該事業は、観光客の平均滞在日数の増加及び、観光客の一人あたりの県内消費額の増加を図ることを目的としている。具体的な事業内容は次のとおりである。

- ・ 展示会への出展や宣伝ツール作成によるプロモーション活動
- ・ セミナー等の開催、参加等による人材育成

この具体的事業の実施により、体験型プログラムを充実させ、地域との深い交流を通じたリピーターの増加及び平均滞在日数の増加が図れるとしている。

所管先は観光振興課である。もともと、当該事業は、①ロングステイツーリズム事業のほか、②フィルムツーリズム事業、③エコツーリズム事業の3事業を指すものであったが、平成23年度の組織編成により、②・③については所管先が移ったため、現在は①のみを所管している。事業の遂行は、財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、OCVBとする)への委託によっている。

(※1)ロングステイツーリズムとは

同じ場所に長期滞在し、現地の伝統文化、自然環境に触れることを楽しむ新しい観光形態である。新しい地域振興として注目されている。滞在期間は2週間程度をいうこともあるが、明確な定義はない。旅行ニーズの変化や地域独自の資源を活用した新しい観光形態を意味する、ニューツーリズムの一形態である。

③ 予算

年度別予算内訳

(単位:千円)

	H21年度	H22年度	H23年度
予算内訳	24,511	24,484	7,150
委託料(OCVB)	21,494	22,019	6,505
(うちロングステイ)	(8,070)	(7,228)	(6,505)
旅費	2,907	2,307	619
その他	110	158	645
財源内訳			
一般財源	24,511	24,484	7,150

(注)委託料はOCVBに対するもの

平成23年度よりロングステイのみ所管のため、予算が減額されている。

④ 事業の実施状況

当該事業は、OCVBとの随意契約によって行われている。沖縄県の考えは次のとおりである。「当該事業を行うには、各地域との連携ができること、県内外の観光情報・県の観光施策を総合的に把握していることが必要である。このため、県及び観光関係企業、地域との連携能力に長けており、過去にも類似の事業を実施した実績からOCVBとの随意契約とした。」

事業開始時にOCVB作成の年間計画を確認している。また、活動全体を報告する週報を提出させ、レビューすることにより、進捗管理をしている。その他、メールや電話、調整会議を行い、情報の共有化を随時行っている。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

OCVBのあり方については前2事業と同様に検討する余地があると思われる。当該事業の目的は、平均滞在日数の増加という漠然としたものである。目的の理念的意義はある。しかし、実際に行われている業務はパンフレットやプロモーション活動が主となっており、他事業で行われていることで代替できるものである。また、民間旅行代理

店で行われている業務との差異が明確ではなかった。体験型プログラムの開発等の着地型メニューの掘り起こしを重点にすべきである。

4. 医療ツーリズム促進事業

(1) 事業の概要

① 担当部署

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的及び内容

沖縄の多様な観光資源と検診や健康増進サービス、高度医療等を組み合わせた医療ツーリズムにより新たな市場を開拓する。これにより、観光産業とも連動した幅広い産業振興の実現を図ることとしている。

そのために、県内に集積している医療サービス等を活かし、県外及び海外からの医療ツーリズムの受け入れ態勢の構築及び高度化を推進している。

③ 予算

当事業は、平成22年度6月補正予算として、内閣に要求され、平成24年までの3年間継続事業として採択されている。国庫補助率は80%である。

(単位:千円)

	H22年度	H23年度
費目別内訳	48,306	40,815
委託料	46,112	40,052
旅費	2,194	763
財源内訳		
うち国庫支出金	38,645	32,652
うち一般財源	9,661	8,163

④ 委託事業者の選定方法

入札希望事業者に企画提案書を提出させ、それに対する選定委員会による評価が最も高い事業者を委託事業者に選定している。委託する業務は、医療ツーリズムを促進するための戦略策定に結びつく調査研究・報告等とのことである。

⑤ 委託している場合の進捗管理

6月の事業スタート時に年間計画を確認している。その後は、当事業のために設置された外部有識者を含む検討委員会や専門部会により、事業の方向性を検討している。検討委員会及び専門部会は各々年3回開催している。事業の進捗状況は、当該会議において報告させている。また、電話、電子メールおよび委託事業者との調整会議により、随時、情報をやり取りする中で、進捗状況の確認をしているとのことである。

⑥ 事後評価及びフィードバックについて

毎年度の事業の成果を、定期的にシンポジウムを開催することで広く県民レベルでの情報共有化を図っている。平成22年度のシンポジウムは平成23年3月に開催されている。それを踏まえて、委託事業者に事業報告書を提出させている。現在は、それらによって、平成24年までの事業の方向性を確認している段階である。

委託事業者から提出された事業報告書には、先進事例の検討や県内の医療ツーリズム市場や資源についての検討、促進戦略の検討及び実行計画への提案が記載されている。調査を目的とする事業であるため、形式的に評価・測定するのは困難である。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 今後の方向性についての私見

現状、当事業は事業戦略の構築という段階である。課題には、次のものがある。

- ① タイや韓国等の先行している地域や他府県との差別化
- ② 日本医師会では、「医療分野は市場原理主義の成長戦略として位置付けるべきではない」との見解を示しており、県内医療環境に配慮する必要がある。
- ③ 海外患者を受け入れるための言葉や文化の問題

当事業は、国でも戦略的に推進する方針のある将来的に成長が見込める分野である。かつ、国際交流の拠点に向け官民共同で医療ツーリズムの可能性を探るといふ戦略は沖縄振興計画の基本的姿勢「参画と責任」「選択と集中」「連携と交流」とも合致する。一方で、沖縄県の医療環境における医師不足等の弱みもあり、県民理解を得ながら推進する必要がある。

5. 観光誘致対策事業

(1) 事業の概要

① 担当部教

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的

沖縄を訪れる観光客の継続的・安定的誘致を図るとともに、観光産業を基軸とした沖縄県全体への経済効果を高めたい。国内外での誘客プロモーション、観光関連業界及び団体との共同事業の実施及び地域イベントの支援を行うとしている。海外での誘客プロモーションは、台湾・韓国・中国・香港の重点地域をはじめ、東南アジア等の新規市場開拓にも取り組んでいる。

③ 予算

当事業は、平成 16 年度からの県単独継続事業で、観光イベント推進事業及び観光誘致対策事業と二本立てであった事業が統合されたものである。

年度別予算内訳	(単位:千円)		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度
費目別内訳	194,502	160,378	142,990
委託料	145,769	140,000	123,912
補助金他	36,243	8,743	8,084
旅費	9,572	8,962	8,463
その他	2,918	2,673	2,531
財源内訳			
一般財源	194,502	160,378	142,990

(注)委託料はOCVBに対するもの

④ 委託事業者の選定方法

委託事業者の選定はOCVBとの随意契約となっている。一般競争入札としていない理由は次のとおりである。

- ・ 当事業は、観光関係業界等との連携を図り、官民一体となった誘客への取り組みを行うものであるため公的性質をもつ
- ・ 事業の実施には、県及び民間の様々な催事及びイベントに関わりをもつもののあるので、民間企業では対応が難しい。

⑤ 委託している場合の進捗管理

補助金の執行状況は、OCVBから提出される四半期ごとの事業遂行状況報告書により確認している。また、週報を提出させ、活動全体の進捗を把握しているほか、電話、電子メール、調整会議等で随時連絡は取り合っている。

⑥ 事業の事後評価及びフィードバックについて

年度が終了すると、事業成果の評価が行われ、「主要施策の成果に関する報告書」等で公表されている。その評価結果をふまえ、次年度における誘客活動に反映させているとのことである。

当事業の事業内容は、県外イベントでの観光PR、修学旅行関係など多岐に渡っている。そのため、事業結果について、物産を担当している商工労働部や、平和推進を担当している環境生活部等と情報交換が行われているとのことである。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

OCVBのあり方については先に考察した事業と同様に検討する余地があると思われる。一方、事業の効果が明確な数値基準によりされており、言い難い。主に入域観光客数をもとにした評価方法であった。多様な評価方法を検討する必要があるように思われる。また、補助支援事業には、那覇ハーリーや那覇大綱挽等のすでに一定の県外観光客の集客能力があるイベントもある。補助イベントの選定基準が定量的な情報をもとにしたも

のでないため、主に担当者レベルでの判断によっている要素が大きいが、その原因であると思われる。定量的な選定基準の設定が困難な場合は、支援継続年数を限定するなどとして、最終的には、イベント団体が自ら民間企業とタイアップする等により自立開催できる方向に持っていく必要がある。これが「協同と参画」の趣旨ではないだろうか。なお、当事業予算は、予算のシーリング政策により削減傾向にある。現状、事業選定及び評価について明確な基準が設定されていないため、支援イベント全体について一律的に削減されているようである。効果の検証モデルを早期に構築して、イベントを絞って集中的に支援する体制を講じないと、「選択と集中」という基本的姿勢を反映した施策を実現して行くことは難しいものと思われる。

6. ジュニアスタディツアー事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 交流推進課

② 目的

海外県系人子弟と県内中高生との交流を深めることにより、①ウチナーネットワークを担う次世代の人材育成、②県人会との連携強化による県系人社会の発展等に貢献することを目的としている。そのため、海外県系人子弟を沖縄に招待し、県内中高生とともに、沖縄の歴史、文化、自然等を学べる約1週間の体験プログラムを設定している。同事業は、平成13年度に「第3回世界のウチナーンチュ大会」のブレイブメントとして実施し、海外県人会等からの強い継続要望を受け、平成14年度から継続事業となっている。

③ 予算

当事業は、県単独継続事業である。

年度別予算内訳 (単位:千円)

	H21年度	H22年度	H23年度
費目別内訳			
委託料	14,018	14,218	12,790
その他	12	12	16
財源内訳			
一般財源	14,030	14,230	12,806

④ 委託事業者の選定方法

企画書を提出させ、評価委員の採点評価により決定される企画提案募集による随意契約によっている。

⑤ 委託している場合の進捗管理

事業開始時に実施計画を確認し、定例会、電話、電子メール等により随時進捗を把握している。

⑥ 事業の事後評価及びフィードバックについて
 年度ごとに委託事業者に、業務完了報告書を提出させ次年度の事業運営に反映させている。

⑦ 事業の実績
 過去5年間にわたる海外参加者等の内訳は次のとおりである。世界各地の県人会と連携により、参加者は一か所に偏らずに県人会が設置されている地域全体が対象になっている。参加国は多様である。

(単位:人)

国名	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
ボリビア	5(1)	3(1)	1	1	2(1)
ブラジル	5(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
アルゼンチン	3	2	3(1)	2	2
ペルー	4(1)	3(1)	1	3(1)	2
キューバ	2(1)	0	2(1)	2(1)	2(1)
その他中南米地域	3	1	1	2	2
米国(本土、ハワイ)	12(2)	6(1)	5(1)	7(1)	8(1)
カナダ	1	1	1	1	2
ヨーロッパ地域	2	1	0	0	2(1)
アジア地域	2	0	2	1	1
合計	40(6)	21(4)	19(4)	22(4)	26(5)

注.()はそのうち、引率者の人数

(2) 監査手続と監査結果
 所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見
 今後の展開としては、参加者のフォローアップやOB・OGのネットワークの構築等により、事業が一過性のものにならないようにする必要がある。例えば、年度ごとにOB・OG大会等を実施することで、ヨコの関係の構築に努めてはどうか。現状は、世界のウチナンチュ大会の付属業務のような位置づけであるが、将来的には当事業を通じたネ

ットワークによるユース大会の実施も考えられる。また、県内の小中高生に対する移民の歴史等の教育を実施することなどの掘り起しも重要な施策となる。広報面もテコ入れをする必要があると思われる。担当課ではFaceBookを活用した方法を考慮している様であるが、県内にも周知されていない可能性がある。

7. 沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 文化振興課

② 目的

沖縄県は、日本本土や中国などアジア各国との交流を通じて、琉球舞踊、音楽、空手等の国内では、多様で独自性の高い文化が創出され、継承されている。また、近年、国内外でも幅広い分野で県出身のアーティストやクリエイターが活躍しており、新たな文化創出の基盤もある。さらに、アジアと文化面や地理面でも近いこともあり、中国をはじめとする海外との合作が容易かつ受け入れやすい環境にある。これらのことから、文化産業を育成し、新たな成長産業とすることは可能だと県は考えている。当事業では以下の文化産業の育成支援をする。

- 1) 事業化資金の供給を円滑にすることにより、県内クリエイターが創造性を発揮し、文化を産業化できる環境を整備する。
- 2) 文化産業を創出できるプロデューサーを育成する。
- 3) 伝統文化を活用した、新たなビジネスを掘り起こす。

当事業では、5億円規模の投資ファンドが設立され、本県の文化等を活用した映画や演劇、ゲーム系コンテンツなどの制作プロジェクトに資金を供給し、制作段階に応じたサポートが実施される。投資内容は、5千万円を上限とし、総事業費の8/10以内の資金が投資される。また、コンテンツ制作を目指す事業者を対象に、企画・製作・流通までの一連の支援をすることで、ビジネススキルの向上を図るものとしている。

これによって、得られる事業効果は下記のものとしている。

- ・ 沖縄県の伝統文化を活用した有望なコンテンツの創出
- ・ 文化等コンテンツビジネスを創出するプロデューサーの育成
- ・ コンテンツ関連事業者におけるノウハウの蓄積

③ 予算

当事業は、平成22年度から平成28年度までの継続事業として、内閣に要求され採択されている。国庫補助率は2/3である。

年度別予算内訳		(単位:千円)	
	H22年度	H23年度	
費用別内訳	436,890	56,661	
委託料	60,982	55,753	
補助金	375,000		
その他	908	908	
財源内訳			
国庫支出金	291,260	37,774	
一般財源	145,630	18,887	

(注) 補助金はファンド設立への出資補助金

④ 委託事業者の選定方法

委託事業者の選定は沖縄県産業振興公社との随意契約となっている。当事業の委託事業者の要件には、次のことがある。

- ・ 当事業で設立するファンドの運営期間は7年間程度であり、委託事業者にはファンド運営のノウハウのほか、財務基盤と組織体制の安定性が求められる。
- ・ 伝統文化の産業化に向けた支援を行うため、中立的な立場にある事業者であること
- ・ 多様な支援が必要のため、総合的な支援ノウハウがもとめられる。

このような要件を満たす事業者は、過去の実績を考慮すると沖縄県産業振興公社が適格であると判断されている。

⑤ 委託している場合の進捗管理

補助金の執行状況は、沖縄県産業振興公社から提出される年度ごとの業務実績報告書により確認している。また、週報を提出させ、活動全体の進捗を把握しているほか、電話、電子メール、調整会議等で随時連絡は取り合っている。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

当事業は、平成 22 年度にファンドが設立され、実際の投資案件の募集及び投資の実行も開始されたばかりであった。今後、平成 24 年度まで年度ごとに投資案件の募集・決定を行い、ファンドの運営期限である平成 28 年度まで支援及び収益の回収を行うものとされている。伝統文化を意識的に産業化し、流通市場に乗せるといった困難性のある事業であると思われる。事業の成果等の数量的測定手法が確立しやすいため、投資効果には今後十分に配慮する必要がある。

8. 文化産業ビジネスモデル支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 文化振興課

② 目的

沖縄県の文化及び芸能資源が活用されたビジネスプランを全国公募し、モデル事業実施に必要な費用を補助する。いわば、事業立ち上げの支援業務である。そうすることで、文化産業の振興を図る。対象となる事業者は、琉球舞踊等の沖縄固有の文化的資源を活用した独創性の高いビジネスプランや、IT等の異分野技術と融合させて新たな価値を持たせた商品・サービスの開発を行う事業者としている。

補助の具体的な内容は、補助の上限額は 300 万円で、補助率は 3/4 以内、支援期間は 1 年間である。毎年度の採択件数は 5~6 件が予定されている。当事業で考えられている支援事業のイメージとして次のことが考えられているようである。

- 1) 琉球舞踊の開演情報が携帯端末等で入手できるコンテンツサービスの提供
- 2) 琉球空手や琉球舞踊を取り入れた観光客向けの健康スバサービス企画
- 3) 外国人向けの空手ジム開設や沖縄ブランドの格闘用具販売事業
- 4) 識名園などの世界遺産で行うウエディングプランの企画・プロモーション事業
- 5) その他、本県文化産業のモデルとなるビジネスプラン

事業の選考は、選定・ハンズオン委員会を設置し、支援事業の選考・アドバイスをを行う者としている。委員会は 8 名で構成され、行政関係者 1 名、学識経験者 1 名、コンサルタント 2 名、経営者 1 名、マスコミ関係者 1 名、工芸・観光についての県識有識者 2 名となっている。人選は幅広い層からのものとなっている。事業者の選考は事業計画書を提出させ、選定委員会の評価の高いものを選出することとしている。

平成 22 年度に実際に採択された事業者は 30 件の公募のうちの 5 件であった。琉球舞踊、空手、伝統工芸品を事業化したものであり、当事業の目的と整合するものであった。

③ 予算

当事業は、平成22年度からの県単独の継続事業である。

年度別予算内訳		(単位:千円)	
	H22年度	H23年度	
予算内訳	16,305	14,446	
補助金	15,000	13,000	
旅費	1,113	1,134	
その他	192	312	
財源内訳			
一般財源	16,305	14,446	

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 今後の方向性についての私見

沖縄の「ソフトパワー」である沖縄文化をビジネスモデルに取り込んだ事業者の事業実施の支援業務である。選定委員も経験豊かな方々で、安易な事業を選定しないという方向性もある。実際に事業として立ち上げた実績も平成22年度は5件あり、平成23年度分は3件の事業者が選定され、支援を行うものとしている。実際に選定された事業一覧は下記の通りである。沖縄振興計画の理念に合致する事業であり、結果については理念を適切に反映しているかのフィードバックが求められる。

年度	事業名	事業概要
22年度	伝統文化と最新のスパプログラムを融合させた「島すば・島プログラム」の開発・商品化	沖縄の新しい滞在型観光商品として、琉球舞踊、琉球空手、エイサー、紅型の伝統文化とスパセラピー、アパレル等を融合させた体験型プログラムの商品化
	モーショントレーニング要素の制作販売	琉球舞踊、琉球空手をモーショントレーニング要素により作成したモーショントレーニング要素を販売する
	モダン位牌と香炉の開発	現代の洋間中心の住居環境にマッチし

年度	事業名	事業概要
23年度	た位牌と香炉の開発	若手製作者によりアレンジされた伝統工芸品を製作販売する。
	沖縄製品の県外流通促進	異分野の工芸家・デザイナーによる新しい沖縄工芸品を開発する。
	暮らしの中にある沖縄工芸の普及	動画を加えた電子書籍により、空手文化を世界に発信する。
	空手古書の電子版・英仏版の販売	アダン筆を新たな沖縄の筆文化として全国に発信する。新たな用途開発を行う。
	幻の筆といわれた「アダン筆」の現代版の復活、商品化、文化普及	開発された製品は、レストラン等の業務用として販売し、ギフトなどの販売も展開する。
	伝統焼物の新技術をもちいたイノベーション事業	

9. インターンシップ拡大強化事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

② 目的

学校から職業生活への円滑な移行の促進及び県外就職意識啓発を喚起するためのインターンシップ（※）の実施に要する経費。

※インターンシップ

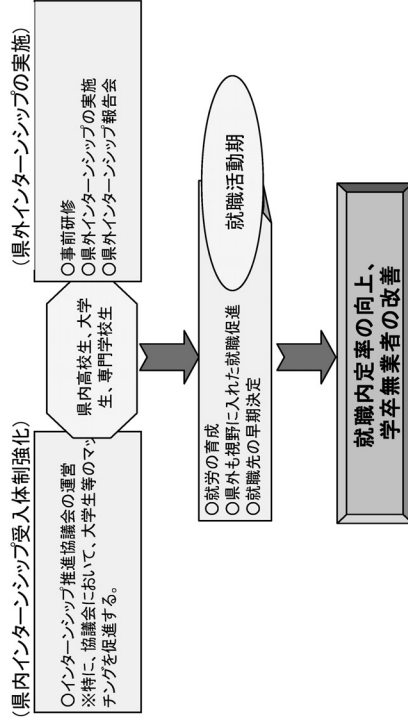
インターンシップとは、生徒が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこととや、望ましい勤労観や職業観を醸成し、職業に関する知識や技能を身に付けさせること等を主な目的とし、学校と事業所（非営利団体を含む）との連携によって行われるものをいう。

③ 内容

高校生県外インターンシップの実施

沖縄県インターンシップ推進協議会の運営

<事業スキーム>



④ 予算額（当初予算）

（単位：千円）

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
インターンシップ拡大強化事業（全額一般財源）	26,178	15,545	13,802

⑤ 事業実績（派遣実績）

事業名	県				で				実		施	合計		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成19年度	平成20年度			平成21年度	平成22年度
県外企業職体験実施事業	208	228	236	238	280	276	112	112	220	98	131	122	123	694
単	28	29	18	31	38	40	26	26	15	23	21	24	24	293
事業名	県外企業職体験実施事業												単	
財源	県												独	

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。正規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

県外派遣実績に関連して、次の統計データ入手した。

県外就職者数の推移

区分	単位：人				
	平成16年度 (17年・3月卒)	平成17年度 (18年・3月卒)	平成18年度 (19年・3月卒)	平成19年度 (20年・3月卒)	平成20年度 (21年・3月卒)
合計	11,450	9,141	9,347	9,136	4,702
男	8,075	6,203	6,313	6,026	3,062
女	3,355	2,947	2,947	3,056	1,621
中学	1	1	2	1	1
男	1	1	2	-	-
女	-	-	-	1	1
高校	1,040	1,198	1,282	1,204	963
男	637	725	778	713	606
女	403	473	504	491	357
一 般	10,409	7,942	8,063	7,931	3,738
男	7,437	5,477	5,533	5,313	2,456
女	2,952	2,402	2,443	2,564	1,263
臨時・季節	4,892	1,111	1,323	1,323	670
男	3,447	870	800	895	468
女	1,445	366	310	425	202

注：1 学校は卒業年の6月末までに就職した数値である。
 2 合同種は一般関係の年度計に卒業関係の6月末日までに就職した者を加えた数値である。
 3 平成2年度から一般県外就職は、パートタイムを含む。
 4 求職申込書における「性別」欄の記載が任意になったことに伴い、平成16年11月から、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。
 資料：沖縄労働局職業安定部「職業安定行政年報 平成17～20年度」

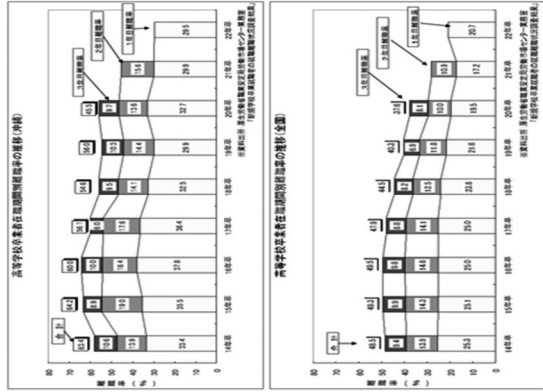
先の統計データは、平成20年度以降の数値の記載がないため、監査対象年度と直接対応していないが、県外就職者数の傾向は見て取れる。ここでは、平成16年度の約1万1千人をピークに平成17年度から平成19年度の3年間は、約9千名で推移したものの、平成20年は、全国的な景気悪化により、平成19年度の半分以下の約4千7百人まで大きく減少している。平成20年度の特異要因は除いても、県外派遣事業が、同時期においても実施されていることを考慮すると、これらの派遣事業が、最終的な県外就職者の増加にはほとんど寄与していないと解釈する方が合理的であると思われる。

この観察結果は実施した事業の結果についてのフィードバック情報の一つである。事業の評価は自己評価で終わらせるのではなく、このような外部情報と関連づけて当該部局以外の第三者が本来は事業の評価を行っていく必要がある。

県外派遣事業については、派遣者数の増加もさることながら、これら派遣者の県外就職に対する意識啓発に伴い、県外就職者が増加するという結果を残すことが最終的な目標であることから、事業実施の効果としては不十分と言わざるを得ない。

しかし、県外就職はしたものの、短期間で離職し、沖縄へ戻ってくる若年層が多いことも課題となっており、こうした複合的な要因により、失業率悪化を招いている。雇用問題は複合的な状況が絡み合っており、やはりピア・レビュー等により部局横断的に問題を把握する組織としての体制が必要である。

新規高卒者の離職状況



・H18卒の本県新卒生全体の就職後3年以内の離職率は54.6%となっており、全国平均(40.1%)を約14%以上上回っている。
 ・本県新卒生全体の就職後1年以内には約3割～4割が離職しており、全国と比較しても高離職率の割合が高い。
 ・全国と比較すると、2年目～3年目の離職率については、大きな差がないことから、県内の離職率を押し上げているのは、1年目離職率であることが分かる。
 ・離職理由としては、自己都合が最も多い。内容としては、「仕事に任せてもらえない」、「理解していた仕事内容と実際の仕事内容が異なっていた」、「他社への転職」等となっている。
 (平成19年度 新規高卒者県外企業就職状況調査(調査回答書本))

県内新卒高卒者の離職対策
 ○全国と比較して1年目の離職率の高さ、離職理由を勘案すると、想定していた職場環境と実際の職場環境のミスマッチが大きな要因となっていると考えられる。
 ○インターンシップを活用した職業観の醸成、教育現場での就業意識の向上への取組み強化が必要。
 併せて、就職活動を早め、可能な限り希望する職種への内定取得に取組み必要がある。

10. 地域巡回マッチングプログラム事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

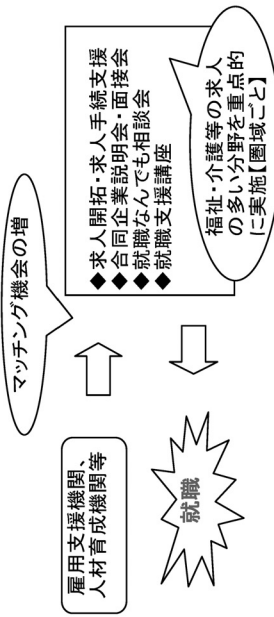
② 目的

雇用情勢の改善を図るため、県内5圏域(北部、中部、南部、宮古、八重山)において、企業説明会及び合同面接会等を行うことにより、雇用のマッチングを促進する。

③ 内容

各圏域で求人開拓を実施するとともに、合同企業説明会及び面接会を行う。また、企業説明会・合同面接会の開催にあたっては、就職率の向上につながるキャリアアカウンティングや関連講座等を実施する。なお、この事業は平成22年度新規事業である。

<事業スキーム>



主な職業別新規求人倍率の推移

○ 医療・看護系の専門的技術者、営業・販売関連事務の不足(求人があるが求職者が少ない) → 求人倍率は1を上回る。
 ○ 一般事務職等専門的職業、販売の職業、生産工程・労務の職業等の不足(求人に対して求職者が圧倒的に多い) → 求人倍率は著しく低い。

参考資料1 主な職業別新規求人倍率の推移

	平成18年度			平成22年度		
	①求人	②求職	①/②	①求人	②求職	①/②
A 専門的・技術的職業	15,118	15,440	0.98	16,031	20,645	0.78
機械・電気技術者	259	403	0.64	205	434	0.47
建築・土木・測量技術者	1,750	2,105	0.83	1,261	1,706	0.74
情報処理技術者	1,630	1,072	1.52	822	1,780	0.46
保健士、助産士、看護士	3,634	2,051	1.77	3,338	2,222	1.50
医療技術者	720	351	2.05	842	549	1.53
その他の保健医療の職業	1,868	3,129	0.59	1,489	3,294	0.45
社会福祉専門の職業	3,469	3,498	0.99	5,164	5,627	0.92
B 管理的職業	212	193	1.10	91	189	0.46
C 事務的職業	13,386	28,514	0.47	12,271	32,064	0.38
一般事務の職業	6,285	23,699	0.27	5,969	32,064	0.19
会計事務の職業	1,440	1,891	0.76	1,022	2,027	0.50
営業・販売関連事務の職業	4,711	2,136	2.21	4,739	2,729	1.74
D 販売の職業	5,789	11,480	0.50	3,865	13,403	0.29
E サービスの職業	8,541	9,159	0.93	6,843	12,527	0.55
家庭厚生支援サービスの職業	402	982	0.41	370	885	0.42
生涯学習サービスの職業	832	1,163	0.72	700	2,539	0.28
飲食物販の職業	3,259	3,599	0.91	2,644	4,630	0.57
接客・給仕の職業	3,413	2,721	1.25	2,542	3,499	0.73
F 保安の職業	629	727	0.86	427	824	0.52
G 農林漁業の職業	396	735	0.54	629	1,116	0.50
H 運輸・通信の職業	3,489	3,829	0.91	1,283	2,809	0.46

④ 予算額

63,437千円(内、国庫支出金42,291千円(補助率2/3)、一般財源21,146千円)

⑤ 事業実績

回数	開催日	会場名	企業数 (延べ社)	来場数 (人)	アンケート ト(人)	認定印 (人)	来場者数まとめ	
							セミナー 参加数 (人)	相談数 (人)
20回	9月3日 から3月 12日	沖縄産 業支援 センタ ーほか	273	1,592	1,282	309	388	187

(県資料より監査人にて作成)

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

上述したように、県内失業率の悪化の要因の一つにミスマッチがあることから、県内5圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）において、それぞれ2回以上開催し、少なくとも延べ20回開催することを条件に外部委託にて事業を実施している。

また、第6回及び第16回は、医療・福祉・福祉・保育業界に特化して、関連企業等の参加により実施している。

当該事業実施の目的は、雇用のマッチングの促進を図ることにあるが、事業実施により、何名が就職に結びついたかの確認はしていない。事業の実施結果についてこのような外部からのフィードバック情報を入力し、次のサイクルに活用する。これが本来のPDCAサイクルであると考える。

11. 工芸二次加工技術高度化促進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 商工振興課

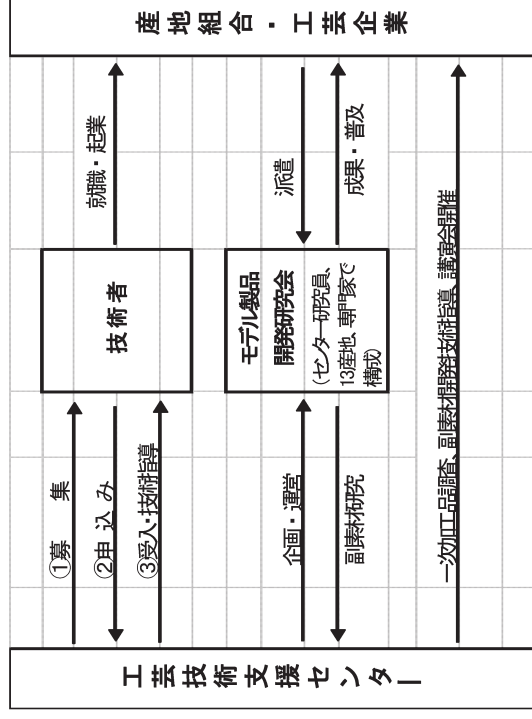
② 目的

多様化する消費者ニーズに対応した二次加工製品の県内生産基盤を構築することにより、工芸産業の振興と雇用の創出を図る。

③ 内容

- 1) 工芸品の二次加工業者の育成と起業に向けた技術研修事業を実施する。
- 2) 工芸産地や県外の識者などによる事業推進チームを設置し、育成した人材と工芸産地とのマッチング及びモデル製品の開発を行う。
- 3) 企業への巡回技術指導、啓蒙啓発講演会を実施する。

<事業スキーム>



④ 予算額

(単位：千円、%)

年度	予算額	予算内容	財源内訳			
			補助率	国庫支出金		一般財源
				金額	金額	
平成21年 (9月補正予算)	14,359	伝統工芸品等を素材とした二次加工製品の製造技術調査事業に要する経費	8/10	11,487	2,872	
平成22年	47,255	二次加工技術の高度化に資する人材育成などに要する経費	8/10	37,804	9,451	

⑤ 事業実績

平成21年度は調査事業を実施し、平成22年度は、二次加工技術者研修を実施した。

沖縄県は、事業の現状・必要性について、「伝統工芸品のニーズは、伝統用途(和装)から現代用途(洋装)へと変化し、これに対応することが伝統工芸産地の緊急課題となっている。」とし、「現在、この消費者ニーズに対応した染織の伝統工芸品を活用した様々な二次加工製品が流通しているが、ほとんどが県外で二次加工されている状況である。」との現状認識を受け、これらの原因が、「県内で製造できない主な要因は、工芸資源(素材・意匠)の二次製品への応用技術の高度化の不足、また高度な技術力が必要な二次加工の生産工程(縫製・皮革等)を担う技術者の不足など、生産の基盤整備がなされていないことである。」と分析している。さらに、「特徴のある意匠、優れた技術・技法など豊富なソフト資源を有しているにもかかわらず、これらの資源を活かした高品質の二次加工製品の創出が県内で実現できないことが、本県工芸品の多様化、高付加価値化(ブランド化)を阻害している。」として、ハード面のみではなく、ソフト面での戦略の必要性の認識を示している。

そして、この事業からもたらされる成果として、「デザイン、素材の開発から製品完成まですべての生産工程を県内で実現し、工芸産業(ソフト資源)と二次加工産業の分野を解消することにより有機的な製品開発及び生産体制が構築され、沖縄の地域特性を生かしたブランド産業が確立される。当該成果は、現代用途市場の更なる生産額の向上、新規雇用(工芸及び二次加工業)の創出のほか、収入減の多様化により若年従事者の工

芸産業への定着促進が図られる。また、高度な技能を保持する人材の育成は、他の製造業(特に縫製業等)振興、発展も期待できる。」とまとめている。

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。台規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

この事業は、平成21年から沖縄特別振興対策調整費を活用して始まっており、初年度である平成21年度は事業実施に向けての現状分析と対応策を柱とした調査事業を実施している。翌22年度からは、二次加工技術者研修(基礎、上級)及び先進地事情調査等を実施している。当該事業は、二次加工製品のブランド化を図り、いわば沖縄の経済発展に寄与する効果が期待されているものであるが、クリアしなければならない課題も多くあり、一朝一夕では実現は難しいと思われる。しかしながら、伝統工芸品を活用した二次加工製品のブランド化に成功している事例もあるようであるから、これらの先進事例も参考にしながら、進めていく必要があると考える。

さらに、事業実施に当たっては、短期的な視点と中長期的に進めていくべき面があり、これを考慮した戦略の策定も欠かせないと思われる。また、技術者の養成ができて、マーケティング戦略がおろそかになれば、事業の目的が達成されないのだから、この面を今後どのように効果的に実施していくか、検討が必要である。

このように事業はやはり各種の位相を持っている。現状では当該事業はスタートしたばかりであり、何らかのフィードバック情報を入力するのは難しいかもしれない、少なくとも別部局のレビューを受けて外部からの視点で評価を行う必要がある。

12. 若年者総合雇用支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

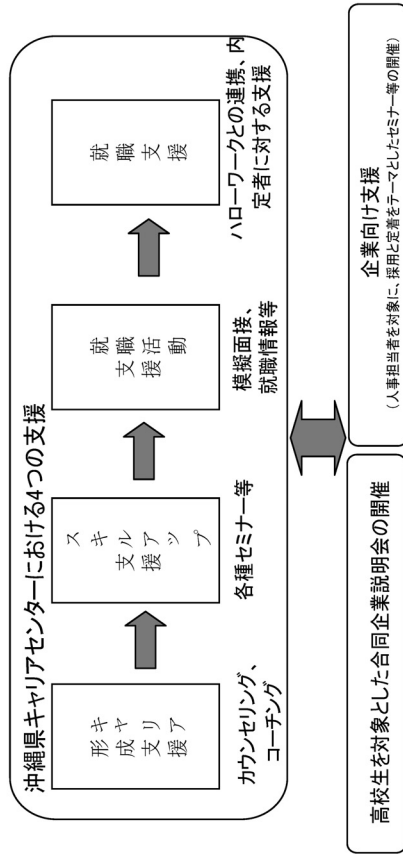
② 目的

若年者の職業観の育成から就職までを支援する取り組みに要する経費

③ 内容

- 1) 沖縄県キャリアセンターの運営
- 2) 県内中小企業の人材確保を支援するためのセミナー等の開催
- 3) 高校生県内・県外企業合同求人説明会の開催

<事業スキーム>



④ 予算額

(単位：千円)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
若年者総合雇用支援事業 (全額一般財源)	96,143	100,612	106,113

⑤ 沖縄県キャリアセンターの概要

本県の完全失業者の約半数を占める若年者の失業率を改善するため、平成15年6月に設置された。沖縄県より事業(若年者総合雇用支援事業)を委託され、15歳から29歳の学生を含む若年求職者を対象に、就職活動に係るカウンセリングやセミナー等を実施してきた。平成16年度からは経済産業省及び厚生労働省より委託を受け、対象を15歳から34歳迄に拡大し、従来の事業に加えて保護者等へのセミナー等を実施している。

⑥ (財)雇用開発推進機構の概要

1) 設立の経緯

本県の完全失業率は、復帰を境に上昇し、全国平均の約2倍で推移し、その失業率の半数以上を若年者が占めるという深刻な状況となっている。これは、将来の活力ある沖縄県づくりに進める上で大きな課題である。この問題の解決に全県的に取り組むため、県、市町村、労働・経営団体が一体となり、(財)沖縄労働経済研究所を発展的に拡大して設立したのが「財団法人雇用開発推進機構」(以下、財団の英語表記の略称として使用されている「エンパクト」と呼ぶ)である。

2) 設立の目的

エンパクトは、沖縄の勤労者と勤労者をとりにまわ社会経済環境について、総合的な調査研究を行い、その成果を活用し、本県の地域特性を生かした雇用対策を推進することにより、雇用の拡大を図り、もって、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、バランスのある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

3) 県関与の見直しについて

ただし、県が策定している「新沖縄県行政改革プラン」によれば、次のとおりエンパクトに対する県関与の在り方については、平成25年を目途に県派遣職員は全員引き揚げるとの方針が示されている。

雇用開発推進機構は雇用の拡大を図ることを目的として設立され、基金事業の展開等により本県の雇用対策に寄与してきました。

しかし、基金を活用した事業の実施により基金残額が少なくなっており、また役員全員が県からの派遣であること、県から運営費補助を受けていること等、県関与が強く、独立した財団のあり方として課題がある状況です。今後は、職員を引き揚げる等県関与を見直すとともに、財団のあり方について関係団体と調整を図る必要があります。

⑦ 事業実績

年度	過去3年間		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
項目			
高校生県内・県外企業 合同求人説明会参加企業数	129社	143社	115社
高校生県内・県外企業 合同求人説明会参加生徒数	1,152人	1,874人	2,009人
キャリアセンター利用 人数	46,497人	38,893人	30,248人

⑧ 事業費の内訳

事業費の内訳は大きく分類すると以下のようになる。

事業費	(単位：千円)		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
沖縄県キャリアセンター管理運営	51,449	51,853	49,085
大学生等就職促進業務	12,366	—	—
高校生合同求人説明会会場設営	603	806	2,824
(財)雇用開発推進機構補助金	28,547	29,024	28,662
中小企業人材確保支援	—	12,161	11,491
若年就労実態・意識調査	—	3,752	—
インターシップ受入企業開拓委託	—	—	11,244
その他	3,178	3,016	2,807
合計	96,143	100,612	106,113

上記の事業費の内、主要なものは、沖縄県キャリアセンター運営費と(財)雇用開発推進機構補助金であり、これらの中身は、運営に携わる職員人件費や水光熱費などの管理費からなる。なお、キャリアセンターの運営は雇用開発推進機構に委託しているため、実質的には、これらの費用は雇用開発推進機構への委託料・補助金である。

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

沖縄県キャリアセンターについては、平成19年度の包括外部監査でも取り上げていたように、同センターの利用者数、相談件数等が事業成果として挙げられている。しかし、同センターの事業目的は雇用問題の改善を図ることにある。雇用問題を解決しているか否かの最も有用なフィードバック情報は、同センター利用者のその後の実際の就職状況であろう。同センターは職業紹介機能を有していないこともあり、利用者がその後の程度就職に結びついていないか追跡調査を行っていないため、この情報を元に事業の評価を行うことができていない。事業の目的を深く考えれば、何が必要な外部情報であるかは見当がつくはずなので、事業の評価をこのような視点から捉え直す必要がある。

13. ワンストップ型雇用相談窓口設置事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

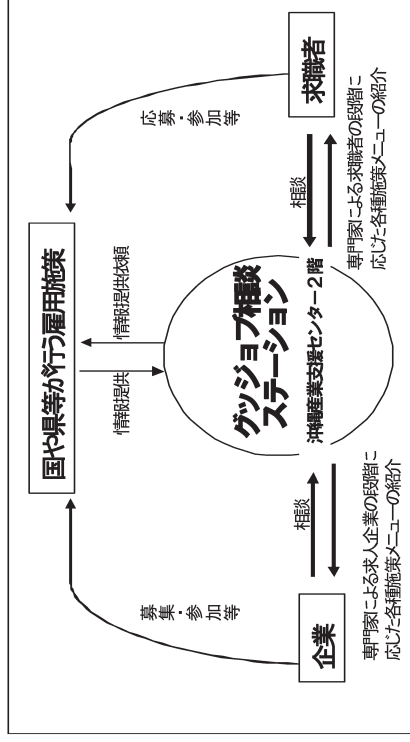
② 目的

国や市町村等が行っている雇用支援に関する情報を一元化し、キャリアカウンセラーや社会保険労務士を配置した総合相談窓口を設置し、相談者の状況に最も適した関係機関等の案内を行うことにより、就職までの時間の短縮、従業員の定着支援、より多くの求人募集の促進等を図り、本県の雇用情勢の改善に寄与することを目的とする。

③ 内容

各関係機関が行っている雇用施策の情報を収集し、一元的に情報提供できる窓口を新規に設置(圏域外については巡回相談)して、求職者、企業へ情報提供を行う。窓口にはキャリアカウンセラー、社会保険労務士を配置し、相談者の状況に応じた、適切かつ効率的な雇用支援施策(セミナー、人材育成支援事業、雇用関係助成金取扱機関等)の情報提供を行う。

<事業スキーム>



④ 予算額

44,000千円(内、特定財源11,703千円、一般財源32,297千円)

⑤ 事業実績

平成22年度窓口・巡回相談件数 1,268件(求職者937件、事業主331件)

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

この事業については、ふるさと雇用再生特別基金が充当されており、基金充当の条件が、新規雇用を行うこととなっていることから、相談窓口スタッフとして2名を採用している。事業は始まったばかりであるが、情報のフィードバックについてはやはり第三者による客観的な評価を行う必要がある。

14. 物産振興対策事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 商工振興課

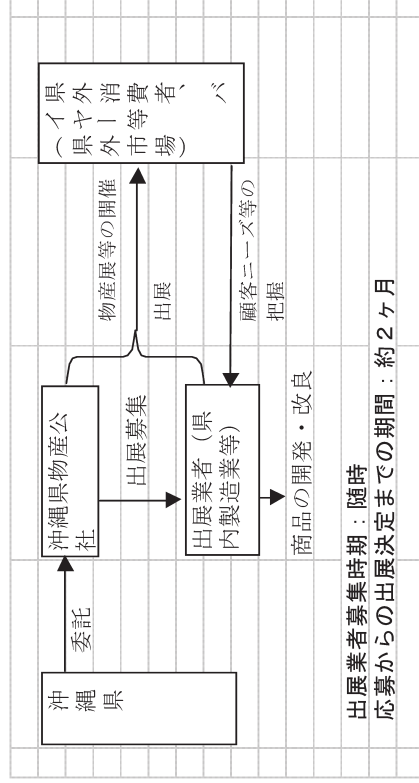
② 目的

県外市場における沖縄県産品の販路拡大を図り、本県製造業の振興及び経済の活性化に寄与することを目的としている。

③ 内容

県外市場と県内企業とのマッチングを促進するための大規模な商談会を開催するほか、パブリシティの促進を図るため、情報発信を継続的に行う。また、優良な県産品を推奨することにより、品質向上や信頼を高め、優良県産品を中心とした県産品の卸取引の拡大を図る。

<事業スキーム>



④ 予算額

(単位：千円)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
物産振興対策事業 (全額一般財源)	45,360	38,883	34,217

⑤ 事業実績

	過去3年間			開始年度からの累計
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
物産展及び見本市等	12	13	13	
商談会	2	2	2	
優良県産品申請数	143	144	82	2,722
優良県産品推奨数	82	84	48	1,848

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 随意契約について

当該事業については、事業開始以来、継続して同社に対して随意契約にて委託している。随意契約の理由としては、同社の実績や業務に精通していることを掲げている。しかし、長期間随意契約により業務を継続すれば、実績もあがり、業務のノウハウも蓄積されていくのは当然であり、1社のみの実績等は随意契約の理由として論理的に納得できるものではない。当該事業をより効果的かつ効率的に実施するために、少なくとも入札の機会を設ける等検討が必要である。

② 事業の効果について

事業の効果については、県産品の県外出荷高にどのように貢献しているかの観点からの情報も入手する必要がある。従来と同様な方法で事業を実施していくのは工夫が足りない。

③ ㈱沖縄県物産公社と沖縄県の関係について

1) ㈱沖縄県物産公社の概要

沖縄県担当者より以下の資料を入手した。

沖縄県物産公社設立までの経緯

平成24年2月9日
商工労働部商工振興課

(社) 那覇市琉球物産協会 (S24～S54)



※県からの運営費の補助を受けて新たに設立



(社) 沖縄県物産振興会 (S55～H5)

○ 設立目的

この法人は、沖縄県の物産（以下「県物産」という。）の宣伝、取引あっせん及び販路拡大並びに品質の向上を図ることにより、沖縄県産業の発展に寄与することを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- ・ 物産展、見本市等の開催及び参加
- ・ 県物産の展示即売場の設置及び運営
- ・ 県物産の取引あっせん及び商談会の開催
- ・ 県物産の品質、意匠、包装等の改善及び向上
- ・ 県物産の紹介及び宣伝並びに刊行物の作成及び配布
- ・ 県物産に関する情報の収集及び提供並びに講習会等の開催
- ・ 地方公共団体から委託を受けた物産展、見本市等の開催及び参加並びに沖縄県の物産展示場の運営
- ・ 沖縄県の委託による優良県産品推奨制度の実施
- ・ その他この法人の目的達成に必要な事業

(株) 沖縄県物産公社 (H5～現在)

○ 県産品の販路拡大についての課題

- ・ 県内には総合産地問屋機能を持つ団体がない
- ・ それに伴い、県外企業からの個別大口受注があっても、数量・価格・品質・納期等安定供給に十分な対応がとれない

- ・ そこで官民一体となった産地規模の安定供給体制の確立と、本土流通業者との有効な連携体制の確立が緊要な課題

- ・ また総合的な県産品販売会社の設置が強く望まれている



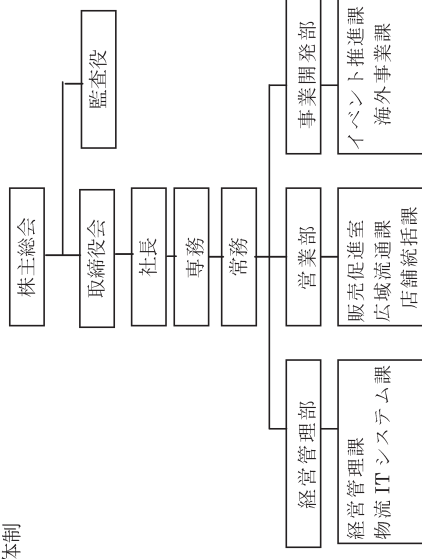
県や各市を始め、県内大規模企業、主要関係企業等の全県的参加の下に、第三セクターとして設立

○ 設立目的

当会社は沖縄県内で生産される産品の販路拡大を図るため、次の事業を営むことを目的とする。

- ・ 物産展、見本市、商談会などの企画及び実施
- ・ 県産品の卸売及び小売
- ・ 新商品の企画、開発及び既存商品の改良
- ・ 市場調査等流通情報の収集・分析・提供
- ・ 県産品の宣伝紹介
- ・ 県産品に関連する輸出入業務
- ・ 県、市町村からの受託業務
- ・ 通信販売事業
- ・ 県産品のパレットショップ、県産品関連の飲食店経営
- ・ 上記に付帯する一切の事業

○ 組織体制



○ 資本金 (H23.3.31現在)
445,000,000円

(うち県の出資金110,000千円(持株数:2,200株、持ち株比率24.7%))
 ※設立時は250,000千円(うち沖縄県の出資金 40,000千円)で、平成8年に上記の額に増資

また、県出資比率の推移及び歴代社長の状況は以下の通りである。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
出資額(千円)	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
出資金総額(千円)	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000
県出資/総額(%)	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%

氏名	在任期間	備考
大田昌秀	H5.2.10 - H11.6.29	沖縄県知事(当時)
稲嶺恵一	H11.6.29 - H13.6.29	沖縄県知事(当時)
牧野浩隆	H13.6.29 - H18.6.28	沖縄県副知事(当時)
金城秀雄	H18.6.28 - H23.6.27	県OB
上里至	H23.6.27 -	県OB

2) 沖縄県が定める公社等の指導監督要領との関連について

沖縄県が定める「公社等の指導監督要領」(平成22年4月一部改正、以下、要領と言
 う。)によれば、要領の対象となる公社等の範囲は以下の通りとなっている。

2 対象とする公社等
(1) この要領の対象とする公社等は、次のアからウまでの以下の基準により選定した別表1に掲げる法人とする。
ア 県の出資等の額が法人の資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)の4分の1以上である法人
イ 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1未満である法人のうち、沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例(以下「派遣条例」という。)に基づき県が職員を派遣する法人。ただし、全国規模で活動する法人を除く。
ウ 県の出資等はないが、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人
(2) (1)に定める法人のうち、県行政と特に密接な関連を有する法人を別表2のとおり指定し、「指定法人」として扱うものとする。

その対象となる公社には、以下の通りである。

別表1 (公社等外郭団体)

1 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1以上である法人(32法人)

- 財団法人沖縄県私学教育振興会
- 財団法人おきなわ女性財団
- 財団法人沖縄科学技術振興センター
- 財団法人沖縄県文化振興会
- 財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団
- 社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団
- 財団法人沖縄県看護学術振興財団
- 財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
- 財団法人沖縄県老人クラブ連合会
- 財団法人沖縄県セルブセンター
- 財団法人沖縄県農業開発公社
- 財団法人沖縄県畜産振興基金公社
- 財団法人沖縄県水産公社
- 財団法人沖縄県産業振興公社
- 財団法人沖縄県建設技術センター
- 沖縄県土地開発公社
- 沖縄県住宅供給公社
- 財団法人沖縄県マリレジャーセイフティービューロー
- 財団法人暴力団追放沖縄県民会議
- 財団法人沖縄県水源基金
- 那覇空港ビルディング株式会社
- 財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター
- 社団法人沖縄県糖業振興協会
- 沖縄県漁業信用基金協会
- 株式会社沖縄県産業振興センター
- 沖縄県信用保証協会
- 久米島空港ターミナルビル株式会社
- 宮古空港ターミナル株式会社
- 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
- 沖縄都市モノレール株式会社
- 旭橋都市再開発株式会社
- 石垣空港ターミナル株式会社

15. 県産品中国大陸市場拡大戦略構築事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 商工振興課

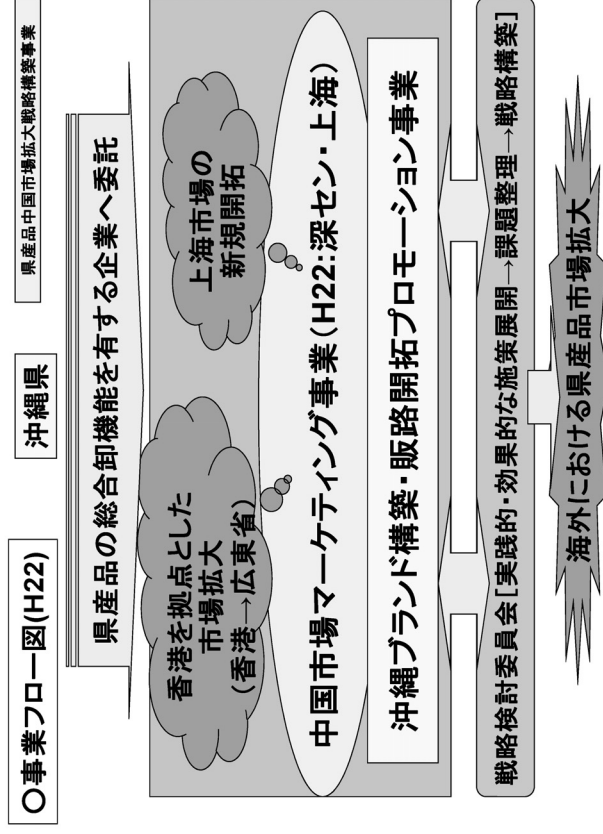
② 目的

県産品の海外市場拡大を図る。

③ 内容

中国(深センと上海など)において、マーケティング調査とプロモーション事業を展開し、中国市場開拓の戦略を構築する。

<事業スキーム>



④ 予算額

(単位: 千円、%)

年度	予算額	予算内容	財源内訳		
			補助率	国庫支出金 金額	一般財源 金額
平成 22 年 (当初予算)	46,602	県産品の海外市場拡大を図るため、中国の広東省と上海において、マーケティング調査とプロモーション事業を展開し、中国大陸進出の戦略を構築する。	8/10	37,281	9,321
平成22年2月補正	△16,937	同上	8/10	△13,549	△3,388

⑤ 事業実績

事業開始は平成 22 年度からであり、平成 22 年度は、深センと上海においてマーケティング調査(テスト販売、消費者アンケート調査、関係者ヒアリング)を実施したほか、バイヤー招聘・商談会の実施、広報伝ツール(県産品紹介リーフレット、県産品情報発信ウェブサイト、商品 POP)を制作した。

なお、この事業の委託先は前述した㈱沖縄県物産公社であるが、契約形態は、委託業者選定のための企画提案評価委員会にて評価し、その結果により委託業者を決定する随意契約である。

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

先に考察したように㈱沖縄県物産公社は形式的な基準には抵触しないものの、沖縄県との密接な関係を持っている。当該事業の最終的な契約形態は随意契約となっており、関係当事者間の取引で牽制が働いていないのではないかとこの誤解を招くおそれがある。「公社等の指導監督要領」の見直しはやはり必要であると考ええる。

16. おきなわ新産業創出投資事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 新産業振興課

② 目的

バイオ・IT・環境関連分野のベンチャー企業に対して、ファンドによる投資や研究開発補助金の交付等を実施することで、本県における新産業創出の核となる優れたベンチャー企業の育成・誘致を図る。

③ 内容

1) おきなわ新産業創出ファンドによる投資

ファンド規模 : 10 億円(県 7.5 億円、民間 2.5 億円)

投資対象 : 県内に事業所を置いているか、今後沖縄県に進出することが確実な IT・バイオ・パイオ・環境関連分野のベンチャー企業等

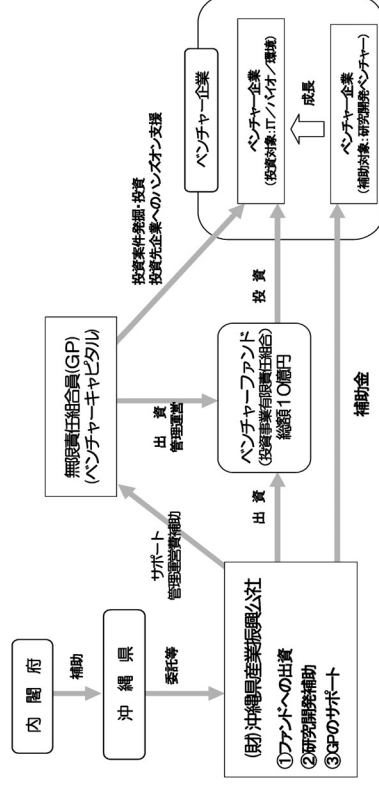
2) 研究開発補助事業の実施

補助内容 : 1 企業あたり年間 5,000 万円以内、補助率 3/4 以内

支援期間 : 2 年以内

補助対象 : 補助事業終了後、株式公開等による事業規模拡大を目指す研究開発型ベンチャー企業

< 事業スキーム >



④ 予算額

(単位：千円、%)

年度	予算額	予算内容	財源内訳	
			国庫支出金 補助率	一財財源 金額
平成 21 年	1,213,158	有望なベンチャー企業に投資するファンドの組成、研究開発補助金による資金供給及びベンチャーキャピタルや産業振興公社によるハンズオン支援を実施するのに要する経費	2/3	808,772 404,386
平成 22 年	746,673	同上	2/3	497,782 248,891

- ① 予算区分：補助金(80,000 千円)・委託料(665,583 千円)・旅費(1,090 千円)
- ② 補助対象及び委託先：(財)沖縄県産業振興公社
- ③ 補助内容：組合管理経費に対する G-P への補助金
- ④ 委託内容：研究開発補助事業等の実施に係る委託金

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

当該事業は、「おきなわ新産業創出投資事業（ベンチャーファンド部門）」は、「おきなわ新産業創出投資事業（研究開発支援部門）」で育成したベンチャー企業、又は、県内外から発掘した有望ベンチャー企業の中から、バイオ、IT、環境関連分野で世界市場をリードする沖縄発企業の創出を図り、沖縄経済の持続的発展に貢献することを目的としている。

同種の事業は、(財) 沖縄県産業振興公社に委託して、過去から実施されてきているが、県内にて株式公開を果たした企業は皆無である。また、この事業スキームやベンチャー企業が実施している事業内容は専門性が高く、県実施事業の中身について県民が容易に理解し難い。県は、事業の実施等について、同公社にまかせきりにせず、あくま

で委託事業として実施しているわけであるから、その成果について厳しくチェックすべ
 きであり、また実施概要を一般の県民でも理解できる方法で説明していく必要がある

17. 子育てママの就職技術力向上支援事業

(1) 事業の概要

- ① 担当部局
 商工労働部 雇用政策課

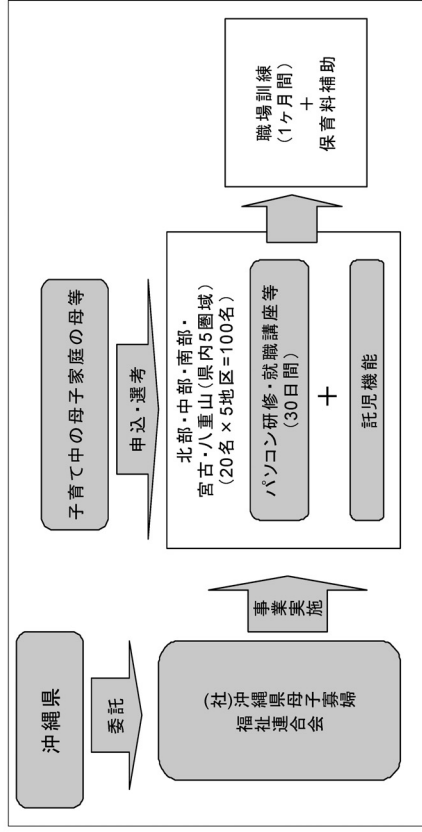
② 目的

母子世帯は低所得により生活状況が厳しい者が多く、不安定な雇用形態の割合も高い
 ため、母子家庭の母等の雇用状況の改善を図ることを目的とする。

③ 内容

子育て中の母子家庭の母等を対象に、託児機能付きのパソコン研修等を実施し、研修
 終了後は1ヶ月間の職場訓練を行う。

<事業スキーム>



④ 予算額

(単位：千円、%)

年度	予算額	予算内容	財源内訳		
			国庫支出金	一般財源	
			補助率	金額	
平成22年	70,119	子育て中の母子家庭の母等を対象に、託児機能付きのパソコン研修等を実施し、研修終了後は1ヶ月間の職場訓練を行い、就職率の向上等を図るための経費。	2/3	46,746	23,373

① 予算区分：委託料

② 委託先：(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会

③ 委託内容：募集、選考、研修実施、職場訓練事業所開拓など

⑤ 事業実績

平成22年度受講者数 96人

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

総論において考察したように「子どもの貧困」という観点からすると、母子家庭に対する支援の問題は、将来の雇用問題とリンクする潜在的な関係性を持っていることが予想される。すなわち、部局横断的に対処すべき課題である。評価については自己評価はなく、ピア・レビュー等を行い、沖縄県の部局間の連携および組織としての知識の蓄積を図る必要がある。

18. 雇用戦略プログラム推進事業（事業開始：平成21年度）

(1) 事業の概要

① 担当部局
商工労働部 雇用政策課

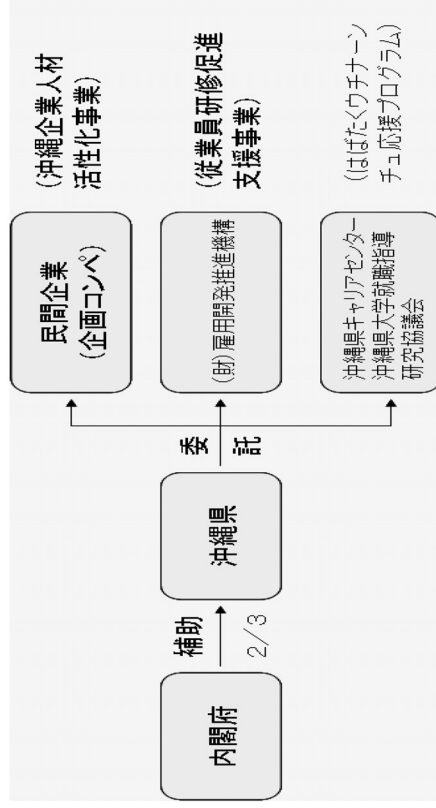
② 目的

本県の構造的な失業問題の改善を図るため、雇用戦略推進会議の下、各種課題について、PDCAサイクルにより、総合的・戦略的に取り組む。

③ 内容

経営者の意識改革、職場環境の改善のために、選定企業へコンサルタントを派遣する事業、県内に新規立地するなど新規雇用を伴う企業の企業内人材のレベルアップのための県外研修旅費の助成事業、学生の就業意識の改善を図るための、県外インターンシップ経費の助成事業等を実施する。

<事業スキーム>



④ 予算額

(単位：千円、%)

年度	予算額	予算内容	財源内訳	
			国庫支出金 補助率	一般財源 金額
平成21年	125,151	沖縄県の構造的な失業問題の改善を図るため、雇用戦略推進会議の下、経営者等の意識改革、職場環境の改善、企業内人材のレベルアップ、若年者の就業意識の改善等の課題について、PDCAサイクルにより、総合的・戦略的に取り組む。	2/3	83,434
平成22年	122,633	同上	2/3	81,755
				40,878

1) 予算区分：委託料

2) 委託先：(財)雇用開発推進機構、沖縄県大学就職指導研究協議会、民間企業

3) 委託内容：3細事業の実施を委託

⑤ 事業実績

年度・項目	過去3年間			合計
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
コンサルタント派遣	-	5社	5社	10社
県外研修旅費助成件数/新規雇用者数	-	23名/315名	6名/52名	29名/367名
県外インターンシップ旅費助成	-	143名	147名	290名

(2) 監査手続と監査結果
関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

これだけのコストをかけて実施する事業にしては、あまりに事業実績が少ないと思われる。また、コンサルタント派遣事業に関しては、わざわざ派遣する必要性があると思われる。また、企業へも派遣している。県としてモデルケースとしての実績づくりのため、必要であったとのことであるが、コンサルタントを派遣するのであれば、真に必要としている企業への派遣を実施すべきである。

事業の内容は「PDCAサイクル」を謳っているが、事業の進捗管理自体、総論で考察したところの Check の段階で自己評価を基本として外部の視点からの評価を行うことが統制機構として内在されていないため、このような結果になっている側面があると考えられる。ピア・レビューのような制度はやはり導入する必要があると考える。

19. 離島特産品販売・開発支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部署

企画部 地域・離島課

② 目的および予算等

離島の特産品の販売・開発を促進することにより、離島における産業の振興や雇用の創出を図り、離島地域の活性化を推進する。

(イ) 全体計画(H21年度からH23年度まで)

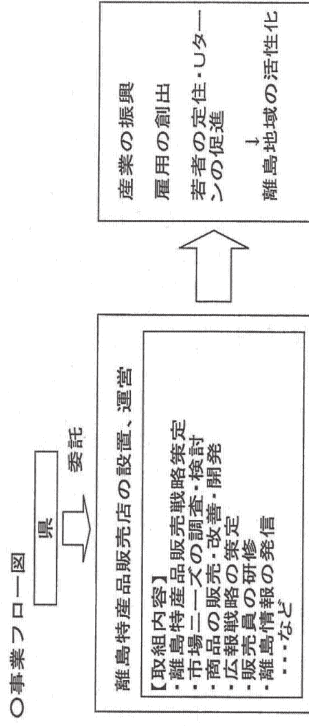
		(単位：千円)				
区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計		
事業費	25,641	63,505	63,505	152,651		

(ロ) 事業の経過説明

離島地域は、地理的及び自然的条件等の不利性を有するとともに、若者の流出や高齢化の進行等により活力の低下が懸念される状況にある。一方で、離島地域は豊かな自然を有し、これらを活用することで離島の活性化を図っていくことが期待される。

これまで、地域の資源を活かした特産品開発や担い手の育成などに取り組んできており、今後は、これらの取組を踏まえながら、特産品の販売促進や品質の改善等を推進することにより、離島地域における産業の振興や雇用の創出に繋げていく必要がある。

③ 事業フロー図



④ 事業の現状・必要性

これまで、地域資源を活かした特産品開発や担い手の育成などに取り組んできており、現在では国際通り店とあしびな一店の2店舗を運営し、新たに16人を雇用している。

また、商品数も全39有人離島のうち、21島約1,280品(H22年4月現在)を取り扱い、そのうち98アイテムは初めて離島外への販路を伸ばした商品であった。今後も、これらの取組を踏まえながら、特産品の販売促進や品質の改善等を推進することにより、離島地域における産業の振興や雇用の促進に繋げていく必要がある。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

離島振興を直接的な目的とする事業であるが、より包括的な視点で見た場合、県産品の販売促進やマーケティング戦略にかかると評価でき(24. 農作物マーケティング実践強化事業を参照)、事業の結果から得られるフィードバック情報はマーケティング戦略に携わる他部局においても共有されるべきものである。従って、事業の評価はやはり自己評価ではなく、他部局により行われるべきであると考ええる。

20. 沖縄離島戦略的情報発信支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部署

企画部 地域・離島課

② 目的および予算等

「いいものがあるが知られていない」「いいものが何かわからない」等の課題を抱える県外での知名度の低い離島において、島の魅力となる資源(例：景観、特産品、伝統文化等)について、戦略的に情報発信を行うことで、県外での島の知名度の向上を図り、入域観光客数の増加や特産品の売り上げ増加等に繋げ、離島地域の活性化を図ることを目的とする。

(イ) 全体計画(H22年度からH24年度まで)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
事業費		30,000		52,533		82,533		82,533
(うち国庫)		(24,000)		(42,026)	(今後、内閣府と調整)	(66,026)		(66,026)

(単位：千円)

(ロ) 事業の経過説明

沖縄県の39の有人離島については、我が国の領海、領空、排他的経済水域の確保に重要な役割を果たしているほか、個性ある伝統文化や自然環境等の魅力を有している。しかしながら、一部の離島を除き県外での知名度の低い離島が多く、これらの離島においては、入域観光客数の伸び悩み等産業振興の遅れや、若者の慢性的流出と高齢化の進展により、地域活力の低下が懸念されている。

本事業により、県外での島の知名度の向上を図り、入域観光客数の増加や特産品の売上増加等に繋げることで、離島地域の活性化を図る必要がある。

(ハ) 平成23年度事業計画(概要)

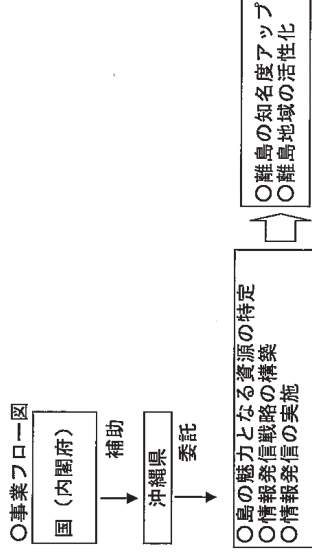
事業主体：県

事業内容：県外での知名度の低い離島において、島の魅力となる資源(例：景観、特産品、伝統文化等)について、島民、委託業者(コーディネート)及び外部専門家で構成する情報発信チーム(仮称)において、調査・分析により島の魅力となる資源を特定し、情報発信戦略の構築による効果的な情報発信

信を行う。

- ①情報発信対象の特定(離島における資源の調査・調査に基づく資源の分析)
- ②情報発信戦略の構築(情報発信ターゲットの選定、情報発信方法の選定、情報発信戦略の構築)

③ 事業フロー図



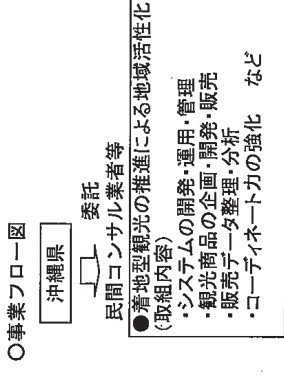
(2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

前事業同様、より包括的な視点で見えた場合、県産品の情報発信及びマーケティングにかかると評価でき、事業の結果から得られるフィードバック情報は地域・離島課だけでなく、マーケティングに携わる他部署においても共有されるべきものである。従って、事業の評価はやはり自己評価ではなく、他部署により行われるべきであると考え。

③ 事業フロー図



21. 離島地域着地型観光推進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

企画部 地域・離島課

② 目的および予算等

地域の資源を活かした着地型観光商品の開発・販売等を行うことにより、観光等の産業振興を図り、離島地域の活性化を推進することを目的とする。

(イ) 全体計画(H22年度からH23年度まで)

(単位：千円)

区分	平成22年度		平成23年度		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
事業費	3	23,922	3	23,903	6	47,825

(ロ) 事業の経過説明

離島地域は、地理的及び自然的条件等の不利性を有するとともに、若者の流出や高齢化の進行等により活力の低下が懸念され、他の地域に比べて厳しい状況に置かれている。

一方で、離島地域は豊かな地域資源を有し、これらを活用することで離島の活性化を図っていくことが期待されている。

これまで、離島の特性を活かした体験滞在観光プログラムの開発や体験交流施設の整備、また農家民泊事業など、観光メニューづくりの取組が推進されてきており、これらの取組を活かした観光等の産業振興による地域活性化が求められている。

H22年度事業として

- 1) 着地型観光商品の開発・テスト販売等
- 2) 着地型観光に係るWEBサイト運営
- 3) プロジェクトリーダー、コーポネーターに対する研修等
- 4) モデル地域(宮古島市・竹富町・座間味村)における人材育成、着地型ツアーの造成・販売促進等の支援

(2) 監査手続と監査結果
所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

これも前事業同様、より包括的な視点で見えた場合、沖縄県の観光戦略にかかる事業と評価でき、事業の結果から得られるフィードバック情報は地域・離島課だけでなく、マーケット戦略に携わる他部局においても共有されるべきものである。従って、事業の評価はやはり自己評価ではなく、他部局により行われるべきであると考ええる。

22. 園芸モデル産地育成緊急対策事業

(1) 事業概要

① 担当部署

農林水産部 園芸振興課

② 目的

この事業は、我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かした活力ある園芸拠点産地の形成を図るため、園芸産地育成マニュアル等に基づき積極的に活動している産地に対し、低コストモデル栽培施設や低コスト栽培技術を総合的に組み合わせた現地実証の確認を行い、「定時・定量・定品質」の出荷が供給できる園芸作物のモデル産地をつくり、園芸拠点産地の育成を図る。また、生産農家への効果的な普及を図ることを目的とする。

③ 内容

園芸農業の振興は、戦略品目を対象とした拠点産地を中心に展開して「おきなわブランド」の確立に努めているが、燃油高騰に伴う肥料などの資材費の上昇と景気低迷及び市況の低下等で生産状況が厳しく、農家段階における努力の限界状況にあり、行政の支援が必要である。

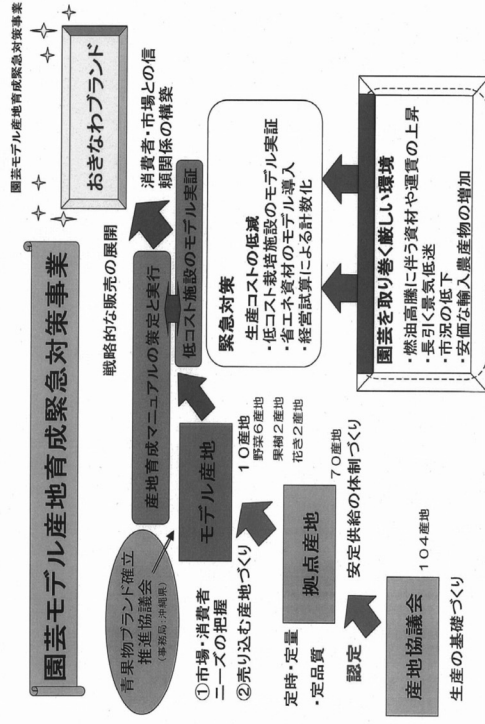
このため、更なる生産コストの低減が緊急の課題であり、その基盤となる品目に適合した生産施設の低コスト化モデル実証展示が必要である。

また、さやいんげん、小ぎくは、冬春期の国内シェアがそれぞれ56%、78%と極めて高い重要な国内供給産地であることから、本県が自給率向上の面からも責任を果たすことが強く求められている。

野菜と花きの品目に適合した低コスト施設のモデル実証は、導入市町村のみならず県全体のモデルとなるものであり、既存の拠点産地や拠点産地志向地域への波及効果により「おきなわブランド産地化」が促進でき、園芸品目の生産拡大につながる。

また、モデル産地をはじめとした「おきなわブランド産地育成マニュアル」の策定は、目標の統一化と産地ごとの課題解決プロセスに不可欠なものであり、市町村や農協等の主体的な取り組みにつながるものである。

さらに、第3次沖縄県農林水産業振興計画の園芸品目の生産拡大、併せて、園芸拠点産地目標の97産地達成に向けた可及的な取り組みとなる。県が認定した園芸拠点産地の70産地の中から、特に重要な青果物の7拠点産地を選定した「モデル拠点産地」及び花き産地（小ぎく、輪ぎく）について、「おきなわブランド産地育成マニュアル」に基づき、緊急的に安定生産の可能な品目に適合した低コスト生産施設をモデル実証として設置する。



1) 事業対象地域

県が認定した「野菜拠点産地」及び「花き拠点産地」を有する市町村地域。

① 野菜産地育成モデル実証事業

さやいんげん専用栽培ハウス（農業共済加入可能な25mmパイプ）3,000㎡

② 花き産地育成モデル実証事業

小ぎく専用木柱平張施設（省エネ防虫型蛍光灯ランプ）3,000㎡

2) 事業主体

市町村、農業協同組合、広域事業主体（市町村の範囲を越える農業協同組合等）及び営農集団

3) 対象作物・要件

① 対象品目は、野菜については、さやいんげん。花きについては、きくを栽培している市町村。

② 管内における低コスト生産施設の普及のための基本事項を示した方針等を有する市町村（おきなわブランド産地育成マニュアル等）

④ 予算額と事業実績

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
産地モデル産地情報収集事業	0	0	2	9,489	2	9,469	4	18,958

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、事業実施要綱、歳出予算事業別概算見積書及び業務実施報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。台規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

沖縄振興計画は亜熱帯性気候に位置する沖縄県の農産物や園芸作物産産を戦略的な産業として位置付けており、この事業の趣旨について異論はない。今後長期的に使用運営が可能かどうか検証し、課題の改善に取組み、おきなわブランド産地育成マニュアルにしつかり反映させていくことが重要である。そのために県は、事業実施主体への管理運営の指導を現状のように市町村に一任し事業報告を受けるという形に終わらせるのではなく、検証過程という事業のフィードバックプロセスにおいても積極的に関与し、事業の成果に関する貴重な情報を収集すべきと考ええる。

23. 県産農産物付加価値向上推進事業

(1) 事業の概要

- ① 担当部局
農林水産部 流通政策課

② 目的

県内には、地域資源としてゴーヤーやシークワーサー等、多くの魅力ある農産物がある。食品加工については、県内食品メーカーを主体に県産物を利用した加工が行なわれているものの、一般消費者に提供され、観光土産品等として商品化され定番化しているのは、ゴーヤーや紅イモ等の特定の農産物に限られているのが現状である。

この事業は、加工・流通業者、観光産業等と連携した農業の「6次産業化」によって農産物の付加価値を高め、県内で生産される農産物の価格安定化と販路拡大及び生産農家の所得安定を図るため、平成21年度に行われた農産物加工グループ等を対象とした県内の農産物加工に関する実態調査を受けて、地域内の農業者、農産物加工グループ及び加工・流通業者等との連携による3つの商品開発モデルの構築を推進している。

③ 内容

- 1) 商品展開モデル
① 地域内展開モデル
地域内の生産者や加工グループ等の連携で加工技術開発や商品開発等を実施するモデル
- ② 県内展開モデル
県内食品メーカー等と連携しながら加工品開発を実施し、学校給食やリゾートホテルへの展開を図るモデル
- ③ 全国展開モデル
地域内で一次加工等を行い、大手食品メーカー等と連携、メーカーにおいて商品開発等を実施し、商品の全国展開を図るモデル
- ※②県内展開モデル、③全国展開モデルは委託により実施

2) 事業期間

平成22年度～24年度（3年間）

24. 農作物マーケティング実践強化事業

(1) 事業の概要

① 担当部署

農林水産部 流通政策課

② 目的

価格決定に大きな影響力を持つ量販店との連携を強化し、消費者情報の収集や売場確保に努めることが、本県農産物の販路拡大にとって極めて重要である。一方で、消費者のライフスタイルの多様化に伴い、食の外部化や簡便化が進んでいるため、外食、中食、加工等多様な業務需要に対応する必要がある。

本県農産物の生産振興を図るため、消費・販売動向を重視し、生産から販売まで一貫した実践的なマーケティング対策を行い、市場競争力の強化に取り組み、沖繩ブランドの確立を目指す。

③ 内容

1) 具体的対策

① 消費者ニーズに即した農産物販売ルートの拡充

消費者ニーズに即した農産物加工品開発や、インショップ（店舗内店舗）における重点農産物の提案

② 外食需要者への県産農産物の料理メニュー化促進

量販店対応と平行して、外食産業等との連携により県産農産物の料理メニュー化を促進し、消費者へのPR活動を行う。

③ 確な情報の受・発信機能の強化

産地向け市場情報レポートの提供、消費者向け季刊誌発刊による産地情報発信等。

2) 事業期間

平成21年度～23年度

④ 予算額

平成21年度：13,208千円（主な経費 委託料 10,434千円）
 平成22年度：15,882千円（主な経費 委託料 11,605千円）
 平成23年度：13,198千円（主な経費 委託料 9,857千円）

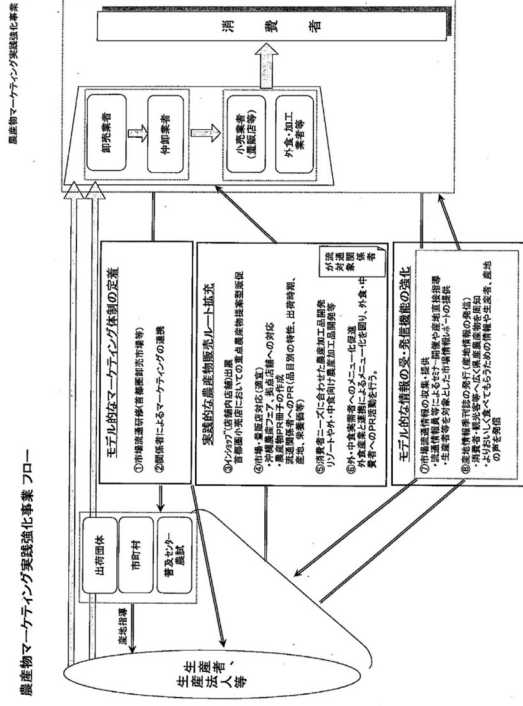
※委託料の内容

平成21年度：農産物・産地情報季刊誌作成委託及びインショップ出展等委託、農産物加工実証モデル開発委託

平成22年度：農産物・産地情報季刊誌作成委託、規格外農産物活用検討委託、インショップ等出展及びインショップワーサー販促

平成23年度：農産物・産地情報季刊誌作成委託、規格外農産物活用検討委託、インショップ等出展及びインショップワーサー販促

⑤ 事業フロー図



(2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、事業実施要綱、歳出予算事業別概算見積書、企画提案募集要項及び業務実施報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

農産物産地情報発信・収集等委託業務の委託先を選定する際の評価項目に見積金額が考慮されていない点は疑問であり、考慮すべきであったと考える。

さらに、県はインショップ運営等の業務委託先の選定理由を「(委託先)は、農林水産業の関連機関や行政等で構成する販売促進活動を県内外に広く展開するために設立された非営利で公益的な唯一の団体であり、これまで県内外で積極的に県産農水産物の販売促進活動を展開してきた実績を有するとともに、受託実績のある団体である。また、県のみでなく、関係機関や行政が一体となって首都圏市場に販売促進活動を行っていくためには、関連機関を網羅した(委託先)への業務委託により、今後、関係機関が緊密に連携を図る仕組みづくりを促進することも必要である。このような業務展開が可能であるのは、(委託先)が唯一の団体であるため、当団体との随意契約とする。」として、業務のすべてを当該委託先へ委託している。

今後の関係機関との緊密な連携の仕組み作りの促進の必要性から当該委託先への委託は一定の合理性はあるとしても、業務のすべてを委託することには疑問がある。実践的なマーケティング対策を行うというのであれば、全国的な情報網を有しマーケティングを専門とする民間の広告会社等の活用を検討することはなんら不自然ではない。実際に県担当者から民間法人の活用の意見もあつたようである。販促業務の一部について民間法人の活用をすべきであつたと考える。これが「参画と責任」ではないだろうか。

また、物産振興対策事業や離島特産品等マーケティング支援事業といった事業をそれぞれ商工労働部商工振興課や企画部地域離島課で行っている。県の担当者は、これらの事業が農作物マーケティング実践強化事業と県産農産物の振興という点で同じ目的をもった事業であることは認識しているが積極的に情報交換あるいは事業内容についての調整を行っていない。

組織として具体的な情報交換の仕組みとして最も導入が容易なのは、やはりピア・レビューであると考えられる。事業の切り口が、農林、商工、離島振興、と分かれているが、本質的には沖縄県としてのマーケティングに対する取り組みであり、部局間で情報を共有し、組織としての「知的資産の蓄積」を図る必要がある。

25. 母子家庭等自立支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部局
福祉保健部 青少年・児童家庭課

② 目的

健やかで安心できる暮らしの確保という施策のもと母子家庭、寡婦及び父子家庭の自立促進、就業支援等を行うための事業である。事業は、母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭生活支援事業、母子自立プログラム策定事業及び母子寡婦福祉連合会運営費補助金の6つの事業に細分化されている。事業のすべては国が立案したものである。

- 1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭生活支援事業、母子自立支援プログラム策定事業を沖縄県母子寡婦福祉連合会へ委託して実施。
- 2) 沖縄県母子寡婦福祉連合会の運営費及び同団体が設置する母子福祉センターに要する経費を補助し、母子福祉団体の育成と振興を図る。
- 3) 母子家庭の就労支援として、自立に役立つ技能習得のための特定の講座を受講する者に対して、その費用の20%を支給する教育訓練給付金事業、看護師等の高等技能取得のため学校に通う母子家庭の母に対して、生活の負担軽減のため促進費、一時金を支給する高等技能訓練促進事業を実施。

当該事業に統合される細事業一覧

事業名	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等日常生活支援事業
施策内容	就業支援策の充実 より良い就業に向けた能力開発支援の充実 母子家庭の母等の資格取得、技能習得を支援します。	ひとり親家庭の自立促進のため、母子寡婦福祉金の活用により世帯の生活の安定を図るとともに、就労支援のため、母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実を図り、関係機関との連携を強化する。	子育て・生活支援策の充実 生活支援策の充実 緊急・一時的な対応が必要な際の家事、育児の支援等生活支援に取り組みます。
実施方	直接実施	業務委託又は指定管理	業務委託又は指定管理

法	(委託先又は指定管理者：(社) 沖繩県母子家庭福祉連合会)	理(委託先又は指定管理者：(社) 沖繩県母子家庭福祉連合会)
対象	母子家庭の母	母子家庭及び寡婦(一部事業については、父子家庭の父も含む)
目的	母子家庭の母への就業支援	母子家庭等への生活支援
事業内容	自立支援教育訓練給付金 高等技能訓練促進費	就業相談 職業支援講習会事業 母子家庭等地域生活事業
民間委託の可否	否 本事業は、扶助費として対象者の生活費を支援しているため、民間委託には馴染まない。	可 国の通知文により、母子福祉団体に委託することから、社団法人沖繩県母子家庭福祉連合会へ委託している。

対象	母子家庭・父子家庭・寡婦(以下「ひとり親家庭等」という)	母子家庭の母(児童扶養手当受給者)	社団法人沖繩県母子家庭福祉連合会
目的	ひとり親家庭等への生活支援	母子家庭の母への就業支援	ひとり親世帯の福祉の向上のためには、より当事者に近い視点での相談体制等を整えることが重要であり、広範囲にわたるきめ細やかな施策展開のため、当該団体の健全な運営を図ることが必要である。
事業内容	ひとり親家庭生活支援事業 ひとり親家庭並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中多くの問題を抱えている。またこうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭等の地域で生活を総合的に支援することを目的とする。 生活支援講習会等事業 ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会	母子自立支援プログラム 指定事業 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の対象者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、これに基づいた支援を実施する。	当該団体は、母子家庭、寡婦及び父子家庭を対象として、その福祉の増進を図るため、下記の事業を実施している。 (1) 母子寡婦福祉を目的とする事業に関する総合的企画、運営。 (2) 各市町村母子寡婦福祉会との事業調整及び助成。 (3) 母子寡婦福祉に対する制度の周知徹底。 (4) 沖繩県母子福祉センターの設置及び運営。 (5) 母子寡婦福祉に関する受託事業。 (6) 関係行政機関及び団体との連絡調整。 (7) 小口資金の貸付業

事業名	ひとり親家庭生活支援事業	母子自立プログラム策定事業	母子寡婦福祉連合会 運営費補助金
実施内容	子育て・生活支援策の充実 ひとり親家庭児童の健全育成 ひとり親家庭の子どもたちが健やかに育っていくための支援をします。	就業支援策の充実 状況に応じた就業支援の充実 母子家庭の母等の状況に応じた就業支援に取り組みます。	ひとり親家庭の自立促進のため、母子寡婦福祉資金の活用により世帯の生活の安定を図るとともに、就業支援のため、母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実を図り、関係機関との連携を強化する。
実施方法	業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者：(社) 沖繩県母子家庭福祉連合会)	業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者：(社) 沖繩県母子家庭福祉連合会)	補助金(直接)

	を開催するものとする。また、ひとり親家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預る託児サービスを提供する。	務。 (8)売店等の経営。 (9)無料職業紹介事業。 (10)その他、目的を達成するために必要な事業。
民間委託の可否	可 国の通知文により、母子福祉団体に委託することから、社会法人沖縄県母子寡婦福祉連合会へ委託している。	否 本事業は、補助金を交付する事業のため、民間委託には馴染まない。

③ 予算額

(単位：千円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
母子家庭等自立支援促進事業	数量 20,690	数量 18,142	数量 20,969	数量 36,933	数量 96,734
(委託料)	金額 15,546	金額 12,976	金額 12,063	金額 14,291	金額 54,876
(補助金)	数量 3,708	数量 3,750	数量 3,500	数量 3,500	数量 14,458
(扶助費)	数量 1,436	数量 1,416	数量 5,406	数量 19,142	数量 27,400

④ 事業の現状・必要性

- ひとり親家庭等は、子育てと生計の維持という2つの役割を担っていることから、抱える問題も多く、その自立促進のためには、経済的支援、生活支援、就業支援、養育費確保の支援等、各種施設を総合的に展開していく必要がある。
- これらの支援策を、母子家庭の当事者団体である沖縄県母子寡婦福祉連合会に事業委託することにより、利用者の声をより施策に反映させるとともに、運営費等の補助を通して団体の基盤を強化し、団体の自立も促進していく必要がある。

⑤ 委託事業の実績(平成21年度)

- 就労支援講習会 227人
- 2級ホームヘルパー養成講習会 (50人)
- 調理師資格取得準備講習会 (74人)
- パソコン講習会 (73人)
- 介護事務管理士講座 (30人)
- 特別相談事業(相談件数) 32件
- 養育費相談事業(相談件数) 120件
- 日常生活支援事業(支援員派遣件数) 136件
- ひとり親家庭生活支援講座(受講者数) 230人

⑥ 事業フロー図



(2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、主要施策の成果に関する報告書、決算書及び事業実績報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

他県に比して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっている状況において、今後の沖縄県の人材育成の観点からこの事業の重要性は高い。しかし、その活動実績は低調な水準に留まっている。その要因としては、当事者への周知が徹底されていない、ニーズや効果の正確な分析が行われてこなかった、事業の数が多く詳細を把握できる者が限られている、などがある。これらを踏まえて県は、当事者

への周知の徹底、ニーズや効果の分析、事業内容の見直し及び関係団体との連携強化を改善策として挙げて取り組むとしている。

しかし、活動実績の低い要因の改善をなぜこれまで行っていないのか、特に周知徹底がなぜ行なわれなかったのか。本質的には総論において考察したように事業の評価が「自己評価」に留まっていることにある。仮に当該事業の評価が第三者的な部局により行われ、その結果が振興計画の進捗管理を行う部署に報告されれば、当然のことながら低調な利用実績についてフィードバックが働いていたはずである。これは当該部局だけの問題でなく、沖縄県の組織の構造的な問題であり、これについて沖縄県は本当に深く真摯に考え、今後の組織として自らの「知的資産の蓄積」を図る必要がある。

また、事業報告については年度末の事業実績報告のみであり、年の中途においては事業の実施状況が把握されていない。つまり、ここにおいてもフィードバック機構が働かず、事業を1年間実質的に丸投げしているような状況となっている。それが問題であるという認識も思い浮かばないようで、ほとんど組織として長い間眠っているような状況である。繰り返しになるが、沖縄県はフィードバックの重要性について本当に深く真摯に考え、今後の組織としての「知的資産の蓄積」を図る必要がある。当該事業は沖縄県における「子どもの貧困」、そして沖縄県の人材育成という戦略から見ても非常に重要な事業である。各部署と横断的な情報交換を行い、振興計画の進捗管理を行う部署が直接的に情報管理し、次の展開へフィードバックするという仕組みを構築する必要がある。

26. 児童健全育成補助事業

(1) 事業の概要

① 担当部局 福祉保健部 青少年・児童家庭課

② 目的および内容

同補助事業は、放課後児童クラブに対して補助する「放課後児童健全育成事業」と、民間児童館、地域組織活動(母親クラブ)に対して補助する「沖縄県健全児童育成事業」の2つの細事業から成り立っている。

2つの事業とも、国・県・市町村がそれぞれ1/3負担のうえ、運営費の一部を助成することを国の補助要綱等で定められた国庫補助事業で、実施主体は市町村と定められている。

1) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業」とは、児童福祉法第6条の3第2項で定められており、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、政令(児童福祉法施行令)で定める基準に従い、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としております。

国の補助実施要綱(放課後子どもプラン推進事業実施要綱)において、放課後児童健全育成事業を実施するための施設を「放課後児童クラブ」と称していますが、県内では、一般的には「学童クラブ」と呼ばれています。

中、都市化の進行等により親子の増加により親が昼間家庭にいない児童が年々増えている共働き・ひとり親家庭の増加により子どもを育てる環境は大きく変化しており、放課後児童クラブの需要は高まっております。

また子どもが放課後に被害に遭う事件が後を絶たないことから、毎日安心して生活できる場所を提供する放課後児童クラブは必要であり、国は原則として、すべての小学校区で放課後児童クラブを実施することを目指し、拡充策を進めております。

県内におきましても、各市町村の状況に応じて、放課後児童クラブの設置促進を図ってきており、年々補助対象クラブは増加し、平成23年度は23市町村から225クラブに対して補助交付予定です。

このような趣旨の下、放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未

満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

実施主体	市町村、社会福祉法人その他の者 ※「社会福祉法人その他の者」としては父母会、社団法人、財団法人、保護者会、地域の運営委員会、個人及び民間企業が含まれる。 ※スポーツクラブや塾等その他公共性に欠けるもの、政治的又は宗教上の組織に属しているものは除く
対象児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることが出来る。 (児童福祉法第6条の3第2項)
活動内容	①放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定 ②出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保 ③放課後児童の活動状況の把握 ④遊びの活動への意欲と態度の形成 ⑤遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと ⑥連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施 ⑦家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
開所日・開所時間について	地域の実情、放課後児童の就学日数を考慮し、年間250日以上開所する。(利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要があるクラブは、特例として200日以上でも補助対象とする) 開所時間は、授業日は1日平均3時間以上、長期休業期間等は原則として1日8時間以上開設する。
実施場所	児童館のほか、保育所や学校の余裕教室、団地の集会所など。 放課後子ども教室推進事業等と併せて行う場合には間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設ける。
設備等	衛生及安全が確保された設備を備えて実施されなければならない、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備える必要がある。
職員について	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する資格を有する者が望ましい。(保育士や教諭の資格を有する者等)

2) 沖縄県児童健全育成事業
「沖縄県児童健全育成事業」とは、「民間児童館活動事業」及び「地域組織活動事業（母親クラブ）」に対する助成事業である。

- ① 民間児童館活動事業とは、民間児童館が子どもボランティアグループの育成やびきこもりや不登校児の野外活動、年長児童の来館促進等創意工夫のある取組みを行うために、市町村が委託する事業又は助成する事業費に対して、県が市町村に対して助成するものである。
- ② 地域組織活動事業とは、通称「母親クラブ」と呼ばれる、児童館を拠点とした子育てサークルが行う児童の健全育成を目的とした活動事業費を市町村が助成する場合に、県が市町村に対して助成するものである。

民間児童館活動事業の概要

目的	民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図る。
実施主体	市町村（及び民間児童館を運営する者）
事業内容	児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情操を豊かにする児童の健全育成に関する総合的な機能を有する他、以下のうち2事業以上実施する。 ① 自然体験活動事業 ② 子どもボランティア育成支援事業 ③ 児童健全育成相談支援事業 ④ 年長児童等来館促進事業 ⑤ 地域子育て支援拠点事業

地域組織活動育成事業の概要

目的	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図る。
実施主体	地域組織（母親クラブ、子育てサークル等）
組織	① 母親の連絡組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体で、会員は概ね30人以上とする。 ② 児童厚生施設やその他の公共施設と連携をもつものとする。 ③ 政治・宗教上の組織に属さないものとする。
事業内容	① 親子及び世代間の交流、文化活動 ② 児童養育に関する研修活動

③児童の事故防止等活動
④その他児童福祉の向上に寄与する活動

③ 予算額

(単位：千円)

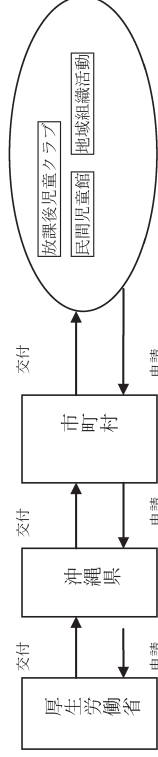
区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
児童健全育成補助事業		651,233		554,683		797,999		692,838		2,696,753

④ 事業実績

共働き、一人親家庭の増加により、放課後児童クラブに対するニーズは高まっており、事業所数及び入所児童数も急増している。放課後児童クラブの設置促進を図り、子どもに安全・安心な放課後の居場所を確保することで、児童の健全育成と共働き家庭の就労支援につながっている。

なお、沖縄県次世代育成支援行動計画（後期）の目標値では平成26年度までに238箇所の放課後児童クラブの設置を目標としている。（平成22年度の放課後児童クラブ数は215カ所）

⑤ 事業フロー図



(2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、事業補助金交付要綱、主要施策の成果に関する報告書、決算書及び事業実績報告書等の関係書類の提出、主な書類については、説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。事業の実施過程においては、合規性について特段の問題はない。

(3) 監査意見

沖縄振興計画における人材育成の重要性に鑑みれば、この事業の必要性を疑う余地はない。ただ、放課後児童クラブ（学童クラブ）が実施される場所は、児童館のほか、保育所や学校の余剰教室、団地の集会室などとされているが、実際には93%が賃貸料の生じる民間施設となっており運営費を圧迫している状況である。そのことについては、学校の余剰教室や児童館等の公的施設を使用することがもっとも経済的であることは、沖縄県も認識している。特に、学校の余剰教室の活用は利便性や安全性の観点からも望ましいとしてしている。ところが学校の余剰教室の活用は思うようには行われていない。その要因の一つに市町村の教育委員会と市町村の担当課との調整が円滑に行われないことにあるようである。しかし、これも実施している事業を第三者的な部局が評価を行っていないため、必然的にこのような結果が生まれる。仮に他の部局が事業の評価を行っていれば、現在の状況について改善を勧告する等フィードバックが必ず働く（そうでないと、評価を行った部局の責任が問われる）。自己評価という制度は情報のフィードバックという意味において機能していないと考えざるを得ない。

沖縄県は真摯に自らのPDCAサイクルについて組織としての知性を働かせて、検証を行う必要がある。

27. 児童福祉施設等整備事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

福祉保健部 青少年・児童家庭課

② 目的

同事業は、市町村及び社会福祉法人等が実施する児童福祉法第7条に規定される児童福祉施設（児童厚生施設、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等）及び放課後児童クラブ室の整備に対して補助を行うものである。

いずれの施設整備についても国庫補助制度を活用して事業を実施しており、児童厚生施設及び放課後児童クラブ室の整備については、「児童厚生施設等整備費」、児童養護施設等の整備については、「次世代育成支援対策施設整備交付金」等の国庫補助金を活用し施設整備の促進を図っている。

用語について説明する。

- 1) 児童厚生施設とは国の「児童館の設置運営要綱」に定められる、下記の施設。
 - 小型児童館
 - イ)機能：小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等の児童健全育成に関する総合的な機能を有するもの。
 - ロ)設置運営主体：市町村、社会福祉法人等
 - 児童センター
 - イ)機能：小型児童館の機能に加えて、体力増進指導等を実施するための必要な広さや器材を有するもの等の要件がある。
 - ロ)設置運営主体：小型児童館と同じ
- 2) 放課後児童クラブ室とは
 - 国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業を実施するための施設。児童福祉法第6条の3第2項で定められており、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図ることを目的としている。（国の名称は放課後児童クラブ室だが、一般的には学童クラブと

呼ばれている。）

3) 児童養護施設とは（18才未満）

児童福祉法第41条で定められており、保護者のない児童、虐待されている児童 その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。

③ 予算

（単位：千円）

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		合 計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
児童福祉施設等整備事業（補助事業）		143	1	33,155	2	14,237	2	26,332	73,207
（うち補助金）				33,000		14,028		26,179	73,261

④ 事業の現状および必要性

沖縄県が策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、児童厚生施設（児童館、児童センター）を平成21年度の65箇所から平成26年度までに73箇所、放課後児童クラブを平成21年度の194箇所から平成26年度までに238箇所を増やすことを目標として掲げており、児童厚生施設等を設置する必要がある。消防法において、乳児院におけるスプリンクラーの整備が義務付けられているため、国の経済対策に伴い設置された社会福祉法人袋中園に対し、補助を行う必要がある。スプリンクラーの設置を行う社会福祉法人袋中園に対し、補助を行う必要がある。児童養護施設 美さと児童園の指導棟（体育館）が築25年が経過し、雨漏り等による腐食が著しく使用禁止になっているため、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、大規模修繕を行う社会福祉法人国際福祉会に対し、補助を行う必要がある。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、事業補助金交付要綱、主要施策の成果に関する報告書、決算書及び事業実績報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

この事業は、健やかで安心できる暮らしの確保という施策のもと、地域の児童の健全育成に寄与するため、児童福祉施設及び放課後児童クラブの整備に対して補助を行うものである。いずれの施設整備についても国庫補助制度を活用して事業を実施している。沖縄県が策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、児童厚生施設（児童館、児童センター）を平成21年度の65箇所から平成26年度までに73箇所、放課後児童クラブを平成21年度の194箇所から平成26年度までに238箇所に増やすという計画に沿っている。

総論において考察したように沖縄県の子ども達は教育機会という観点からすると、大きく2つの階層に分かれている可能性がある。子どもの貧困の問題は将来の雇用の問題へとつながる等非常に複雑な問題系であり、部局横断的に取り組むより他にない。当該事業についてもピア・レビュー等の第三者評価により部局間で情報の共有を図っていく必要がある。

28. 留学支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

教育委員会 県立学校教育課

② 目的

国際化社会に活躍できる人材を育成するため、高校生国外留学、国外大学等への留学、専門高校生の国外研修を支援する必要がある。

高校時代を海外で過ごすことは、異文化交流の大切さと楽しさを知る絶好の機会である。十代という若い時期の留学は、語学力、適応能力、コミュニケーション力など、すべてにおいて吸収力が違う。さらに、保護者から離れて海外で生活することは、自立心が養われる。また、果敢等で派遣することにより、経済的に留学が困難な者、又は意欲はあるが留学（研修）費用が多額であるため躊躇する者を国外に派遣し、国際性豊かな人材の育成を図ることができる。

1) 高校生の国外留学生派遣事業にかかる経費

2) 国外留学生派遣事業の留学助成・留学貸与にかかる経費

3) 専門高校生の国外研修事業にかかる経費

平成23年度の計画

1) 高校生の国外留学生派遣事業（1年間）…70人

2) 国外留学生派遣事業（大学・大学院、6ヶ月～2年間）…19人（継続6人）

3) 専門高校生国外研修事業（一週間程度）…25人

その他の留学制度

沖縄県高校生米国派遣事業（国費：平成22年募集、平成23年度派遣で終了）、小

淵沖縄教育研究プログラムで11人予定

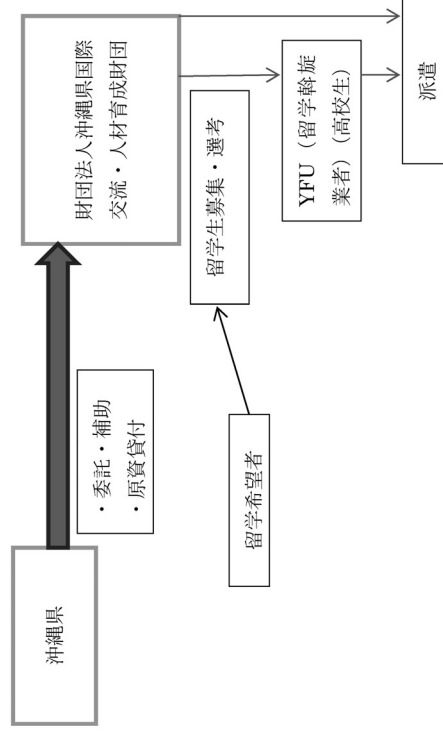
③ 平成20年度から23年度までの各年度予算額

(単位：千円)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
国外留学生派遣(貸与)		24,600		21,000		21,000		21,000
国外留学生派遣(派遣)	22	37,999	22	37,938	21	33,469	19	30,025
高校生の国外留学	10	13,446	35	24,395	68	44,470	70	46,653
専門高校生国外研修	31	1,388	27	1,187	24	962	25	2,223
事務費		200						
計		77,633		84,520		99,901		99,901

(注) 国外留学生派遣(大学生等)については昭和57年から実施、高校生の国外留学については平成2年から実施、専門高校生の国外研修事業については平成15年度から県補助を実施している。

④ 事業フロー図



⑤ 各事業概要及び説明

事業概要	高校生の国外留学生派遣事業	国外留学生派遣事業	専門高校生の国外研修事業	
事業概要	異文化体験を通して視野を広めることにより、21世紀の本県の振興開発、学術、文化及び国際交流の推進を担う国際性豊かな人材を育成するための、高校生の国外留学事業にかかる費用である。	沖縄県の振興を担う人材の育成のため、教育、学術、文化、産業等の分野において、国外の大学、大学院又は研究機関への留学生を派遣するための、県費留学生(大学等)の留学助成・留学貸与にかかる費用である。6ヶ月課程から1年間、修士課程へ派遣している。昭和57年より開始。	県内の専門高校生を海外に派遣し、広い分野における研修の機会を設け、派遣先の国々の同世代若者達及び関係者との交流を行うことにより相互理解を深め、アジア・太平洋の国際交流拠点の形成及び振興開発の推進を図ることとしている。目的としている。	農林・工業・商業・水産・総合科の高校生を約1週間派遣する。
特徴	欧米及びアジア諸国に高校生を1年間派遣する。	国外大学、大学院などへの派遣。		
事業の現状・必要性	国際化社会で活躍し、グローバルな視点を持つリーダー人材を育成するため、高校生国外留学を支援する必要がある。	国際社会で活躍し、沖縄の振興・開発に貢献できる人材を育成するため、国外大学・大学院等への留学を支援する必要がある。	グローバルな視点を持った産業人材育成の基礎作りを図るために、専門高校生の国外研修を支援する必要がある。	
事業効果	高校時代を海外で過ごすことは、異文化交流の大切さと楽しさを知る絶好の機会である。十代という若い時期の留学	県費等で派遣することにより、経済的に留学が困難な者、又は意欲はあるが留学費用が多額であるため	本県の特性を生かした活力ある産業の振興を担う産業従事者の育成と国際性豊	

	<p>は、語学力、適応能力、コミュニケーション力など、すべてにおいて吸収力が違う。さらに、保護者から離れて海外で生活することは、自立心が養われる。また、県費等で派遣することにより、経済的に留学が困難な者、又は意欲はあるが留学(研修)費用が多額であるため躊躇する者を国外に派遣し、国際性豊かな人材の育成を図ることができる。</p>	<p>踏する者を国外に派遣し、国際性豊かな人材及び沖縄の振興・開発に貢献できる人材の育成を図ることができる。</p>	<p>かな人材の育成を図ることができ</p>
<p>事業実績</p>	<p>平成2年度より事業を開始し、平成20年度までは全額助成でドイツ、オランダ、スウェーデンを中心に欧米諸国へ毎年10名を派遣してきた。平成21年度から知事公約の「年間海外留学派遣100名」への対応として、派遣人数の拡大を図るため半額助成で実施している。平成21年度は35名を派遣し、平成22年度は68名を派遣した。</p>	<p>昭和57年度に開始し、平成22年度までに623名を米国、欧州、アジアを含め世界各国へ派遣してきた。</p>	<p>昭和61年度に開始し、平成22年度までに539名を派遣。平成10年度から平成11年度にタイ、シンガポールへ派遣した42名以外は台湾へ派遣。</p>
<p>追跡調査</p>	<p>平成19年度までの派遣生180名に追跡調査を行い、回答は84名であった。(内26名は大学生) ①IT・観光:1名</p>	<p>回答のあった517名の中から主な分野別集計。 ①医療・理工系:28名 ②社会系:118名 ③人文系:10名</p>	<p>なし</p>

	<p>②医療:5名 ③学術・教育:5名 ④その他(マスコミなど):10名</p>	<p>④教育:184名 ⑤マスコミ・観光:18名</p>	
<p>追跡調査が平成20年度のものであり、しかも回収率が50%を下回っているために正確な把握が困難な状況であるが、IT・観光分野での就職が少ないものの、他の分野においては沖縄県の振興に資する人材となつて活躍していると考えられる。平成21年度から派遣者拡大を図るために半額助成での実施となり、派遣生への経済的負担が大きくなっている。(約60万円の自己負担) また、課題としては国費での高校生派遣事業と同様に、より明確な沖縄県が目指す人材育成の目標設定、派遣中・後の確実な動向把握とその結果検証が挙げられる。</p>	<p>21世紀の沖縄県の振興を担う人材の育成を目的に、自然科学及び人文・社会科学等の分野において、国内外大学院又は研究機関等へ派遣しているが、沖縄の経済、観光、産業、文化、教育に渡り、幅広い研究がなされておき、帰国後も沖縄の振興・発展に大いに寄与しているものと考えられる。 一方、時代のニーズに即応した産業人材の育成やスピード感のある養成が求められている先端技術の研究分野においては、育成が立ち遅れてきたことは課題としてあげられる。</p>	<p>評価</p>	

※追跡調査:平成20年度に沖縄県国際交流・人材育成財団がおこなったものに基づいたものである。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、委託金内訳書及び委託事業報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 派遣先について

事業実績をみるに高校生の国外留学生派遣事業、国外留学生派遣事業については、派遣先が欧米諸国に集中しており、また専門高校生国外研修事業については、派遣先がほとんど台湾となっている。平成 20 年度の包括外部監査においても指摘されているが、グローバルな視点をもった人材の育成または国際交流拠点の推進といった観点からは偏りがあるのではないかと。

派遣先が偏る主な要因は、事業の受託団体が同一の留学幹旋業者へ委託していることにある。このことは県の担当者も認識しており、複数の留学幹旋業者への委託を検討すべきである。

② 留学費用の自己負担について

平成 21 年度から知事公約の「年間海外留学派遣 100 名」への対応として、派遣人数の拡大を図るため、これまで全額助成していた留学費用を半額助成で実施している。自己負担が発生するため経済的理由により留学を考え直す学生もいるのではないかと。このことは経済的に留学が困難な者、又は意欲はあるが留学費用が多額であるため躊躇する者を県費等で派遣するという事業の一つの効果を下げてきているのではないかと。

しかし、そもそも沖縄県は第 1 次振興開発計画の頃から「国際交流の経験」を持つ県民の強みを発揮して「国際交流の拠点」を目指す大きな目標を掲げている。これが沖縄県の重要な施策であることに異論はないと思う。そのように重要な施策であり、かつ沖縄県は「選択と集中」を基本方針とすると謳っているのであるから、そもそも当該事業の予算に最初から制限をつける必要はない。財源がないというのであれば、相対的に必要性の薄い事業なり、当該事業の予算なりを「選択と集中」の原理により削り（それが実行できないというのであればそもそも「選択と集中」を基本的姿勢とすることと矛盾する）、同じく「選択と集中」の原理により当該事業の予算にあて、全額助成で 100 名を達成し、未だ実現されていない目標である「国際交流の拠点」を担う人材育成を図る。これを世間的には「選択と集中」と言うのではないだろうか。

※国費により自己負担なしで留学ができる制度もあるが、平成 22 年度募集終了している。

③ 追跡調査について

この事業の効果を図る上での明快な方法の一つは、留学した者がどのような進路に進んだかを把握することであろう。行政が実施する事業は外部からのフィードバックが働きにくいという構造的な弱みを抱えるが、追跡調査は実行可能であり、最低限実施すべき情報収集であろう。しかし、そのような追跡調査が正確に行われてはいない。正確な追跡調査を行えるように、留学した者には一定の報告義務を課す等の仕組みを検討すべきである。

総論で考察したようにアジアの時代を迎えるに当たり沖縄県の今後の振興計画の要は人材育成であると考ええる。留学支援事業については「選択と集中」の原理に基づいて真に戦略的な対応を行うべきである。実施した事業についてのフィードバック、すなわち追跡調査も実行するのが当然である。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 金城印刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号